

報年濟經本日

期半四四第 年八和昭


(るよに料資のでま旬中月二年九)

輯五十第

330.59
N6856
T
00001105

編社報新濟經洋東





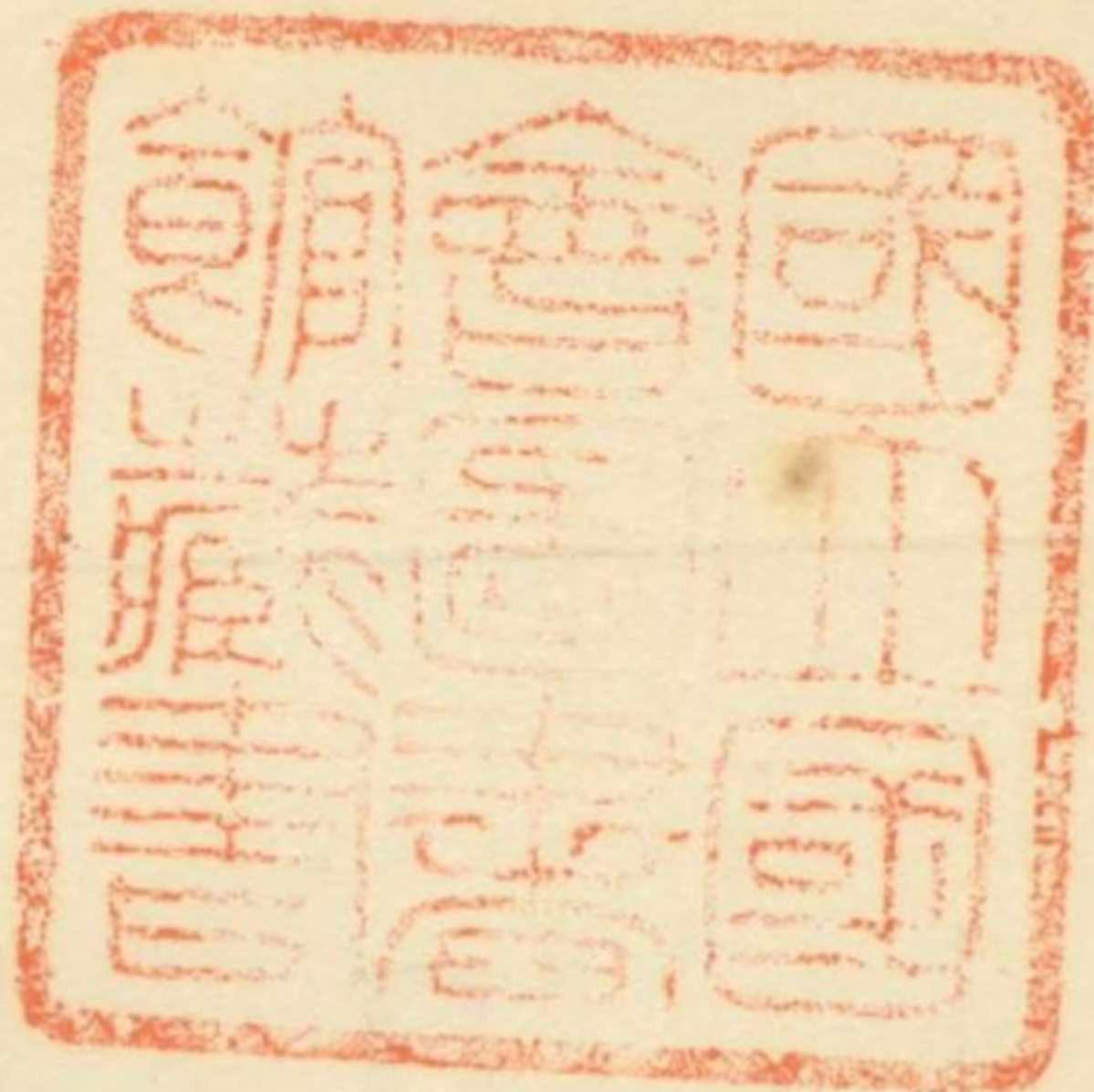
東洋經濟新報社編

日本經濟年報 第十五輯

—昭和八年第四四半期—

東洋經濟新報社

330
24



1105

序

本輯は執筆の中途に於いて、米國の平價切下に出會つたが爲め、之を逸するは讀者諸君に對して心苦しく、急に一つの部を設けて取扱ふ事にした。米國の平價切下は兎も角も同國の物價政策、通貨政策、爲替政策、金政策及び財政々策の一應の、締めくゝりであるから、この意義及び影響を理解する事は、經濟に關心を持つ程の者にとつては、極めて必要な主題である。

『國際日本の危機』説は、上下擧つて之を提唱し、今尙相當旺んである。夫れが國民の緊張を要求する程度であるならばよいが、徒らに戰鬪意識を高調させるものであるなら、害あつて益はない。『外交』の必要今日の如く緊切なるはないと思ふが、近時著しく『危機』説が批判されるに至り、事實も亦、外交工作として協和的な進路が採られつゝある事は、認識を新にせねばならぬ段階に入つたと云へやう。

農村問題は論ぜられること久しいものであり、又内閣の重要問題として議せられたこと今日の如く華々しきはなかつた。併し、熱意のみあつて方策を持たぬ軍部の支持と、徒らに屬僚的政策の羅列に終り主張を缺いた農務當局の農業政策では、遂に全關係を動かすを得ずして、大して方策のない追加

豫算位で、又しても追つ拂はれるに至つた。問題が根本的に難かしい爲めでもあらうが、爲政者に政治能力が缺如してゐる點は極めて明瞭である。吾々は、方策樹立の前に先づ農村の現状を理解せねばならぬ。

第四部に於ける部門經濟の分析に、福建革命問題と滿鐵改組問題を加へて、之を解説した。讀者諸君はその底流を掴まれ度い。

附録の「重要經濟統計表」では、前輯での約束を果した。即ち其の頁數の増加によつて新規の重要統計を加へ、尙從來の各統計にも可及的に改善を施し、また本文の各部各節との關聯を持たせ、利用に便した。

次輯は、簡潔と精選を以て見へ度い。

例によつて卷末カードにより讀者諸君の種々な御批判なり、御意見なりを承り度い。

昭和九年二月廿六日

東洋經濟新報社

日本經濟年報第十五輯 目次

第一部 焦土外交より脱したる國際日本……………一

 第一節 好轉しつゝある國際日本の位地……………一

 第二節 外交好轉の日本側の要因……………六

 一、ファツシヨ的氣運の衰退……………六

 二、國內經濟好轉其他による非常時氣運の解消……………九

 三、國內經濟好化と軍部勢力……………一一

 四、滿洲に於ける經濟工作の困難……………一五

 (A) 滿洲に於ける農業恐慌……………一六

 (B) 滿洲への商品輸出の見透し……………二二

 (C) 日滿關稅問題……………二三

 (イ)關稅同盟——(ロ)日滿特惠關稅制度——(ハ)日滿互惠關稅制度……………二三

第三節 外交好轉の外國側の要因

- 一、米國極東政策の變更……………二九
- 二、日蘇關係の變化……………三三
- 三、米國の露國承認の意義……………三七
- 四、ソ聯西部國境の整備……………四一

第四節 結語—廣田外交の見透し……………四五

第二部 農業恐慌の現段階と其對策の歸趨……………四九

序 農村不安の濃化……………四九

第一節 内政會議と農村問題……………五三

- 一、内政會議と農村問題の重要性……………五三
- 二、内政會議の經過……………五五

第二節 當面せる重要農村問題の本質と見透……………六〇

- 一、米穀問題の重要性と統制法施行後の實績……………六〇

(A) 現行統制法の本來的弱味と專賣案……………六〇

(イ)問題の重要性と増産政策の破綻—(ロ)現行米穀統制法の弱味と專賣案の合理性

(B) 米穀統制法の功罪……………六六

(イ)米價は公定價格以下に—(ロ)貧農は祝福されず

二、負債の重壓と負債整理組合法の試練……………七三

(A) 農村負債の意味……………七三

(イ)小農制下の農村負債—(ロ)農村の商品經濟化と負債—(ハ)諸負擔の過重と負債

(B) 負債の渦巻く農村……………七七

(イ)農村負債の加速度的増加—(ロ)農村負債總額六十億圓以上

(C) 負債整理の意味と實績……………八二

三、農村過重負擔とその軽減對策……………八六

(A) 悲惨を物語る農村の負擔過重……………八七

(B) 公租、公課の偏農狀態……………九一

(C) 諸負擔軽減對策の意味……………九三

(四) 蠶絲恐慌は新展開か……………九六

(A) 八年蠶繭界の好轉……………九六

(B) 前途不安な生絲及繭……………九九

第三節 恐慌期の農家收支及び小作爭議……………一〇五

(一) 農家の收支状態 一〇五

(A) 農産物価格と農家の収入 一〇五

(B) 最近に於ける農家の收支状況 一〇九

(二) 注目すべき小作争議の容相 一一三

結語 一二四

第三部 米國新通貨政策の目標と其展開 二七

序 二七

第一節 米國經濟復興運動に於ける通貨政策の役割 二九

第二節 米國通貨政策の目標と特殊性 三三

一、米國通貨政策の本質 三三

二、米國通貨政策の特質二側面 三五

(A) 通貨調節政策としての米國通貨政策 三六

(B) 通貨制度政策としての米國通貨政策 三七

第三節 米國通貨政策の發展的様相と其效果 三六

一、金本位廢棄の確定と其意味 三九

二、大統領の通貨獨裁權獲得と其内容 三九

三、米國通貨政策の確立並に實施の現實的效果 三九

(A) 米國通貨政策の確立に基く投機的物價騰貴の顯現 三九

(B) 具體的インフレーション政策の實施と投機的物價騰貴の昂進 四〇

(イ) 聯邦準備銀行のオープン・マーケット・バイイング・オペレーションの開始——(ロ) 低金利の進展——(ハ) 通貨膨脹の實狀 四〇

(C) N・R・Aの實施とインフレーション見越の挫折 四三

第四節 金買上政策の實施と其效果 四四

一、金買上政策の登場 四四

二、金買上政策の目的と其理論的根據 四四

(A) 金買上政策の目的 四四

(B) 金買上政策の理論的根據 四五

三、金買上政策の實施狀況 四五

四、金買上政策の現實的效果 四六

(A) 金相場引上の物價に對する影響 四六

(B) 金相場引上の爲替相場に對する影響 四七

第五節 平價切下への前進

(C) 金買上政策の失敗から弗價改訂への轉換……………一五三

一、弗價改訂の準備と其實施……………一五五

(A) 弗價改訂教書の發表から弗價改訂法の成立まで……………一五五

(イ)弗價改訂教書の發表——(ロ)弗價改訂法の成立……………一五五

(B) 弗價改訂の實施……………一五六

二、弗價改訂の意味と其目標……………一六〇

(A) 弗價改訂の二面的意味……………一六〇

(イ)インフレーション政策としての弗價改訂——(ロ)一九三四年型金地金本位制度の創設……………一六〇

(B)弗價改訂の目的……………一六四

三、弗價改訂の現實的效果……………一六六

結語——米國通貨政策の歸趨とインフレーションの前途……………一六八

第四部 各經濟部面の分析と見透

第一節 第四四半期の日本經濟一般……………一六九

一、我紙幣物價と弗物價……………一六九

二、對米爲替の騰貴……………一七三

三、産業活況の現れ……………一七三

四、貿易は良好である……………一七五

五、内地に於ける商品の流れ……………一七七

第二節 米國平價切下前後の世界經濟

一、米國の平價切下實施……………一七九

二、米國の景氣は上向に轉換……………一八一

(A) 生産の増加……………一八一

(B) 生産増加の主要要因……………一八二

三、米國財政インフレの規模と産業刺戟力……………一八四

(A) 膨脹財政の全貌……………一八四

(B) 政府事業のインフレ……………一八五

(C) 金融的インフレ……………一八七

四、歐洲大陸の政治的危機……………一八八

五、佛蘭西學國內閣の成立……………一九〇

六、佛蘭西の財政問題……………一九一

七、「獨逸の新たなる脅威」……………一九三

第三節 金融及資本市場

- 一、八年末金融は靜穩……………一九五
- (A) 年末の通貨需要増……………一九五
- (B) 日銀の資金放出……………一九六
- (C) 民間の公債買入續増……………一九七
- (D) 九年度の公債發行額……………一九九
- 二、府縣別に見た金融狀況……………一九九
- 三、起債市場活況……………二〇五
- (A) 低利借替の進行……………二〇五
- (B) 新設計畫資本増加……………二〇七
- 四、銀行大會の演說……………二〇八
- (A) 全國農工銀行大會……………二〇九
- (B) 關西銀行大會……………二〇九

第四節 海軍省費の増嵩と九年度豫算

- 一、難産だつた九年度豫算案……………二一一
- 二、歳出に示された特異性……………二二三

- (A) 軍事費膨脹の要因……………二二五
- (B) 削減された行政費……………二二八
- 三、租税の増收漸く顯著……………二三一
- 四、漠然とした政府の財政對策……………二三四

第五節 外國貿易と國際收支

- 一、日印會商の成立とその後に來るもの……………二二七
- 二、通商危機を克服する諸モメント……………二二三
- 三、八年度貿易に現れた新たな傾向……………二二六
- 四、七・八年度國際貸借の總決算……………二四〇
- 五、貿易統制工作の進行とその目標……………二四二

第六節 産業界の一般的傾向と重要産業の概況

- 一、利潤増加の傾向……………二四五
- 二、新資本の投資分野……………二五〇
- 三、纖維工業・重工業の概況と見透し……………二五三
- (A) 纖維工業……………二五三
- (B) 重工業……………二五七

第七節 労働者階級の状態

一、就業人員は増加す……………二六一

二、賃銀収入は稍増加……………二六四

 (A) 下向する定額賃銀……………二六四

 (B) 實收賃銀指數の上昇停滞……………二六五

 (C) 労働階級總収入は増加す……………二六六

三、生計費は騰る……………二六七

四、労働時間の延長は續く……………二六八

 (A) 團扇工場に於ける就業時間の制限……………二七〇

 (B) 剪毛工場に於ける就業時間の制限……………二七一

五、労働者保護に對する脱法行為頻出……………二七三

第八節 政治及び社會情勢……………二七五

一、反動的小康時代……………二七七

二、所謂ファツショ陣營は何故沈滞したか……………二八〇

三、慘たる左翼陣營の凋落……………二八二

四、既成政黨の蘇生……………二八八

第九節 福建革命の崩壊と中國の今後

一、福建政府の樹立から倒壊まで……………二九一

 (A) 福建革命前史……………二九一

 (B) 福建人民政府の樹立と倒壊……………二九二

 (C) 福建政府倒壊の理由……………二九五

二、福建革命の本質……………二九六

 (A) 思想的背景……………二九六

 (B) その政治綱領と第三黨の政策との類似……………二九八

三、今後に残る中國の政治的紛亂の諸要素……………三〇一

 (A) 地方軍閥の割據……………三〇一

 (B) 共產軍の脅威……………三〇四

第十節 滿鐵改組問題の展望

一、改組案は必至の運命……………三〇五

二、軍部案と其指導精神……………三〇七

三、軍部の投じた波紋……………三一〇

 (A) 社員會の聲明……………三一三

目次

一一

一(B) 資本家のボイコット 三二
 四、軍部案を恐るゝ理由 三三
 五、軍部案行方不明となる 三四
 六、何が改組案を行方不明にしたか 三五

— 附 録 —

重要經濟統計表 二
 昭和八年第四四半期日誌 三
 第十四輯(昭和八年第三四半期)索引 五〇

日本經濟年報 第十五輯

— 昭和八年第四四半期 —

(昭和九年二月中旬迄の材料による)

第一部 焦土外交より脱したる國際日本

第一節 好轉しつゝある國際日本の位地

廣田外相就任以來我が對外關係は頗る好化せるものゝ如くである。この事は最近行はれた外相自身の諸演説から直ちに窺はれる。だが事外交に關する限り、政治當路者はもちろん、在野の政治家、民間の諸家に至るまで、その演説、決議、聲明書等々は眞實を語る事最も少いのである。蓋し由來外交そのものが對外的に多分の駈引を要するのと、演説等による意志發表の一つ（）が國內民衆に及ぼす効果が極めて甚大なることとのために、それは屢々或は對外示威のため、或は對外索制のため、或は國內思想の統一のため、或は國內の宣傳のため等々に、利用され勝ちであるからである。従て、原則として外相の演説たりとも、一應の實證なくしてはこれを信ずることが出来ない。

然らば事實對外關係はどうなつてゐるか。結論から先きに言へば、國內の各種出版業者、通信業者の煽情的報道の續出とは全く相反して、對外關係は頗る好轉しつゝある事が見出される。顧みればわ

が國民は滿洲事件以來、繼續的に國際日本の危機と云ふ極めて刺戟的な言葉を以て、恰かもそれが具體的内容を盛つた現實として、迫りつゝあるかの如き訓練を受け來つた。また外國に於ても、夫れが反映して日本は世界平和の攪亂者であるかの如き言説が續け様に行はれた。然もこれは最近に至つて一層甚しい。従つて、正直者には、日本の對外關係は今なほ非常なテムポで惡化して行く一方であるかの様に感ぜられるのである。かゝる流行的情勢をイチ早く擱んで機に乗ずる出版商業者の多いことは、日常吾々の眼に觸れる所であらうが、事實は、日本の對外情勢は一昨年及び昨年頃に比して著しく好化しつゝある。この點は特にハッキリしておく必要がある。何故かなれば、不必要な激情は屢々國交關係にあるものよりヨリ以上に重大化せしむるからだ。

順序として先づ對ソ關係に目を向ける。先きに外國が我が感情を刺戟する言説をなすと云つたが、その點では露國が最も甚だしい。偶々露國では三年半振りで全ソ共産黨第十七回大會が開かれてゐたが、その席上、國際共産黨書記長スターリン、同書記カガノヴィツチが日ソ關係につき演説をしてゐるし、又別の機會に外相リトヴィノフ、陸相ウオシロフ、首相モロトフが相繼いで對日關係について觸れてゐる。その云ふ處は殆んど同じで、日本は滿洲國を足場にして沿海州、ザバイカル地方を併合せんとし、その第一歩として北滿鐵道を武力を以て奪取せんとしてゐる、然るに我々ソ聯邦國民は、

一寸の他國の領土をも欲せざる代りに一寸たりとも我領土の敵に冒さるゝを許さないのであるから、軍備を嚴にしてその場合には日本軍に手痛い目を喫せしめなければならぬ、と云ふ様な事を繰返して演説してゐるのである。

成る程、斯様な演説は餘り好感を以ては受取れない。だが、この種の演説はそもくソ聯邦の建國當時——即ち十一月革命以來何度も云はれてゐる事である。云はゞそれは共産主義理論の一般論、大體論にすぎない。我々は一般論よりか、具體的に日ソ關係がどう進んでゐるかを見てそれを以て今後を判断しなければならぬ。さう見て來ると右にも擧げた如く露國當路者が『日本の野心』の指標として世界の最大の注意を促してゐる北滿鐵道が、奪取どころか、協調的機運の中に讓渡交渉が再開されんとしてゐる好事情にある。その上、交渉は今の處、成立の見込は多分にある様である。漏れ聞く處によれば、讓渡價格は或る相當の價格で折合ひがつき相だと云はれてゐるし、その上露國側は對價を圓紙幣で受取る事を承認し、なほその上その一部は日本の商品及び公債でも可いと云つたとさへ云はれてゐる。どの程度迄信じられるか判らないにしても、國內の經濟建設に忙しい露國としては、餘程の讓歩をすることは考へられる。恐らく近い中に交渉が成立するであらう。さうすれば露滿關係の一つの癆は片附けられるので、極東の空氣は餘程明るくなるに違ひない。

次に滿洲國關係であるが、滿洲事變で日本を批難する聲はリットン報告書以來全く影をひそめた。寧ろ反對に八年十一月頃の米國の新聞の如きは、滿洲國不承認は昔語りになるであらうと米國の承認が近き事をさへほめかしてゐる。今次の滿洲國の帝制への移行に對しては、獨逸の一新聞がこの事を目して日本の北支統一と蒙古併合の手段と見做した穿ちすぎた批評以外には批難めいた反響は一つしてない。日本に右に擧げた獨逸の批評の如き野心の無い以上、今次の新國策は滿洲國の獨立性を高め外國資本誘致の一助ともなつて、將來各國資本交錯の曉には平和の一礎石とさへなるであらう。又さうならしめねばならぬ。

次に對支關係は七年の上海事變、八年の熱河討伐當時とは打つて變つて好轉し、殊に最近の如きは排日緩和の結果、對支貿易はいくらかづゝ増加してをり、又親日家の黃郛の外交部長就任説が傳へられてこの上の好化をさへ暗示してゐる。對英關係は我震ヶ關が日印通商條約締結の際示した頗る妥協的な態度に見てる判る通り、これと強く事を争ふと云ふことはあり得ない。英國の滿洲國に對する態度も頗る好轉したと稱せられる。

最後に對米關係であるが、こゝにハッキリしておかねばならぬ事は我國と米國とは經濟的利害で衝突すべきことは一つもないと云ふ事實である。例へば、貿易關係についてこれを見ても、日米が販賣

市場を共通する處は、支那と中米南米であるが、しかしその商品種別は我れの纖維製品、雜貨を主とするに對し、彼れは機械類を主とするのであつて對立點は殆ど無い。又資本輸出關係については支那を共通の投資地とするが、そこに於ては共通の利害をこそ感ずれ、對立抗争する事實は決して見られない。事實に於て米國が日本を敵視することありとすれば、それは複雑な國際關係、例へば英米の對立抗争に於て日本の勢力を英國に加えざらしめんとする場合の如きである。更にモ一つ注意すべきは日本に於て近頃徒に日米海戦を云々するが、現在の戦争技術では太平洋の廣さは日米戦争を阻むと云ふ事である。(勿論彼我の海軍勢力が段違ひに違へば別だが)從て若し強いて米國が日本と争はんがためには、太平洋のこちら側に有力なる同盟者、例へば露國とか、現在よりヨリ良く武装されたる支那とかと同盟しなければならぬ。だから若し米國が日本と争ふべき根據を持つ際には、その時は必らず日ソ或は日支の抗争と云ふ假りの形をとつて表はれるに相違ない。然るに先きにも述べた如く、露國は口先きでこそ極めて強い事を云つては居るが、爲すことは平和政策であり、我れ亦これに應ぜんとしてゐるのであるし、對支關係も悪化の懸念はないのだから、對米關係亦決して懸念すべき處ない。以上の如く我對外關係は事實、好轉してゐるのであるが、然らばこの好轉は何により持ち來されたのであらうか。それを廣田外相の政策に歸することは謬りである。好轉の根本的原因是、國際經濟及

び政治の現勢の上に求められなければならない。以下に於て、我々はこれを日本側の要因と外國側の要因とに分つて、一應の分析を試みやう。

第二節 外交好轉の日本側の要因

一、ファツシヨ的氣運の衰退

外交好轉の日本側の要因は總括して強硬外交論者の勢力失墜に其集中的表現を見出す事が出来る。顧みれば昭和六年九・一八事變前後より、我が國のファツシヨ的勢力は非常な勢ひで力を延ばした。そしてこれに追隨して大小種々のファツシヨ團體が浮び上り、動き、躍つた。昭和七年春及び夏頃は反資本主義的ファツシヨ勢力の最も高調せる時であつて、既刊第八輯に於て吾々はそれを次の様に書いてゐる。

『社民黨の分裂に依る無産陣營の混亂、井上、團兩氏を倒した血盟暗殺團事件、樞密院副議長平沼氏を頭梁とする國本社活動……』

下中彌三郎氏主宰の『日本國民社會黨』ファツシヨ研究の學術團體たる『日本國家社會主義學

盟』、日本労働組合總評議會關西地方評議會の人々を中心とする『社會自由黨』等の創設。

協力内閣運動で民政黨を去つた中野正剛氏一派、頭山、内田、津久井氏一派の『大日本生産黨』、

佐官階級以下の現役將校より成る『さくら會』、大川周明氏一派の『行地社』等々の活動。

第一四半期に於いてこれ等のものが目まぐるしい迄に浮び上り、動き、躍つた。

彼等の多くは、未だ其の發生期にあり、たゞ綱領宣言を通じて、都市プロレタリアートを、小市民を、過剰インテリを、小農及び中農等々を自己の傘下に吸収し、そして××奪取を自己に有利に展開すべく、そこには未だ宣傳、陰謀、策動、が見られるだけだ。』(『年報』第八輯二七五頁)

だがこれが第二四半期に入るや運動はテロルに進展した。五・一五事件がこれである、犬養首相以下十數の名士をねらひ、帝都を戒嚴令下に置かんとせるこの陸海軍人の陰謀は現存支配階級を震撼せしめた。これより事件は愈々多事であつた。

『即ち、第六十二臨時議會(六月)の中途から突如捲き起された農村負債モラトリアム請願運動、特高警察網の擴張と左翼陣營への大彈壓、社民黨を脱退せる赤松氏一派の『日本國家社會黨』の結黨と、下中氏一派の『新日本國民同盟』の結成、之に伴ふ労働總同盟の動搖、所屬全國製氷従業員聯盟外八團體の連袂脱退。社民労働大黨の合同、社會大衆黨の成立、政權をさらわれた政友會内部の分裂の

危機竝に、安達氏一派の國策研究俱樂部——國民同盟創立と、それに伴ふ民政黨の不安動搖。更に第六十三議會を繞る請願運動の再燃、引きつゞくアツシヨ轉向者による無産政黨の動搖、社會フアツシヨ陣營内における諸對立、更に今牧博士等を中心とする首相暗殺事件の暴露、第二の陰謀事件とも言はるべき天行會の檢舉事件等々……。」(『年報』第十二輯二八五頁)

が相繼いで起り、就中この中で最も脅威的勢力は農民請願運動のそれであつた。

當時の外交政策はほゞこの空氣を反映してゐた。外交はしばしば軍事に追隨した。『獨斷專行』は賞揚されぬ迄も暗黙の中に許容されて北滿南滿ともに屢々多事となり、外交は外國への所謂『追隨外交』から軍事への『追隨外交』となり、遂に有名なる『日本を焦土とするも滿洲を保持する』と云ふ内田外相の演説に現れた焦土外交に到達した。對ソ戰爭の危機は機會ある毎に叫ばれ、事實上國民は國家總動員計劃の實施に参加せしめられた。

だがほゞ昭和八年十月を境にして日本の外交は急旋回をした。内田外相の廣田外相への交代はその一つのメルクマイルをなすものである。新外相の就任宣言書は各國から好意を以て迎へられた。十一月日印新通商條約は民間一部團體の非常な反對にも拘はらず、政府代表の手によつて締結され日英親交の楔となつた。九年一月ソ滿間の北滿鐵道讓渡交渉が日本の橋渡によつて再會されんとしてゐる。

等々。これら外交の好轉は廣田外相一人の力ではなく何よりも強硬外交論者の後退の故にである。吾々の課題は進んで何が故に強硬論者が後退しなければならなかつたか、如何にして後退して行つたか、の二點を明にせねばならない。

強硬論者後退を結果した客觀的情勢の推移から先づ明にしよう。

二、國內經濟好轉其他による非常時氣運の解消

強硬論者後退の原因として最も根本的なものは日本經濟の回復である。その具體的事實は既刊第十二輯以後各輯の第三部に詳述する所であるから、これに就て詳しく述べる事を避け唯幾つかの指標的事實を示すに止める。

我財界は昭和七年末より顯著なる好轉を遂げたが、その様相は概略次の如くであつた。

一、爲替低落により日本商品の海外に於ける競争力増大し紡績業、雜貨業の輸出が好況に恵まれた、又國內に於ては外品の輸入を阻止され競争内地産業が振興した。然し乍ら爲替低落の好影響はさう永く續くものでない。従つて經濟好轉への誘因は寧ろ次の財政インフレと事業界整理の二項である。

一、軍需注文増大により製鐵、製鋼業は好況に入り、次いで動力産業たる炭鑛業、電力業の好況を

も招いた。他方軍事的見地よりする手厚い補助金政策により造船業も更生した。

好況の誘因として以上二項は屢々云はれる處であるが、これに劣らず重要であり乍ら比較的看過されてゐるのは次の一項である。

一、井上藏相の金解禁政策(昭和六年)以後二ケ年間に互る不況時代中に中少資本家の勢力失墜し、數多の大會社が安く大財閥の手中に入つた。他方産業合理化の名を以てされた賃銀切下げ、勞働時間延長の諸方策が盛行された。

以上の結果が昭和七年末以來産業界に一脈の活氣を與へ、この事は資本家に多分の自信を齎らし、それ独自の政策の遂行を可能ならしめた。独自の政策とは非常時を解消せしめる經濟政策と左右革命運動の取締策とである。經濟政策としては第六十三議會の農村匡救豫算の通過が兎に角大なる効果を擧げた。而してこれと平行して資本家の出捐、獻金運動の盛行されたるも、農村及びフアツシヨ勢力の感情をやはらげるに効果があつた。而して他の方策は警察力の擴充であつた。即ち第六十二議會に特高網の擴大強化を行ふ外、機會ある毎に各種名目で警察費の増加を計り、共產黨及右翼フアツシヨ團體の取締りを勵行した。

農村匡救にせよ取締擴充にせよ、若し經濟状態が引續いて陰慘を極めてゐたならば、恐らく日本は今日なほフアツシヨ勢力の跳梁を見てゐたであらう。昭和七年末以來の經濟好轉はこの意味より見て最も重大な要因であつた。

云ふ迄もなく外交強硬論者は多くの場合、國內に於ける國難が増大すれば増大するほど、その聲を大にするものである。而してこれに隨伴する大衆なるものも國難の度が強ければ強いほど排外的思想に乗ぜられ易いのである。かくて一應フアツシヨ勢力の衰退を經濟的に説明せられるのである。が以上の叙述に於ては殊更に軍部勢力の動向を逸した。

三、國內經濟好化と軍部勢力

軍部勢力が最近頃に妥協的穩和的となりし事も、亦我對外關係の好化の原因である。軍部勢力中、滿洲國に於ける軍部所謂出先軍部は滿洲事變突發當時は頗る反資本主義的であつた。事變當時滿洲軍は滿洲國に非資本主義的な所謂皇道主義に基く國家の建設を目的としその完成の後には内地の制度に變革を與へその武力により非資本主義的理想境を現出するを目的としてゐた、とさへ傳へられてゐる。これにどれだけの確からしさがあるかは證明の道が無い。が若し事實この様な考へ方を抱懷してゐたとすれば誠に重大な事であるから恐らくは單なる噂であらうが、然し、かくの如き噂が傳へられるほど

當時の滿洲出先軍部の反資本主義的色彩は濃厚であつた。例へば滿洲國建設の當初に於て、滿洲國經濟建設に要する資本を財閥より仰がざる方針をとつた如きその一つのあらはれであつた。

然し乍ら軍部のこの態度も、實際に滿洲國の經營を開始して見るや何時の間にか訂正を余儀なくされた。事變當初には明日にでも滿洲國を樂土とするかの如き言辭が繰返されたものが間もなく引き込まれた。そして『樂土』を目指す移民は嚴重に制限せらるゝに至つた。他方滿洲國の經濟建設の資金は、當初の聲明に従へば絶対に資本家を排除し、一般國民の零細なる基金を以てなすべき事が豫定された。然し乍ら、歴史始まつて以來最も深刻にして且長期に亘る今日の恐慌に際して資本家を措いて何處に巨額の資金を調達し得るものがあらうか。滿洲出先軍部は間もなくこの事を覺つてか滿洲國建設には必らずしも資本家を排除するものでない、唯財閥を排するものであると、先きの方針を改めるに至つた。こゝ迄退却すれば残りの退却は自然の勢ひである。資本主義が今日の如き最高の段階に達してゐる時、資本は非常な高度に於て財閥の手に集中され集積されてゐる。よしんば財閥以外の手に残つてゐる資本たり共、直接にか財閥の掣肘を受けざるはない。今次の恐慌を通じて中小資本の使用してゐた資本は遂次大資本家に吸収された。従てこれだけでも、財閥以外の資本を使用せんと云ふ如きは單なるウワ言にすぎない。況して滿洲國の經濟建設がその見透しに於て、甚だ悲觀すべき状態

なるに於ては、尙更の事である。(これに就いては次節に細述するが)、しかも財閥資本すらも最初は滿洲への流入を欲しなかつた。一體若し滿洲建設が好望であつたならば、内地の財閥資本は如何なる障礙を突破しても流入したであらう。蓋し財閥資本にとつては、中小資本のカムフラージをする如きは易々たるものであるからだ。然し乍ら事實は、軍部が滿洲國のヘゲモニーを握つてゐる間は資本の移行は極めて微々たるものであつた。而してかくて資本の性質を漸くにして覺つた軍部側には、段々と變化が行つた。殊にこれに關して劃期的事件として注目すべきは昭和八年秋第四四半期に起つた滿鐵改組案を廻る軍部對拓務省乃至大藏省(それは現經濟制度を代表せる政治家である)の對立抗争である。滿鐵改組案の諸經過に關しては別稿第四部に詳細に示す處であるが、當初軍側が滿鐵を改組しこれを一大持株會社に變ぜしめ、それに附隨して從來の取締役會の外に軍側に於て組織する監督機關を設け所謂滿洲經濟建設のための一大機關たらしめんとせるに始る。もちろん監督なる語は意味の極めてあいまいなる語であるが、こゝで軍部の意圖せる所は強力なる指揮命令を考へてゐたに違ひない。従てこれらは内地資本の到底肯んじ得ざる所である。内地資本の欲する處は内地の産業を害する事なくして滿洲を發達せしめる事でなければならぬ。内地資本より見れば、軍部側の滿洲建設策は彼等の希望する經濟的自由を相當制限するものである。こゝに内地資本が軍部の統制に反對の根據があつた。

その上既成政治家にとつては滿鐵は一つの有力な弗箱である。これを軍側の手に奪はれる事は政黨政治の強力なる土臺石を外す事を意味する。こゝに滿鐵改組問題が重大なる政治問題化する第二の根據があつた。かくして果せる哉、拓務省及び大藏省兩方面より強力なる反對論が出で、問題は現地より中央に移された。と同時に商工會議所等民有諸團體より改組反對の聲明書が出された。然し恐らくこれら聲明書より何より、最も觀面の効果のあつたものは、滿鐵社債の賣行不振であつたらう。即ち改組案發表直後滿鐵は社債三千萬圓を公募したのであるが、それは見事に賣れ残つて了つた。その際内地資本側に默契があつたかどうかは知らぬが、兎に角銀行信託等、社債引受の大手筋が滿鐵社債に應募しなかつた。かくして滿鐵の事業には澁滞を來す恐れさへ生じ、止むなく銀行等より短期の借入金をして切り抜けた仕末であつた。この默劇は明に内地資本側の勝である。軍側は恐らく辛い經驗を通して始めて資本の性質を知つたであらう。滿鐵改組案の審議はその後遅々として進まないが、恐らく結局改組案は骨抜きになつて現在の監督關係は存置されるであらう。そして、この事件は外交に於ける親善外交の勝利、内地政治に於ける政黨勢力の恢復等とともに反資本主義勢力の衰退を示す一つの事件として永く記憶されるであらう。

我々は以上の敘述に於て、所謂軍部内部に於ける諸潮流に觸れなかつた。然しこの點は無視する事は出来ぬ。軍部内部は坊間にも傳へられる如く、決して一個の勢力ではあり得ない。殊に上層階級と下層階級とは著しい相違がある。滿洲事變後の滿洲建設を劃策したのは主として下層の急進派であつた。又五一・五事件前後の險惡なる空氣の中にあつて暴力的打開策を劃したのも下層階級であつた。日本經濟が暗澹たる中であつた間は、この勢力は最も強いものであつた。然しながら事變以後今日に至る歴史は彼等の衰退の歴史であり、當初滿洲にあつて氣勢を擧げてゐた軍部の構成分子は今日では皆チリ／＼バラ／＼に全國に散らばされて了つた。その後を襲つて派遣されたものはヨリ穩和なる分子である。

一見すると、滿洲國に派遣されてゐる人物が過激より穩和なるに推移してゆく事が、我對外關係を好化せしめた如く見えるかも知れない。然し事實は全く反對であつて、國內經濟の恢復が非常時經濟の緩和を持ち來たし、治安取締りの強化と相俟つて、政治的危機を遠のかした事の反映が滿洲出先き軍部の勢力を妥協的ならしめたのである。國內經濟の回復に基く影響は以上の如くである。なほ我々は進んで滿洲國に關する問題を見、更に對外關係に及ばなければならぬ。

四、滿洲に於ける建設工作の困難

國內に於ける反資本主義的フアツシヨ勢力の衰退は、前述の如く資本主義經濟の適應力恢復に伴ふ資本主義政治方法の可能、非常時經濟解消に伴ふフアツシヨ地盤の喪失、更に滿洲經營に關する軍部の資本への降伏、この三者に歸するものであつて、この結果フアツシヨ勢力の強硬外交への壓迫が除外せられたものであるが、更に又、このフアツシヨ勢力の冒險政策を阻止したものは、滿洲經濟の建設が、換言すれば日滿ブロック經濟化が、非常に困難を極めてゐると云ふ事實である。吾々は先づ滿洲國經濟の現状を見やう。

(A) 滿洲に於ける農業恐慌

滿洲經濟の現状は全體として決して満足すべき状態に居ない。そこには全經濟を震撼しつゝある根深い農業恐慌が存在してゐる。

先づ滿洲に於て如何に農業が重要であるかを見やう。滿洲の人口は東三省二千九百十九萬七千餘人、熱河省を含めた合計三千三百六十九萬七千餘人(昭和四年現在)であるが、曾て關東州内に於てなされた農村人口調査によれば農家一戸の平均人口は七人五分であつたから、假りにこの割合が全滿洲にもつて行はれるとすると東三省及び熱河省の農業戸數は三百二十八萬一千戸であるから、全農業人口はほど二千四百六十一萬三千餘人と云ふ事になる。即ちこれは全人口の七割五分が農民であることを意

味する。しかもこゝにあげた農業戸數は自作農以下の戸數で、地主を一切含んでゐない。その上一戸當り七人半と云ふのは最も文化の程度の高い關東州でのことで奥地では遙かにこれより多いと見なければならぬ。従つて實際に於ては、滿洲に於ける農業人口は總人口の八〇%以上を占めてゐると見て差支へない。即ち滿洲經濟にとつて如何に農業が重大なる關係にあるかと譯るのである。

この事は、他方、貿易を通じても觀取される。即ち滿洲に於ては農産物の輸出額は最近一億五千萬海關兩乃至二億二千萬海關兩であつて、これだけでも全輸出額の半ばを占めるが、更に大豆粕大豆油等の加工品を加へれば三億海關兩となり、全輸出額の八割近くを占めてゐるのである。農産物中でも最も多いのは大豆であつて大豆粕、大豆油を加へる時は全農産物輸移出額の八割近くを占め、全輸出額の八割を占めてゐるのである。

然るにこの特産物は『大連特産市場に於ける落潮は滔々として停止するところなく、休日明け一月六日前場に於ては大豆は奥地筋の一齊賣浴せに一溜りもなく崩れて、十錢乃至十三錢方の暴落を呈し豆粕、豆油は邦商の買氣あつたが大豆安を移していづれも低落を辿り、高粱も大豆安に押されて暴落を示した。而して六日の相場も各品共新安値を示したもので、大豆は大正六年以來、豆粕は大正七年以來、豆油は大正十年高粱は大正八年以來の新安値』(滿洲日報一月十一日)の悽慘なる恐慌に見舞はれ

てゐる。然も大豆は特殊の事情が発生せぬ限り三圓臺を割るに至るであらうとみられてゐて、『黒龍江省克山方面大豆の大連迄の鐵道運賃は二圓十五錢、麻袋四十錢を加ふれば實に二圓五十五錢となるから、假りに昨今の大豆三圓二十錢見當を基準とするも、實際農民の實収入は六十五錢以下となる計算である。従つて更に三圓臺を割るが如き場合の農民の手取りは單に生産コストを割るといふばかりでなく非常な困窮に陥ることは理論的にも實際的にも不可避なものとなつた。』(同號)

以上は有名なる大豆生産地方の窮狀であるので、他も推して知るべきである。而して滿洲經濟が特産農産を根幹としてゐるだけにその打撃は殊に全面的である筈だ。大體に於て滿洲經濟の構造は次の如き様相を呈してゐる。農業組織は大部分小作制であり、土地集中の程度は極めて高い。小作料は封建的高率小作料であり、その外に賦役等の封建的遺制が多く残存してゐる。八割の農民以外の者の從事する諸業も農業に依存する處極めて大である。即ち錢莊その他は農村に多額の貸付を行つてゐる。滿鐵自體の有力なる収入源は特産物の輸送運賃である。従つて農村の恐慌は全滿洲經濟を震がす基となつてゐるのである。現に恐慌に對し最少抵抗力しか有せぬ大連に於ける特産物商や、沿線各地に於ける商工業者は既に多大の困難に逢着し、例へばハルビンに於ては舊節季の決濟に際して倒壊するものは二百以上あるべきを豫想されてゐるほどである。(滿洲日報)

然らばこの農業恐慌は、容易く克服されるものであらうか。恐慌の主要原因は、世界恐慌に基く歐洲向需要の減少、支那内地の購買力減少に基く對支輸出の減少、日本農業恐慌に基く肥料としての豆粕消費の減少が最大のものである。而してその上に農業が零細農制であるがために、價格が下れば下るほど生産を増加すると、自分自身の食料品である粟、ひえ等を生産する事をやめてヨリ高價に賣れる特産物を多量に生産し以て損失を少くせんとする事とのために、生産は愈々増加され所謂『豊作恐慌』(正確に云へば今年は決して豊作でない。)を現出してゐることである。かく滿洲農業恐慌が世界恐慌と零細農制とに源を發してゐると云ふ事實は、農業恐慌が容易に克服し得べからざる事を示すものである。最近世界の恐慌状態は回復はしたと云つてもそれは相對的の言葉にすぎない。例へば大豆の主なる輸出先きである歐洲に於ては大豆の消費量は未だに非常に少い上に恐慌開始以前になかつた工業代用品が大豆の強力なる競争商品として現出してゐる。この事實は特産經濟に立つ滿洲經濟が愈々多難なるべき事を示すものである。

しかも内地に於て農業農村對策が殆ど枯息な手段に限られてゐる如く、滿洲國に於ても亦政府の對策は極めて微力である。對策として擧げられてゐる處は(イ)鐵道運賃引下(ロ)作物轉換(ハ)特産物組合制度等である。さり乍ら鐵道運賃の引下は滿鐵自體の營業成績を犠牲としなければならぬ。これ

は現在さらだに資本誘致に安んじて應ぜざる内地資本に對して心理的に與ふる打撃が尠からざるものである。満鐵自體のよくなし得ざる所である。(ロ)の作物轉換は大豆作を棉作に轉換せしめんとするもので、これが成功すれば日本の軍事的見地より見て大いに利益があるのであるが、その完成には多大の年月を要するものであり、その間の失費は農民のよく忍びうる處でない。唯々政府が棉作者に對して補償すれば別だが、これは比較的基礎脆弱なる今日の財政にとつては餘りにも大なる負擔である。最後に(ハ)の特産物組合は幾分の効果が期待される。がこれとて全然犠牲なしに行はれる處でなく、今や滿洲に於ても内地に於ける反産運動と全く同様の運動が中小商業資本(主として民族資本)の間に起らんとしてゐる。

かくして滿洲の農業恐慌には適切なる對策を缺くので、特産經濟の見透しは誠に暗澹たるものである。尤も、官廳報告及び諸新聞の記事からは滿洲のこの困難を聞く事は極めて少い。寧ろ反つて國內經濟整備の趣を聞くのである。これは一面の眞理は有する。なるほど過去の兵亂の連續せる時期に比すれば滿洲國治安の好化した事は事實である。が、然し乍ら農業恐慌の進行によつて今や新たな政治的危機に當面せんとしつゝある事も否定出來ない。この事は直ちに今後滿洲經濟建設が如何に困難であるかを示すものであつて、その結果、『日滿經濟ブロック』の發達は必然に困難とされ、日本の豫定

する利益は當初喧傳されたるものよりも遙かに少くなり相である。

抑々、日本が滿洲國を自國とのブロック經濟内に包括せしむる事によつて豫定してゐる利益とは何か。それは第一に商品輸出の増大であり、第二に資本輸出の増大、第三に資源確保でなければならぬ。以下、滿洲經濟が現在の發展テムポでゐる限り、如何にこの豫想利益の實現困難なるかを示さう。

(B) 滿洲への商品輸出の見透し

滿洲は従來貿易上から云へば輸出超過を通例として滿洲産大豆は世界的商品として重要視されたのであるが、然るに滿洲國建設以來は情勢一變して輸入超過國となつた。即ち昭和八年一月より九月迄の各税關に於ける輸出貿易は三億二千九百萬圓(國幣)に對し、同じく輸入貿易は三億七千萬圓に達し四千萬圓の入超を示した。この入超への轉向は、如何なる理由から起つたものであるか。これを明にするために、先づ輸入重要品別を見やう。尤も全國的統計は遅いから大連貿易について見る。(大連貿易は全總額の約九割を占め貿易の内容に就ては大連の事情を述べれば滿洲全體の大勢を窺知する事が出来る)。

今その輸入の情況を見るにその重要商品は次頁上表の如くであるが、輸入の巨額の増加は消費材と生産材との兩方面に起つてゐる。先づ消費材の増加であるが、金額に就いて見て、綿織物の増加最も多

く、小麦粉これに續き、以下綿絲、煙草、砂糖、紙の輸入増加も決して少くない。そしてその増加割合の

如きかなり顯著である。だがこの輸入増加（日本から見れば輸出増加である。事實日本からの輸出が殊に増加してゐる）は今後も續くものとして樂觀してゐてよいのだろうか。

我々は既述の農業恐慌の事實に徴して、果してどれだけか。滿洲國人の消費増加に向つたかに疑問を持つものである。

一説によれば滿洲國への輸入増加の中には北支へ向かふべき貨物が少からずありと傳へられてゐる。恐らく一部はそれ

れも事實であらう。而してその残りの一部は滿洲國駐在の軍隊及び無茶苦茶に渡航した寄生的日本人の消費に宛てら

れるものであるまいか。而してなほ滿洲國人の消費増加に向ふものがあるとするればそれは僅かであら

う。もし巨量の日本商品を滿洲國に繼續的に賣込むためには、滿洲國に對價を持たせねばならぬ。而してその方法としては（イ）特産品の海外輸出を振興せしめるか、（ロ）作物轉換をしてその生産物の輸出を講ずか、（ハ）滿洲經濟を工業化するか、（ニ）日本より各種の形態でクレジットを與へるか、この

滿洲重要輸入商品表 (單位千圓)

	昭和八年	昭和七年	昭和六年
消費材			
綿織物	35,217	20,327	8,391
綿絲	10,373	5,790	1,594
小麥	30,666	7,143	4,007
砂糖	6,840	7,566	2,357
煙草	9,278	4,505	2,637
紙	5,239	3,465	2,061
生産財			
諸機械類	33,383	13,896	10,208
金屬製品	20,250	7,309	3,747
金屬材料	10,058	3,327	1,708
油脂	7,820	2,920	1,175
セメント	1,909	194	90

四種の方法しかない。（イ）（ロ）の不成功なる事は既述の如くである。（ハ）の工業化に就ては後述する如く、日本は滿洲工業化に不利益を感じそれをなす意圖はない。かく見來れば結局（ニ）の方法しか無い事になるが、然し乍ら信頼の無い所へクレジットは流れ込まず、結局農業にせよ工業にせよ發展の見据えが付かなければ駄目だと云ふ事になる。然し乍ら唯一つ殘された路がある、それは金融組織を完備し農民に土地等を擔保に金融する事である。而してこの方向へ現在の政府の方針は向いてゐるのであるが（幣制の統一、官銀號の統一、中央銀行の出現、勸業銀行に似通つた銀行設立の準備、東拓等の進出）この事は土地と農民の分離を招來し、恐らくは政治的混雜を伴ふであらう。

(c) 日滿關稅問題

次に滿洲國の工業化に就て論ずる。

若し日本に滿洲國を工業化する意志があるならば、滿洲國關稅方策は既に幾多先進國が踏んで來た通り高度の保護關稅でなければならぬ。詳言すれば原料品を無稅とし、完成品に高率の關稅を課し、更に機械類は無稅若くは輕度の賦課としなければならぬ。何故ならば、假りに滿洲に紡績業を發展させる場合を考へて見る。元來滿洲は綿絲布の消費地であると同時に地價及建築材料の低廉なる事、石炭の供給容易なる事、職工の供給容易にして價格低廉なることなど幾多の長所があるので紡績業は

日本	10.00	最も有望視されてゐるのであるがその紡績業さへ、實際に工場を設けて作業に従事して見ると、滿鐵の運賃が高いため煖房費が高み、動力も高價であり、監督者たる邦人に對して給料以外に在外手當を支給する關係上、監督費が高くつく等の缺陷があつて、綿絲二十番手一捆につき、日本内地よりも上表の如く高くつくのである。
滿洲	6.50	
	5.50	
	3.60	
	1.40	
	17.00	

即ち、滿洲國に於ては保護關稅がなければ紡績業は採算がとれぬ事を示す。まして實際に先進資本主義國がその地の土着工業を打倒せんと決心するならば少し許りの保護關稅の如きはダムピングの手段があつて乗り越えて進むに於ては、尙更の事で勞電監煖 ある。從て滿洲國に工業を發達せしめるためには先づ關稅を改正し、極度の保護關稅を設定しなければならぬ。

然し乍ら、滿洲國工業化政策が内地資本の利益と一致しない事は改めて申す迄もない。(現在設立されてゐる會社は鐵道、鑛業、製鐵、電信電話、航究等總て軍事上及治安維持上に必要のもののみである。)否反つて工業化阻止の政策をさへ試みられ様としてゐる現狀である。蓋し、これは日滿プロツクの建前から當然に一應導き出される結論である。そこで、日滿經濟提携の觀點から、滿洲國の關稅問題が新たに登場する順序となる。

日本は國際的に孤立の恐れさへ無ければ滿洲國と關稅同盟を結ばんと欲してゐる。

4、關稅同盟 關稅同盟とは二個以上の國家が盟約により共通の關稅區域を設けるをいふのである。

日滿の場合なれば日滿兩國が相互間の關稅を廢し、獨り外國に對してのみ同一の關稅を設けて統一的關稅制度を組織するのであるから、その利益するところはそれだけ日本商品の競争力を増す點にある。然も關稅同盟は多く關稅だけの同盟に止るを得ない。それは必ず産業政策商業政策の一致を見るに至り、政治經濟上の關係は愈々緊密となるは必然の勢ひである。

だが日滿關稅同盟は今日の國際情勢下に於ては決して採用出來るものでない。それを阻むものとして先づ九ヶ國條約の存在を見やう。周知の如く日本は九ヶ國條約の調印國として支那の門戶解放・機會均等の原則を承認してゐる。又滿洲國も、同條約の調印國たる支那の滿蒙に關する權利義務の相續者として同地域に對しこの原則を遵守すべき義務を有する。それにも拘はらず今若し日滿兩國間に關稅同盟が締結されれば、英佛米伊等は必らずその不當なる旨を責め、日本の國際的立場はヨリ一層孤立化するであらうし、又經濟的にも幾多の報復手段を被るであらう。この事は日本の忍びざる所である。殊に日滿兩國とも滿洲事變以來、同原則を尊重する旨を屢々聲明して、國際孤立化を阻止して來たのであつて、今後世界を對手に戦ふ危機にでも逢着せぬ限り關稅同盟は問題たり得ない。

口、日滿特惠關稅制度 關稅同盟を今直ちに締結する事は右の如く不可能とすれば次に考へらるゝものは、特惠關稅制度である。この制度によれば日本は貿易上關稅同盟の場合と略同様の利益を獲得し得るのである。然し元來特惠關稅制度は本國と植民地間に行はれる排他的のものであるから、本制度を日滿間に設けることは、滿洲國を植民地とする事となり、延いて門戶開放、機會均等の原則に反するとの理由でこれも亦國際問題惹起の恐れがあるから、その實現も關稅同盟と同様行はれ難い。

ハ、日滿互惠關稅制度 前掲ニ制度が門戶解放機會均等の原則に牴觸するに對し本制度なればその恐れはない。而してこの條款によつて日本商品に特典を與ふるならば、滿洲國は或程度日本品の獨占市場となるから、若しこれが實行出來れば、日滿ブロック經濟を目指す初期の目的は達せられるのである。

然し乍ら滿洲國は既に建國以來二年弱を経過するにも拘はらず未だにその方策をとらず、建國當日實施されてゐた中華民國海關制度を踏襲した儘唯次の如く極少部分の關稅改正をなしたに止まる。

即ち八年七月滿洲國は聲明を發して、

- 一、著しく排外的色彩ありと認むるもの
- 二、著しく産業保護的色彩ありと認むる稅率にして、我國にこれが保護に該當すべき産業なきもの、
- 三、主として生活必需品にして特に高率なるため、輸入阻止の状態にあるもの、
- 四、財政上容認し得べき限度に於て、我國産業の開発上切實に必要ありと認むるもの、

五、我國都市計劃實現のため、切實に必要ありと認むる建築材料、

の稅率を改正し、輸出入稅三十五種に互つて改訂を加へた。即ち輸出稅に於て、鑛油、パラフィンワックス、ウツドパルプ、綿羊毛等を無稅とし、鐵及同製品、並に化學藥品中の數種を引下げ、主として極端なる排日關稅を幾分緩和したに止まるのである。然しこれは日滿經濟ブロックの強化運用を期する上からは未だ頗る不徹底なるは言を俟たない。何故に關稅改正が出來ないのか。その理由の一は財政上の理由に基くものであり、他は國際的孤立を避けるために止むを得ぬのである。財政に就いて細述する事は頁の都合上後の機會を約束するより外ないが、概説するに滿洲國の歲入は植民地に最も多く見る如く、直接稅徵收の諸制度が完備してゐないために、間接稅に依存する處最も多く、就中、關稅が絶對的に一番大きい額を占めてゐる。従て關稅率を改正し日本商品の稅率を引下げたる事は歲入を急減せしめて政府の耐え得る處でないのである。然しながらもつと重要な理由は、滿洲國への輸出が未だ非常に少いため諸外國の反感を敢へてしてまでも、關稅改正をするの必要を認めないのである。尤も最近滿洲より見て日本からの輸入額が絶對的には勿論、諸外國に比較して相對的にも増加しつつある事は事實である。然し乍らこれは滿洲國の政治及び經濟を不安視して諸外國が對滿貿易に力を注がず、日本のみは投資及び信用許與とともに輸出を盛行するためである。その上その額も日本の總貿

に米國が日本と事を構へる事を欲してゐるかに見えるのである。従てこれの續く限り日米國交は險惡なるべく豫想されるのである。然し乍らこれらの事實も次の解釋に従ふならば、それは最近の米國對日策と考へ合せて、米國が東洋に事件の起る事を欲してゐない事が、統一的に説明されるのである。即ちスチムソンの滿洲國不承認聲明は、國際聯盟が日本懲罰方策を實行せんとする氣運を察して、この懲罰策が極東を戦亂に導く事を恐れ先手を打つて不承認を聲明し、諸國をしてこれに追隨せしめたものであると云ひ、又上海事變の折には極東艦隊上海派遣によつて日本と闘ふのでなく、それによつて日本を壓迫し事件を小範圍に押し止めんとしたのであつて、事實は軍事専門家であるブラツトの觀察通りそれは極めて危険な素人考へであつたと云ふのである。要するに兩度とも極東に事件を起すまいと云ふ米國の政策だと云ふのである、この説明は最近の二事件によつて確に首肯される。その一は露國承認政策であつて、それは次に敘述する通り極東の勢力均衡回復を主要目的とするものであつた。而して他はその時の米國の態度であつて、即ち米國はソ聯承認の前夜に於いて米國艦隊の一部を太平洋から撤退を命じたのである。若し彼が同艦隊を太平洋上においてソ聯を承認したならば日本に與へた所のは非常な惡印象であつたらう、然し乍ら米國の若干の艦隊が大西洋に轉換した事は米國が自國の經濟整備に急であつて日本と事を構へざらんと努力しつゝある事を如實に示すものである。

云ふ迄もなく外交は二國の間で行はれるものであつて、よしんば一國が平和を欲しても他國が平和政策を欲せざれば、その間に平和關係は有り得るものでない、然しながらこの場合には日本に於ては前述諸要因から著しく平和的になつて來てゐるので、偶々米國の平和政策と一致して今や數ヶ月前に見るを得なかつた友好關係が現出してゐるのである。

二 日蘇關係の變化

外交好轉の外國側の第二の要因は日ソ關係の好化である。然らば更に立ち入つて日蘇關係好化の原因は何か。それには種々の原因が數へられるであらうが、諸多の原因と竝んで米國の露國承認こそ最大の注意を要求される處だ。

云ふ迄もなく二國間の外交關係は單に二國のみの勢力關係によつて決定されるものでない。全帝國主義間のいろ／＼の對立は著しく交錯してゐるために第三國の出現によつて、二國間の關係が一見極めて不可解なものとなり、前後矛盾撞着せるものと成り勝ちである。米蘇の關係は、これのよき例とも成りうるものである。以下この點を明にするために、溯つて一九一七年十一月革命以來、今日に至る迄の米露關係の推移を究める事が必要不可欠の事と考へる。

米國の對露政策は一九一七年三月革命以後、大觀して次の三段階の變化を遂げたものゝ如くである。即ち第一の時期は一九一七年三月革命より十一月革命を経て一九一八年八月三日の對露武力干涉宣言、聲明書發表迄であり、第二の時期はそれ以後一九二一—二二年のワシントン會議迄であり、第三の時期はそれ以後最近の對露承認迄である。この各段階に於ける米國の政策は極東に於ける世界列強の勢力交錯の實相を物語るものとして、多大の興味あるものである。

第一期の政策の特徴は米國の對露援助若しくは對露干涉阻止に見出される。顧みるに一九一七年三月、帝制露國は倒壊され、これに代つて民主主義的なケレンスキー政府が樹立された。これに對する米國の態度は極めて好感的であつて、三月二十二日にはこれを承認したほどであつた。この眞因がどこにあつたかと云へば、當時聯合國側に多額の戦債を融通してゐた米國は聯合國の勝利に利益を感じ、これに勝利を得さしめるために、最も脆弱なる東部戦線の露國の援助を必然とした點にある。従つて米國の新政政府承認後二週間後には對獨宣戰を公布し、直ちに東部戦線の露軍援助に向つたのである。即ちケレンスキー政府の軍需品購買に宛てるべく一億八千七百萬弗の戦債を融資し（これが後にレーニン政府によつて否認され米露復交阻止の強力な原因となつた事は後述する如くである）、又スチヴンス以下の技術家の一行を派遣してシベリア鐵道を修復せしめた。然しながらこの米國の援助にも拘は

らず、戦線の兵士は反戰の氣運に完全に支配され、又戰爭の慘害に疲弊し切つた民衆は事々に政府に反抗して、政府は屢々危機に見舞はれた。而して遂に十一月『平和と土地とパンを與へよ！』『一切の權力はソヴェートに！』のスローガンを掲ぐるボルシエヴィキ政府が、ケレンスキー政府に取つて代つた。

米國政府が當初からこのレーニン政府に好意を持つてゐなかつた事は云ふ迄もない。殊に一九一八年二月八日ソヴェート政府が、舊露國地主及びブルジョアジの締結せる公債（ケレンスキーの對米戦債をも含む）の失效を宣言して以來尙更の事であつた。然しながら同政府に對する初期の米國の態度は極めて曖昧だつた。蓋し對ソヴェート強硬手段が獨露の提携となる事を恐れたからである。否、反つて米國はボルシエヴィキの世界革命の宣傳を利用し、これを獨逸に適用することによつて獨逸を敗戦に導かうとさへ考へた。（尤もこれは實現されなかつたが。）又ソヴェート側が、獨逸との單獨媾和條約たる三月のブレスト・リトフスキー條約を屈辱的なものとして獨逸に對する『社會主義戰爭』を企圖し、米國及び聯合國側に對獨戰闘開始を條件にソヴェートに物質的援助のあるべき事を乞ふたのに對し、これが援助をさへ考慮したのである。然しこれらの事が實現しない中に獨逸革命が起り休戦になつて了つた。

然しながら米國は直ちに武力干涉の策に出でなかつた。寧ろ反對に米國の態度は聯合國及び日本の干涉の企圖を阻止する態度に出たのである。何故に米國が干涉の先頭に立たず反つて阻止の方法に出でたかの説明こそ今次の米國の露國承認と思ひ合せて興味ある處のものである。即ち米國のこの態度は、決して米國の平和主義又は人道主義によるものでなく、露國に至る距離が各國に比し最も遠いので、たとへ各國と共に出兵しても、多くの軍隊を送れないために他國に比し不利の立場に陥るので寧ろ『平和手段』により交渉する事にヨリ有利な見透しを取つたためである。かくて、一九一八年三月三日、米國は對日強硬通知を發して日本の出兵を阻止せんとした。然しながら、その效果なく四月四日に日本軍が浦鹽に上陸し、而して同年七月に干涉の勢阻むべからざるに至るや米國はその政策の大轉向を遂げ、反對に干涉計畫の先頭に立つて同年八月三日日本との協定を結び、干涉宣言の聲明書を發したのである。蓋し米國の意圖する處は自ら干涉戦争に加はりその間のイニシアチヴを取つて情勢を自己に有利に展開せんとするにあつた。

吾々はこゝで米國及其他諸國の對露干涉の歴史を述べる事を目的とするものでない。吾々は唯極東に於ける對露外交には米國及日本の對立が主要な役割を果してゐる事實を指摘すれば足りるのである。従て吾々の干涉戦争に關する叙述は簡單に済ますこととする。

さて米國は八月三日の宣言書に陳べたる『オーストリア及び獨逸の武装捕虜によつて攻撃されつゝあるチエツコ、スロヴァキア兵に保護と援助とを與ふる事』他二項を口實として一九一八年九月北露アルハンゲル方面及びシベリアに出兵したが、前者への出兵は聯合軍側と米國軍側との軋轢及び一九一九年三月の米國兵の叛亂によつて、一九一九年七月の撤兵となつた。後者はグレイヴ將軍に率ゐられた七千名の兵より成るが、その出兵の初頭に於て日本との間に衝突するの悲運にあつた。爾來米國は事々に日本の出兵に對して激烈なる反對をし、そのため、日本の出兵は最多七萬三千より一九一九年の春には二萬五千に減少せしめられた。もちろん、米國の對立のみが極東の出兵を減少せしめ遂には撤兵せしめた唯一の原因ではないが、コルチャコフの白衛軍の無慘なる敗北や、ポーランド對ソヴェート戦争の前者の敗北、出兵各國内の革命的氣運等々と竝んで、米日の對立が重要な役割を果した事は、看過する事の出来ない事實なのである。

かくて米國は着々として日本の勢力を押へ得た事に満足すると共に、他方干涉戦争の不成功に氣付き、遂に一九二〇年四月シベリア方面の兵力をも撤退せしめた。然るにその撤兵と同時に例のニコラエフスク事件(尼港事件)が突發し、日本軍は進んで沿海州、北樺太を占領した。従つてこれに對して米國が七月二日以後屢々日本に向つて抗議を申込んだのは容易に豫想される事である。

米國はかく日本への抗議を繰返す一方、同一九二〇年七月には豫て一九一七年十一月から續いてゐた對蘇封鎖を約三年目に解除した。然し米國はこの時分には未だ露國分割の望みを決して放棄せるものでない。この事を示す歴史的文献としてコルビイの宣言がある。コルビイはウイルソン大統領時代の國務長官であるが、一九二〇年十月十日駐米伊太利大使カミロ・ロ・ロマノ・アヴェザノ男に通告して、その前半に於て米國は『その國際關係の觀念が全然我が觀念と異り、道義心に合しない邦國と共に立つべき共通の根柢はあり得ず』、又『我制度を覆さんとする政府の代表者を承認しこれと公式關係を持ち得ない』ことを宣言した。この辭句は、當時既にソヴェート政府の基礎が非常に確固となつて來た事實に照らし合せて始めて理解されるのである。この宣言の數ヶ月前の二月にリトアニア國が先頭的に露國を承認し、次いでラトヴィキア、エストニア、フィンランドと承認相繼ぎ、翌一九二一年ポーランド、トルコ、アフガニスタン、ペルシアも承認した。コルビイの宣言は米國文書に現はされた最初の露國不承認聲明書として屢々引用される所であるが、その力點は寧ろ後半にこそ見出される。後半で米國は云ふ、『とは云へ米政府は少くとも現在はこの休戰的交渉(ポーランド・ソヴェート間の)を一般的なヨーロッパ的會議に迄發展させやうとする如何なる計畫にも參加しないだらう。蓋しそは必ずやボルシェヴィキ政府の承認及びロシアの分割と云ふ結果に於てロシア問題を解決するであらうから

だ、本政府はその何れをも欲せぬ』と。米國の反對した所は米國を除外してのロシア分割政策であり、然もなほ重要な事は、この宣言が西部戰線にのみ適用されるのでなく、極東に於ける日本の手段をも暗黙の中に牽制してゐる事である。一九二一年五月、セミヨノフが浦鹽を占領し日本軍の同意の下に『ブリ、アムール』政府を樹立した後は日米の對立はヨリ一層尖鋭した。而してこの對立に最終的な解決をつけたのは外ならぬ日英同盟の破棄であつた。一九二一—二二年のワシントン會議によつて日英同盟は破棄され、日本は支那に於ける幾多の既得權の放棄とシベリア撤兵の誓約とを餘儀なくされた。

かくして云ふ迄もなく日米の對立によつて極度にもうけたのはソヴェート聯邦そのものであつた。

三、米國の露國承認の意義

その後ソヴェート政府の經濟的竝に政治的基礎は非常な勢ひで確立されて行つた。歐洲の諸國は露國の舊戰債否認の態度には頗るあきたらぬ所はあつても、その存在を無視し得なくなつた。一九二一年の前出ポーランド等々の承認に引續き、一九二二年にはドイツ、更に一九二四年にはイギリス、イタリア、フランスの三大國を始めノルウェー、ギリシヤ、スエーデン、オーストリア、支那、メキシコ

等承認相次ぎ、翌一九二五年一月には日本さへも承認したのである。だが米國のみはコルビーの聲明以後終始一貫した不承認政策を採り、この間大統領はウイルソンに始つて、ハーディング、クーリッジ、フーヴァと數次代つたにも拘はらず、然もその全時期に互つて露國は米國の承認を得んとしてあらゆる手段を盡したにも拘はらず、事情は變化しなかつた。この不承認を理由づける處は、露國が一、共產主義宣傳禁止、二、ケレンスキー債權の否認取消、三、民間債權沒收取消、四、露國內に於ける米國民の權利に對し露國が満足すべき解決を與へぬ、と云ふ事であつた。然し乍ら嚮に國交を回復せる英獨佛日等の諸國は満足すべき解決を終へた後に國交を回復したのかと云へば決してさうでない。殊に最大の利害點なる舊債問題については凡ての債權國が皆、債權問題を後廻しにして先づ承認を復交をやると云ふ方法をとつてゐる。

然らば何故ヨーロッパの聯合國は承認をしなければならず、米國は承認しないでゐたか。この差違は次の點に求められる。ヨーロッパ諸國が承認したのは舊債問題の未解決を遺憾としつゝも、廣大なる販賣市場たる露國を見逃すことが出来なかつたが爲であり、これに反し米國が不承認を續けたのは大戦中に獲得し得たる強大なる生産力と廣大なる國內市場とを擁して『永久の繁榮』を誇り得たからである。而して先きに米國をして對露交渉に絶大の關心を持たせた極東問題も露國自體の強化によつ

て露國分割云々の問題は全く姿を消し、舞臺は廻つて寧ろ支那問題が正面に上つて來た。これらが米國をして露國に關心を（武力干涉と國交回復の双方共）失はしめた眞因なのである。

然らば昭和八年十一月十六日突如として、米大統領ローズベルト、露外相リトヴィノフとの間に國交回復が成立した眞因は何處に求めらるべきか。

次に我々はこの米露關係に一應の見透しを與へるために、先づ米國の露國承認の意圖と、露國の對米政策とを一瞥しやう。

米國の露國承認の意圖は、何よりも先づこれによつて經濟的利益を得んとするにある。米國は一九二九年以來非常な恐慌に苦しんでゐる。生産装置は遊び、労働者は失業してゐる。これに對し露國が巨大なる販賣市場たる事は疑ふ餘地のない處である。試みに今米國の對ソ貿易の趨勢を示せば第一表の如くである。

第一表に示す如く、米國の對ソ輸出は一九三〇年に一億一千一百万弗、一九三一年に一億三百万弗の巨額で、米國にとり世界第六番目の市場であつた。更に品目内容について見れば、工業機械類、農業機械類、自動車類、電氣機械器具が主で、殊に諸機械輸出は米國の機械輸出總額の約九割を占める程であつた。處でその輸出は第一表に示す如く一九三二、三年に激減した。その理由は決してソ聯側

(1) 米國對露貿易趨勢(千弗)

年	米 國		
	對露輸出	輸出總額	割合%
1929年	81,548	5,240,995	1.5
1930年	111,362	3,843,181	2.9
1931年	103,486	2,424,289	4.3
1932年	12,466	1,612,306	0.8
1933年(9月迄)	7,146	1,105,076	0.7

統計出所。東洋經濟新報社發行「世界經濟年鑑」

(2) ソ聯邦對米貿易趨勢(千留)

年	蘇 聯 邦		
	對米輸出	輸出總額	割合%
1929年	42,571	923,701	4.7
1930年	40,932	1,036,371	3.9
1931年	22,690	811,210	2.8
1932年	17,014	563,884	3.0
1933年	—	—	—

統計出所。同上「世界經濟年鑑」

の購買力減少にあるのではない。第二表にも示す如く米國の對ソ輸出の減少は他の諸國(主に獨佛)によつて填められてゐる。蓋し、英國では英國輸出につき七割五分迄の融資を許す規定が出来て居り、伊國も同じく七割五分迄の融資を保障する規定があり、獨逸は獨露貿易につき六割迄の融資が保障されて居り、佛國も五割迄の保障を定めてゐる。然るに米國には露國が非承認國であるため融資その他の便宜が無いので、この事が米露貿易を阻害してゐるのである。米國はソ聯承認の後、ソ聯への輸出貿易を三億五千萬弗に達せしめる事を豫定してゐる。それは一九三一年の最盛年の三倍強に上る額だ。(而もこの間の物價下落率を想起せよ。)これが米國の露國承認の理由である。勿論、ソ聯承認の結果は經濟的に獨り米國をのみ益

する譯ではない。ソ聯の第二次五ヶ年計畫もこれによつて大いに助成されるであらう。だが、ソ聯邦にとつて承認の重大性は經濟的にも政治的に大なのである。ソ聯邦が帝國主義段階に於てなほ一國に於ける社會主義社會の建設を現になし得るのは帝國主義諸列強の間に多角的な對立抗争のあるがためである。而してソ聯の基本的政策はこの帝國主義強國間の對立抗争を極度に利用するにある。この事はレーニンも曾て述べた處であり、最近ではリトヴィノフが繰返し述べる處である。(東亞翻譯通信第三百三十八號にも所載)。從て露國の對米國交回復に望む所は極めて明かである。ソ聯は今後これに隨伴すべき、經濟的及び政治的接近によつて、米國をして極東に於ける日本反對運動に加はらしめ、曾ての如く極東に於ける勢力の均衡を回復せしめんとするであらう。これが成功するか否かは今後の推移に懸かる處であるが、既に單なる復交のみにも露國の望む處は非常に成功的に果された事は否定出來ない事實である。

四、ソ聯西部國境の整備

日ソ關係の好化の一原因としてソ聯西部國境に於ける露國對外交の好化を擧げる事は一見するに風が吹くと桶屋が喜ぶと同一論理の觀を與ふるが、事實は決してさうでない。蓋し近代戰爭は歐洲戰爭

に於てその最好の例を見出した如く高度に機械化され、兵器彈藥類を巨額に消費するものであつて日本の如く重工業資源に乏しきものは單獨に近代的戦争を試みる事は不可能である。尤も滿洲國及び支那には幾多の資源が存すると信ぜらるゝが、未だこれを速刻利用し得らるゝに至つてゐない。従て日本が假りに露國と事を構へるためには必らず歐米の有力なる工業國の援助を必要とするのである。されば露國西部戦線の危急は極東戦線の爆發を招き易く、その反對も亦同様である。かくて最近の露國西部國境の整備には一應の注意を與へて置く必要がある。

昨昭和八年、殊にその下半期に於いてソヴェートが西部國境諸國との間に行つた外交工作は非常に多くの數に上つてゐる。今これを要約して示せば左の如くである。

- 二月——佛ソ不侵略條約の批准交換。
- 三月——アンゴラに於てソ土國境紛争調整條約延長に關する議定書調印。
- 五月——モスクワに於てソ獨議定書批准交換。
- ローマに於てイタリーとの間に通商及びクレジット協定調印。
- 七月——ロンドンに於て八ヶ國間に侵略定義條約調印。
- 同じくロンドンに於て五ヶ國間に同様條約調印。
- スペインとの間に相互承認及び外交關係回復に關する通牒交換。
- 九月——ローマに於てイタリーとの間に親善・不侵略・中立條約調印。

ポーランドとの間にソ波國境關係協定批准交換。

 アランに於てソ希通商條約調印。

十月——ルーマニアとの間に侵略定義條約批准交換。

 アフガニスタン侵略定義條約批准。

十一月——ソ聯邦ウルグライ國交回復。

 米露國交回復。

十二月——モスクワに於てラトヴィアとの間に通商協定調印。

 エストニア、ラトヴィア兩國侵略定義條約批准。

 リトアニアとの間に侵略定義條約批准を交換す。

 モスクワに於てイタリーと不侵略條約批准を交換す。

 ペルシャと通商協定成立。

これらの諸條約の締結によつてソヴェートの基礎が確固となりつゝあるは云ふ迄もない。而してこれらの中で最も注目すべきはポーランドとの修好と、佛國との接近である。

周知の如くポーランドは極めて最近まで全歐中最も烈しくソヴェートを憎む國柄であつた。國內に於てはファッショ政治はあらゆる親ソ的運動に徹底的なる彈壓を加へると同時に、毎年行はれるポーランドの演習は常にソヴェートを假裝敵國として行はれてゐたほどであつた。

然るに一昨昭和七年一月モスクワに於てソ波不侵略條約が調印され、九月にはワルソーに於て批准が行はれた。これが兩國關係好轉の前驅をなしたもので、昨昭和八年にはソ波國境紛争調整條約が成立し、七月にはソヴェートの提言に應じて八ヶ國侵略國定義條約が締結された。勿論ポーランドの態度好化は單に條約締結のみでなく、その親ソ的な氣運はあらゆる方面に現はれてゐるのである。

而してこのポーランドの親ソ氣運と平行して佛國も亦頗る親ソ的となつた。その具體的現れは昨八年二月の佛ソ不侵略條約の批准があり、又元佛國首相現佛國議會外交委員長エドアール・エリオ及び佛國航空大臣ピエール・コットのソ聯訪問及びその後の佛國の親ソ熱に現れてゐる。

然らば何故にかくの如くソ波、ソ佛間は急激に良好なる關係に進展したのか。これは經濟的理由よりも政治的理由によるものであるが、こゝに至らしめたものは主としてヒットラー獨逸の動向であつた。フランスはかのザール炭田問題、ベルギー東部國境防備問題、ダニューヴ市場争奪問題等々に於いて獨逸と著しく對立して居り、佛ソ間の對立は一應後方に押しやらざるを得ぬに至つたのである。ポーランドの場合は問題はヨリ緊急的であつて、ダンツイツヒ、上シレジア問題（所謂ポーランド廊下問題）によつて獨逸に少からず壓迫を感じてゐるポーランドは西方の壓迫を軽減するために東方ソ國との修好を必要としたのである。ソ聯邦も亦ドイツの壓迫を感じてゐる。ヒットラー獨逸はウクラ

イナ等の露領を犠牲にする事によつて、ヴェルサイユ條約の改訂を達成せんとしてゐるからである。かくてヒットラー獨逸の一波紋が東歐三國を親善に結びつけたのであるが、これが如何にして極東戰線の好化の一因となるべきは既に指摘せる如くである。

以上、外交好轉の外國側の要因として米露兩國と日本との關係を述べた。尙英支等についても述べべきをこれを割愛して米露に限つた所以は、今日最も日本と利害對立の尖鋭化する國は露米兩國であり、その他諸國の外交關係はこれを樞軸として動いてゐるからである。

第四節 結語—廣田外交の見透し

吾々は以上に於て、外交好轉の事實とその内外兩方面の要因とを見來つた。今後の見透し如何は自らそこより看取し得る譯である。

今後に於ける我對外關係中、最も注目を要するものは依然としてソ聯邦であらう。ソ國と我國との對立點は決して經濟上に因由するものでない。周知の如くソ聯邦の經濟の中心は西歐にありその貿易の如きも殆ど西歐より行はれてゐるが、西歐より出るソ聯邦品と我國商品との間に競争關係はない、

又ソ聯極東方面の輸出も極めて少額であり日本商品と販賣市場を決定的に争ふと云ふ如きはあり得ない。尤も差當つて經濟上紛争又はそれに近い關係にあるものには、日ソ石油、北海漁區、北滿鐵道の三問題があるが、北滿鐵道は冒頭敘述の如くソ聯側の讓歩で買收成立するであらう。又ソヴェット石油ダムピング問題は日ソ間よりか寧ろシエル(英)ソコニー(米)對ソ聯の問題であり、漁區問題は目下紛糾中ではあるが、然し現在の日ソ關係より見てこれがこれ以上發展する事は絶対に無い。

然し問題は政治形態の相違にある。周知の如く極東諸國は日英佛米等あらゆる資本主義國の重要な販賣市場であるが、その最も大なる中國には中國ソヴェット地區があり、又新に新疆地方にも社會革命が進行してゐる。これらは多年の弊政の地盤の上に培はれたものでその根據は深いものであるが、これが滿洲國民に與ふる影響は無視し得ざる處のものがある。若し滿洲に共產勢力の這入り込むに於ては、日ソの關係は尖鋭化される恐れは多分に多い。

今後の日米關係を支配するものゝ中最も大なる要因は米國の景氣如何であらう。恐らく今後米國經濟が極度に惡化すれば兎に角、然らざる限り、而して日本が和平的態度を續くる限り、米國にも良好關係を維持し得るであらう。

次に英國に就ては冒頭にも述べた如く、多年係争の基となつて居つた英植民地に於ける日英商品の

對立抗争は日印通商條約の成立によつて、その解決の有力なる端緒を得た。而して今後その他植民地とも同様の企てが試みられるに及んで、日英關係も亦好調に入るであらう。

最後に中國であるが、中國の對日好化の原因は何よりも先づ、國內に於けるソヴェット地區の擴大により蔣介石政府に對日抗争の餘力のない事と、英米二強國が極東に於ける騷亂を欲せず日本が北支侵入を試みさへしなければ中國を援助して日本に對抗せしめる事をなさない事とのためである。既に前掲の如く英米兩國は、日本に對して妥協的であるから、今後の中國はこれを反映して矢張親善關係を繼續してゆくであらう。

最後に日本内部の勢力關係如何と云ふに、廣田外相にせよ、林陸相にせよ、又出先き軍部にせよ、總て昨年一昨年當時の當局に比べて頗る平和的政策實行者である。而して我々はその一有力原因として先きに非常時經濟の解消を擧げたのであるが、然らばこの經濟状態はなほ續くであらうか。或は再び逆轉してファツシヨ勢力活躍の地盤を形成しないであらうか。我々は昭和九年の日本經濟を支配する最大の要因は世界經濟の推移にあり、その世界經濟をリードするものは米國の景氣如何であると考へる。次にも一つの問題は我國の農村問題である。我々はこの點には多く觸れなかつたが、産業界好轉にも拘はらず農村は僅に表面を糊塗されただけで、根本的改善は遂になされなかつたが、兎に角一

た〔ヴァルガ〕程で、それは『まだ日清日露兩戰役後の經濟的發展期にも見ない所であると稱せられた程の……著しい轉換で』（註一）あつた。

だが此轉換といふ言葉に示された沈滞から活況、活況から躍進といふ様相の發展は必ずしも全産業部門に軌を一にして現はれたものではなかつた。即ち、具體的には工業部門の著しい發展に比し農業部門は可成りに遅れをとつてをり、また現に好轉の色彩を示してゐない。

それは此の轉換の直接的な要因たる爲替の低落と（軍需費、時局匡救費の放出を基礎とした）財政インフレに浴し得る程度が、兩部門の本質的相異によつて異つてゐたからではあるが、更に見逃せぬ理由は金解禁政策が農村に及ぼした影響である。

言ふまでもなく金解禁は世界恐慌の嵐に立向つて窓戸を開いたと嘲笑せられた程の暴政で、これによつて我國經濟——就中農業部門——への打撃は超想像的のものであつた。

何故なら今次の世界恐慌は農業恐慌に其端を發し、工業恐慌との結合に於て擴大強化されつゝ發展し來つたため、その發展過程は資本主義の弱い一環としての農業部門に對し、工業部門に對するより大きな打撃を絶えず要求してやまぬ過程であつたからだ。

従つて金解禁は全體としての世界恐慌の、日本經濟への波及に拍車を加へた結果となり、之に對し

工業部門は國家的援助による合理化の遂行で對抗したが、統制力を缺く農業部門はたゞ思ふまゝ、恐慌の蹂躪にまかせられる結果となつた。殊に、我農業の特徴たる半封建的土地所有關係と零細農制は其打撃をいやが上にも深めずには置かなかつたのである。

確かに當時の農村は破局的圏内にあつた。農産物の暴落は言語に絶したのみならず、都市産業の不振と合理化の進展は歸農者を續出せしめ、幾多の悲劇的ニュースがデジャーナリズムの好題目として報ぜられた事は未だ吾々の腦裡に生々しく刻印されてゐる事實である。

だが斯る状態は遂に歴史的な五・一五事件となつて爆發し、あの印象的な農村モラトリアム運動の擡頭となり、慌しい時局匡救議會の連續的な開催となつた。

其結果生れた救農土木事業は直接的な恩恵となつたとは言へ、既に破局に瀕せる農村に生氣を與へるには餘りにも無力であつた。そして無策の政府は其補強工作として、聯盟關係から醸成された戰時的非常時的景團氣を利用しつゝ、「自力更生」の叫びを高らかに唱へはじめた。

しかも此間にあつて政府は七年末から八年初にかけての米、繭、生絲の値上りを理由に時局匡救費を減額するの舉に出でた程である。事實八年五月に於ける春繭相場の暴騰は久方振りて農村に愁眉を開かさしめた。農村は恐慌の渦中にあるを忘れて喜び、不安は一時解消するかに見えたが、間もなく

米國インフレ政策の蹉跌による絲價の慘落、延いて秋繭相場の反落と、未曾有の米の洪水に見舞はれ、農村の不安はまたしても濃化するに至つた。政府は斯る状態に善處すべく救農對策を中心議題として前記の如く内政會議を開催するに至つたが、後藤農相も同會議の劈頭に於て次の如く云つてを程だ。「時局匡救事業及びインフレの浸潤によつて繭及び米の値上りを來たし農村の經濟的狀態は幾分好轉したかに見えるけれども、一般物價指數の昂騰に比して農産物の價格はなほ低廉で、不均衡な状態にあり、他方農家に對する負擔は輕減するどころかむしろ加重されてゐる有様で、農村は希望を失はうとさへしてゐる。最近の調査によつて見ても、小作爭議は依然増加の勢を示してゐる。故に經濟的不安は若干緩和されたかに見えても底流に於ける社會不安は依然たるものである。」と。

しかも最近齋藤内閣が生んだ最も主な救農法律たる米穀統制法と負債整理組合法が施行後日ならずして其缺陷と不合理性を曝露し、救農法律としての効果を疑はれはじめてゐる状態である。

斯う見て來ると時局匡救議會以後、政府のとつた農村對策は現在までのところほとんど農村を積極的に好轉せしめるに役立つた跡すら残してゐない。然るに、九年度の救農事業費は大削減の憂目に遭ひ、米は慢性的の採算割れ相場を續け、八年度に於て幾分よかつた繭價も最近は生絲恐慌から前途を全く危ぶまれてゐる。六十億といはれる農家の負債は事實上モラトリアムの形ではあるが、其重壓は

依然強く、諸負擔は相對的に過重となるばかりである。これで果して農村に持つべき希望があると言へるだらうか。農村は今こそ我資本主義發展途上の憂慮すべき痛症にならうとしてゐるかに見える。

何故なら一般的原則として『資本の蓄積運動は擴張再生産の圓滑なる進行が困難であるため、之に打克つべき手段として非資本主義的外圍を生産物の販賣市場に於ても、原料獲得市場に於ても又労働市場に於ても有せざるを得ない必然性』(註二)をもつものであつて、この資本主義的外圍として我國の農業の持つ重要性は決定的であるからだ。殊に家長的家族制度が其重要性に拍車をかけてゐる。従つて農村に於ける矛盾の激化は日本資本主義の根底をゆり動かすは明かで、我々は五・一五事件やモラトリアム運動に其小さき一例を見るのである。

吾々は農村問題の重要性を斯る觀點からとりあげ殆んど毎輯其處に起つた様相の正しい報道と、問題の公平な批判を怠らず續けて來た。だが客觀的狀態は再び綜合的な様相の報道と問題の觀察或は批判を要求してゐる。従つて吾々は以下に當面の重要問題である米穀、蠶絲、負債、負擔問題等を取りあげ、政府が現に採りつゝある、乃至採らうとする對策の意味や効果を現恐慌と關聯せしめつゝ考察しやうとするものであるが、先づ内政會議の意義の簡單な考察から始めやう。

(註一) 〓 本年報第十四輯八八頁。(註二) 〓 近藤康男著「農業經濟論」六〇頁。

第一節 内政會議と農村問題

一、内政會議と農村問題の重要性

五・一五事件の爆發と聯盟脱退以後の客觀狀勢は農村、外交問題に對する國策樹立の一般的要望を日に増し濃化せしめつゝあつたが、此要望は遂に昨年下半年に於て前記の五相會議と内政會議となつて具體化された。

この兩者は國際的「非常時」に重要な中心的一環をなす日本の「非常時」の表裏を物語るものとして、最近に於ける我國の國際的地位と對内情勢の特徴を最も端的に表現したものと云つてよい。就中内政會議に於ては、我兵卒の八割近くが農村からの出身者であるため、農村の窮乏は直接國軍の志氣に關すること大なるものがあるとして、農村救済の必要が強調せられた點は——たとへそれが常識的のことであつても——特筆さるべき意義のあるものだ。結局後藤農相が「底流に於ける農村の社會不安には依然たるものがある」として救農對策の必要を力説した點と合致するものである。

斯くて農村問題は單なる農村だけの問題でなしに切迫した社會全體の問題、更に國防問題として一

般民衆の腦裡に刻まれるに至つた。我々は斯る認識の無意識的擴大を輕視してはならぬ。

二、内政會議の經過

以上の如き意義をもつた内政會議は十一月七日に第一回の會合を開催し、其後四十五日間に八回の會合を續け、十二月二十二日に一應の終りを告げてゐる。出席閣僚は後藤農相を主役として、齋藤首相、高橋藏相、山本内相、荒木陸相、三土鐵相、永井拓相、中島商相の八相である。

此會合の目的は既述の如く社會不安の根源たる農村不安を除去するための國策樹立ではあるが、それは具體的には諸對策の遂行に必要な豫算の要求と結び付くのは當然で、此會議を開催せんとした農相の意圖の中に、豫算の分取的心境（よい意味の）が動いてゐたことは、會議中に於ける農相の言葉から充分窺ひ得る。

従つて農相から見れば當時インフレーションで農村が相當沾ほつたと思惟してをる一部の閣僚に對して、正しい農村の現状を知らしめるためにも斯る會合は必要であつたと言へやう。

先づ第一回の會合で農相は農村の現状を陰慘な言葉で説明して、（註一）依然たる社會不安の存在を強調しつゝ、これに對する二大方針として（一）農村疲弊の根源を矯正すること。（二）農村の將來に光

明を與ふるやうに導くことを説いた。

そして第二回の會合で、上述の二大原則を效果あらしめるためには、當然(一)農村負擔輕減問題、(二)農村負債整理問題、(三)農村金融問題、(四)肥料統制問題、(五)農産物販賣統制問題、(六)蠶絲對策、(七)地方財政調整交附金問題、(八)義務教育費國庫負擔問題、(九)農民精神の作興策等が問題になるとし、各項目に對する嚴密な検討と對策の樹立を要望するところがあつた。

尙ほ農相は之等に對する自己の態度としては『漫然と對症療法的な個々の對策を切り離して考へないで農村の組織化による根本的建直しを計るべきである。負債整理、農村金融、肥料統制、蠶絲對策等の諸問題もこの農村の組織化の見透しの下に考究されねばならない。』(註二)として産業組合主義による農村の組織化を強調するところがあつた。

第二回會合の後、豫算閣議が開かれたため、會議は一時延期され第三回は十二月五日に至つてやうやく開催された。そして、既に農林省豫算が慘めな削減(農林省提出の新規要求は僅か一割三分しか認められず、又三千三百萬圓の復活要求も三百萬圓しか再査定を受けなかつた程だ。)に見舞はれた後であるため、三回以降は會議が發展するにつれ、藏相を中心とする「自力更生組」と、農相、陸相、拓相の「單なる自力更生反對組」の二派に截然と分離對立するに至つた。今兩組の意見を聞くに、農

相は自力更生の必要は充分認めるも、それには先づ障害となるべきものを除去するの要あるを主張し、陸相は農村對策と國防の密接なる關係の認識の上に立つて「農村問題を豫算の伴はない精神作興位でお茶を濁さうとすることは絶対に許さぬ」と積極的農村匡救の必要を力説したるに對し、藏相は農村の疲弊の原因を(一)農村に於ける冠婚、葬祭が極めて農民の生活程度より高度に過ぎること。(二)農村子弟の教育費が過大であること。(三)金肥の費用が多すぎるこの理由に歸し、冗費の廢除、自給肥料の使用獎勵による自力更生の徹底化を主張して譲らず、結局鐵相、内相等の「農村救済は必要とするも、國家財政の現状からすれば、もうこれ以上どうにもならない」との見解に裁かれて、遂にこれと言つた豫算の伴はない次の如き五方針の覺書を作成して一應歴史的會合の幕は下ろされた。

一、農民精神の作興 國家の堅實なる發達を計るために、農民精神を作興し、協力一致の精神を基調とし、かつ農業技術及び經營の改良進歩を計り農村更生を期することを緊要とす。學校教育の改革はもつとも重要な問題なるが、なほ農村の實情に即したる方針の下に農村中堅人物の養成に重點を置き、さらに現行の農村更生計畫の促進とあはせて、一般の農村社會教化運動と協力するとともに、農村産業團體における優秀なる指導者の配置、普及、農村中堅人物の實習的訓練ならびに模範團體及び人物表彰の道を計ること。

一、農村協同組織の徹底 隣保相助の精神に基き農村における販賣、購買、信用、共濟、生活改善等の諸施設を、さらに徹底普及せしめると共に、農村における協同組織の健全なる發達を圖り農村經濟の充實を期すること。

一、農村負擔の輕減 農村窮乏の原因は種々ありといへども、農家の公租公課の過重は重要な原因の一つなりとす。よつて農家負擔輕減の方策を講ずるため一般税制の改正、地方財政と國家財政との調整及び地方財政の整理等に関して審議機關を設け速かにこれが調査に着手すること。

一、重要肥料の統制 農産物の生産費を低減し、農家經濟の逼迫を緩和するため、農家の自給肥料の増産に努めしむるは勿論、其質廉價の重要肥料の供給を確保する方針を計るを緊要とす。よつて重要肥料の統制につき速かに適當なる方策を講ずること。

一、蠶絲對策 蠶糸業の根本的改革を計るの必要を認め、これがためその生産費の低減、生産及び販賣の統制、需要の擴張を基調とし、蠶種の管理統制を計るの外、繭及び生糸の新規利用及び工程の改善、乾繭取引の普及組合製糸の擴充、海外需要の増進を策する諸般の施設をなすこと。

右の外、農地安定及び保全、農村工業化、移植民、醫療施設、農林水産業に屬する試験施設等は引續き内政會議において審議し成案を得るに努むること、なほ豫算關係については事務的折衝をなすこと。

以上の覺書は應急對策に關する方針であると言はれてをる。そして之等の方針に關する豫算は首相農相、藏相の協議で決定されることになるらしいが、結果は明かに自力更生組の勝利となつたものを見てよいのであらう。

其後以上の方針に従つて農家負擔輕減審査議會は齋藤首相を會長として成立し、蠶絲對策としては原蠶種國家管理法案の實施がほど確定され、(今會議に提出に決定) 肥料對策については農林、商工兩

省が事務的折衝により、それぞれ善處することになつた。

以上の如くして内政會議はたゞ問題の重要性を明かにしたゞけで、何等力強い具體策を提供することなしに終つた。出席閣僚は救農對策の必要を痛感しながらも、財政状態の不均衝を恐れてたゞ自力更生の空念佛を唱へたに限りない。泣いて馬糞を斬つた感想をもつたかも知れぬが、問題は何等解決への歩み寄りすら示さなかつた。瀕死の農村には依然として解決を要すべき重要問題が山積してをる。内政會議は當面の應急問題として、覺書に五方針を示したが、これには米穀問題と負債整理問題が示されてゐない。がこれは多分第六十四議會を通過した負債整理組合法と米穀統制法が、それぞれ八年八月一日、同十一月一日から實施されたため政府に於ても其効果を期待したからであらう。

だが最近兩法案の缺陷が傳へられ、第六十五議會でも重要問題化し、又化さうとしてをる。就中米穀統制法の是非をめぐつて農相は質問の矢面に立たされ、不安な答辯に終始してをる状態である。

我々は先づ當面の重要農村問題として、米穀問題、負債問題、負擔過重問題、蠶絲問題等を取りあげ、それ等問題の重要性や現に政府がとりつゝあり、又とらうとしてをる對策の効果や意義を恐慌との關聯に於て検討して行くことにしやう。

(註一) 〓五二頁參照。 (註二) 〓東京朝日新聞、八・二一・八。

第二節 當面せる重要農村問題の本質と見透

一、米穀問題の重要性と統制法施行後の実績

(A) 現行統制法の本來的弱味と專賣案

(イ) 問題の重要性と増産政策の破綻——米價問題は滿價問題と共に現在農村問題の中心的地位を占めてゐる。就中前者の重要性は決定的と言つてよい。米生産額は殆んど總農業生産額の五割を占め、作付面積の點から見ても、耕地面積の點から見ても、亦生産人口の數から見てもそれ〴〵支配的な數字を示してゐる。従つて、米價の低落は——生産量の五五・六%が商品化してゐる今日では——農村購買力の低下を通じて都市商工業の衰退を誘發することは明かである。だが一方米が全國民の必需品であるために不當に高い米價は一般民衆の生計費を直接高めるばかりでなく、労働者一般の賃銀高を通じて産業利潤低下傾向の要因となる一方、一般商品の生産費高を結果することになり。普通では外國貿易に依存性の強い我國の經濟界を直接壓迫することになる。

商品としての米が上述の如き性質をもつてゐるため、米穀政策は常に種々の困難や非難を伴ふのだ。

(一) 臺鮮米の收穫量と移出高(單位千石)

	鮮米收穫量	移出高	臺米收穫量	移出高
大正十年	14,324	3,206	4,976	1,049
十一年	15,014	3,960	5,445	740
十二年	15,174	3,875	4,866	1,280
十三年	13,219	4,673	6,076	1,860
十四年	14,773	4,549	6,443	2,391
昭和一年	15,300	5,542	6,214	2,437
二年	17,298	6,152	6,898	2,703
三年	13,511	6,704	6,795	2,386
四年	13,701	5,530	6,480	2,171
五年	19,180	4,908	7,370	2,071
六年	15,872	8,613	7,479	2,000
七年	16,345	7,100	8,949	3,829

とはいへ大局的に見る限り過去の米穀政策は完全に増産政策であつた。後進資本主義國として生れた我國の食料政策としては、軍事的に見て當然な行き方であると同時に、經濟的に見ても必要な政策であつた。何故なら、國內消費を充し得ない供給状態では絶えず米價を昇騰せしめて、間接に我國商品の海外進出をさまたげる結果となるからだ。そして此増産政策は確かに成功的發展を遂げて來た。即ち明治十五年の作付反別二百五十五萬町歩を一〇〇とすれば大正十年には一二一の三百十萬町歩となり、更に昭和七年には一二六の三百二十三萬町歩となつてをる。又收穫量も明治十五年の三千七十萬石を一〇〇とすれば昭和七年には六千三十九萬石で一九七即ち約倍の増量となつてをる。又臺・鮮米の内地移出高も第一表の如く増加してをる。

併し問題は——凡ての經濟現象の發展がそうである如く

——此増産政策も進行につれて、米價の低落傾向を助長し、増産を否定せねばならぬ事情を生じて來たことだ。これを最も雄辯に示したのは昭和五年の大豊作による米價の慘落である。當時東京期米は八月の高値三十圓三十錢であつたものが、十月には十四圓にまで文字通りの慘落商状を示して市場を大混亂に陥れた程だ。

(二) 米穀需給表 (千石)

	七年	八年	九年
越前持り	9,140	8,907	9,008
内地生産	55,215	60,390	70,847
移入	11,603	12,740	12,500
内 朝鮮より	7,198	7,530	8,000
臺灣より	3,419	4,210	4,500
供給計	75,959	82,037	92,354
移出	706	606	500
消費計	66,345	72,424	73,547
要計	67,051	73,030	74,047
越前持り	8,907	9,008	18,307
一人當消費額(石)	1.014	1.095	1.100

(備考) 九年度の生産高以下は推定、生産高は農林省第三回豫想發表、消費高は一人一ヶ年消費量を一石九升と見、之に昭和九年四月末推定人口 67,656千人を乗ぜしもの。

勿論當時は金解禁後で一般物價は低落傾向にあつたものゝ、斯る慘落は『豊作飢饉』の名稱の如く未曾有の豊作が積極的原因となつてゐた。政府は之に對して種々の對策を採つた。例へば政府所有米の海外へのダンピング、内地米の買上や米糶輸入税の引上等々——だが既に需給關係に一大變化の起つた米穀は其後一般不況の發展に拍車をかけられて何等目立つた程反撥も示さずして、再び八年度の大豊作を迎へてしまつた。斯くて第二表の如く需給關係の不均衡は益々擴大し行くかに見える。即ち第三次農林省發表の昭和八年産米

實收高は遂に七千萬石を突破し、總數に於ても段當り收穫量に於ても有史以來の新記録と言はれてゐる。そしてこれを基礎に九年度の需給推算を行へば第二表にも明かな如く千八百三十萬七千石の供給過剰となり、理想持越の五百萬石を差引いて千三百三十萬石の過剰米を生ずることになつた。

(ロ) 現行米穀統制法の弱味と專賣案の合理性——既に米穀問題が斯る段階に到達した以上、要求される米價高も、それが理想的に示現されるためには生産の減少策か、完全な供給の統制以外にあり得ないことになる。そこに米專賣の合理性が認識され、且つ當面の問題としては臺灣米の輸入制限問題が有力に思考せられて來るのだ。同時にそれは減反案といふ比較力強い補強工作をすら伴ひ得なかつた現行米穀統制法の缺陷を暗示してゐるものである。事實我々は現行統制法の施行前後に於て左記の如き有力な評論家達からの其効果を疑ふ聲を聞き、又米專賣、臺灣米統制の急務が説かれてゐるのを見てゐる。そして確かに後述する如き統制法實施後の實状を見る時『專賣案の外に米穀對策ありや』の感を強められるのだ。勿論我々は專賣案は對する難點を知らぬ譯ではない。だが對策たる以上何かの缺陷なきものはなく、殊に米の如く其生産に關與する農村民間の階級對立が現在の如く裁然としてゐる上に、地主、自作、自小作、小作がそれぞれ複雑した利害關係にあり、他方其消費に關與する部面が全國民である如き商品に對する專賣案といふ對策が、技術的に困難を伴ふといふ理由で非建設的な

單なる議論好みの輩には彼是云ひやすいかも知れぬが、問題はも早や現組織の上にあつては專賣案以外に最も農民を利益する對策がないといふことだ。それが農民の利益に活用せられるか否かは政治家の叡智の如何にあるのだ。我々は前記有力評論家の對米穀問題の意見を社會政策時報九年一月號農村問題特輯——農村社會政策座談會に聞かう。こゝに於ても米專賣案の主張、及び當面の問題としては臺灣米の輸入管理案が支配的である。今其米穀に關する部分を摘記しやう。

石橋湛山氏……少くとも蠶種と繭とは何等かの方法に依つて國家が專賣若くは管理しなければいかぬ。……同時に米も私は昔から專賣を主張して居る者であります。而も米の方は專賣として寧ろ生絲よりは餘程樂であると思つてゐる。……私は何よりも農村の収入を増し、さうして農村の收入の安定を圖るといふ事を先づ第一にやつて行きたいと思ふ。それは米の專賣も或は繭の專賣も宜いが、直ぐ遣り得るものでもないし、其效果を擧げることも即座といふには行かないかも知れない。そこで私は差詰めの救濟策としては近頃屢々唱へて居るのであります。夫に就ては朝鮮及び臺灣の米の日本内地への移入管理するといふ事がどうしても必要である。

東 武氏……只今石橋さんの御話にもありましたが、自然關聯するところでありますから附言を御許し御願たい。私は全然石橋さんに同感なので。米價問題に對しては私は多年專賣機關を主張して居る。統制と云ふ事に就ては大正十年に米穀法が布かれて既に十年以上之を運用したが、結局は一箇年に二千萬圓乃至三千萬圓の損失を見て居る。是では生産者たる農民が喜ばず、消費者たる都會住民が喜ばず、國民全體が喜ばないと云ふ結論になる。何の爲に數億の金を消費したか、全然無意味に屬して居る。今回米穀統制法なるものが發布された。是は……幾分か農家収入を増すことになつてゐる。と云ふのは若し本年豐作であるとすると、昨年からの餘剩米もあり、假に從來の米穀法其儘の率勢米價で行けば、本年は恐らく十六圓位になつて居らうと思ふ。

それが二十一、二圓の價格を維持して居るから下らぬと云ふ譯で、統制法の最低値段と云ふ門が入つて居るから下らぬと云ふ譯で、統制法も全然無力とは云へない。所が此の統制法の立案の時分に吾々が強く主張したのは若しも米穀統制法を實行しやうと云ふならば植民地米を統制しなければ何にもならない。恰も底なき籠に水を盛ると同様である。第一生産費が違ふ。日本内地の米の生産費は少なくとも二十五圓か二十七圓になるのであるが、朝鮮、臺灣は其約二分の一に過ぎない。それ程生産費の違ふ米を同一の統制法なる法律を以て統制すると云ふことになるならば此法律は植民地米の保護獎勵法と云ふことになる。……一つの缺陷は若し此の統制法に依れば、從來の米穀法ならば最低價格を區切れば國の力を以て米を買ふことが出来るといふのであるが、今度の統制法では最低價格を區切れば政府は無限に供給米を買取る義務がある。……賣りたいと云ふ者があれば政府は買取つて之を貯藏しなければならぬ、貯藏した米はどうなるかと云へば、最高にならなければ賣ることが出来ない。……此二つの意味で統制法は必ず數年を出ずして破綻すべき運命にあると思ふ。……そこで結局米價調節は何處へ行くかと云へば私は專賣法行いくと思ふ。……それはどの内閣でも斷行する必要がある。

上田貞次郎氏……先刻石橋さん東さんから出た御話であります。今の米穀統制法を一方でやりつゝ、朝鮮、臺灣米を自由に入らせると云ふ事では到底納りが付かぬと云ふ事に就て、どうも私もさうでないかと思ふ。……從來日本米は日本内地以外の國では出来ない。それでどん／＼増殖を圖つた。……ところが幸か不幸かよく出来過ぎてしまつた結果が斯ふ云ふ風になつた。所謂專賣にするか、鮮臺米を調節すると云ふことは之にナレキを掛ける意味に於て必要である。

東畑精一氏……專賣案に反對と云ふのでありませんが、寧ろ價格經濟を農民自身が採用することが早くて實用

的であると思ふ。

千石與太郎氏：私は米穀政策の當面の問題としては、朝鮮・臺灣米の管理を行ふと云ふ事に於いては石橋さんと同意見であります。吾々は昔からそれを主張して居ります。それを一つやると云ふ事が東さんの仰しやるやうに將來全體に對して專賣をやる道程になると思ふ。だからして私は必ずしも專賣に反對でないと思ふことを茲で申上げて置く。

(B) 米穀統制法の功罪

(イ) 米價は公定價格以下に——米穀統制法は齋藤非常時内閣の生んだ重要救農法案中でも超弩級艦的位置を占める性質のものである。農村民の現金収入の増加、従つて生活更生に關する効果の積極性から見ても亦其關係する範圍の廣範、及びこの結果を土臺として資本主義的産業の擴張再生産を圓滑に進めんとする點から見ても確かに該法案實施後の成績は重要視されねばならぬ。しかも九年度の救農土木事業費が無慘な減額を要求せられた今日に於ては、此側面からも統制法の効果が大きな問題とならねばならぬ。此法律の特徴とか意味、或は補強工作として企てられた粃貯藏案が豫算關係から大改訂を余儀なくされたり又減反案が流産に終つた経緯や其意義に就ては前輯第三部第八節(不安に包まれた農村)に譲り、此處では實施後の米價の推移や買上米の數量、従つてそれに關聯する買上資金の問題等に就いて諸報道をまとめて見やう。

米穀統制法は昨年十一月一日から實施されたが、未だ二ヶ月も経過せぬ中に既に其効果が疑はれはじめた。幾多の技術的な或は根本的な缺陷が現はれ又現れるを恐れられたからである。即ち植民地米が統制外にあるため、内地米より生産費がズツト安いのを好條件として當然内地へ流入することは明かである上に、内地米はこれ又稀有の豊作の状態にあることである。此經濟的條件が嚴として存在してゐる上に、買上米の申込は施行規則によつて同一銘柄百俵以上にして、同一等級粒種のもの二十俵以上と規定してあるから、一般農民は是非とも統

(三) 市場相場と公定相場の開き		(四) 輸値	
産地米別	着 値	政府買値	輸 値
村山四等	21.60	21.92	0.32
新瀧四等	21.10	21.52	0.42
千葉五等	21.40	21.92	0.52
村山四等	21.60	22.52	0.92
新瀧四等	21.10	22.12	1.02
千葉五等	21.50	22.52	1.02

制法の恩恵に浴さんとせば産業組合や協同團體の力を借りねばならぬが、此等協同組織の活力鈍く、且又多くの場合には此等機關による以前に米穀商に左右せられる可能性がある。又手續が煩雜な點も見逃せぬ缺陷である。そして此等缺陷の集中的な表現は米價が最低公定價格を常に下廻る結果となつてゐることである。例へば第三表の如く村山四等は十二月上旬に最低公定米價より三十二錢下廻つてゐたのが、一月上旬には九十二錢下廻るに至り、新瀧四等、千葉五等も此傾向を強く示してゐる。又深川中米相場を見ても統制法施行以來ずっと最低公定米價以下にとゞまつてゐる。

(口)貧農は祝福されず——斯様に公定米價と實際取引米價の間に開きの生ずるため、其處から利鞘稼ぎを目的とする米穀商の活躍する舞臺が開かれて來るし、又收穫米を直接換金する必要のない地主のみが比較的米穀法の恩恵に接し得るやうになるのである。

十二月二十二日の東朝社説は、既に當時の状態を次の如く述べてゐる。

『農林大臣は米穀統制法案が先の六十四議會において審議せられた際、米價は最高最低價格の中間にあるをもつて理想とし、統制法が實施されたなら大體さう成るであらうとの自信を述べたのである。即ちこれで行けば、米價は今日二十六、七圓といふところに居らねばならぬのである。ところが實際は最低價格を下廻らんとする形勢である。現に二十日の清算米がそれであつた。かゝる有様では、結局米價は最低價格に釘付けされるのであるまいか、との一般の懸念を濃厚にするのである。更に考へなくてはならぬのは、貧農階級では統制法によつて買上を希望するとしても、何彼と手續が甚だ面倒であつて、現金を握るまでには可成の日數がかゝり急場の間に合はない。それで換金を急ぐため最低價格以下で商人と取引するといふ様な事實が續々現はれてゐることである。かやうなことは米穀統制法の權威を失墜するも甚だしいといはねばならぬ。』

しかも當局の見込違ひは更に發展した。例へば次の様なことも起つてゐる。

資金關係の枯渴豫想以上に早く到來か——資金關係を見るに、昨年議會における政府の言明によれば、米穀需給調節特別會計資金限度七億圓（内昨年十一月一日現在資金余力四億二千五百萬圓）を以て或る程度豐作を見込んで、一ヶ年六百萬石宛二ヶ年は買上に應ずることが出来る見込である、となしてゐたが今回の當局の推測によつてさへ、今秋までに八百萬石の買上が豫想されるわけで、當初の見込限度六百萬石の線は初年度で既に二百萬石の超過を來すことが明かとなつた。現在までの公定價格による買上は、約九千萬圓に近く資金限度の餘力も約三億三千萬圓に減じて來てゐるが、今後なほ四百萬石買あげとすればさらに九千萬圓もの資金が消費ぶこととなる。しかも昨冬來買あげて來た米は東北の軟質米が多く倉庫も拂底のため設備不完全のものとなつて、蒸其他の手當も不足なものとなることは致し方なく、其ための品傷み損傷は意想外に大きなものになり、同特別會計資金の損失を増大せしめる事は確實とされてゐる。その他金利保管費、事業費等の加算を見積れば、今米穀年度末における特別會計資金餘力は二億圓臺を割りはしないか、とも懸念され、何れにしても米穀特別會計資金の枯渴は當初の豫想以上に早く到來するのではないかと見られるに至つた。（九、一、一二、東朝）

上述の如く統制法は種々の缺陷を曝露してゐるが、其中でも最も重要視すべき點は、此法律が一般農民大衆に利益せずして、主に地主や米穀商の利益に貢獻してゐるといふ點だ。斯る結果を起した原因は勿論農民大衆の經濟力の弱さ——即ち米を賣つても之が換金されるまでは少くとも三週間位かゝるため、やむなく最低價格より安くとも速かに代金に替へねばならぬ弱さ——に原因するとしても救農對策として生れたこの法律の効果は半ば失はれたものと云つてよいだらう。殊に第四表に明かな如く、十一月から一月迄に一般農民は一ヶ年間の總販賣高の殆んど五三%を賣ることを考へ、更に八年

(四) 産米月別販賣高

月次	實數(千石)			一箇年の販賣高を百とする割合(%)		
	小作米	小作米以外	計	小作米	小作米以外	計
十一月	708	3,297	4,005	5.7	16.2	12.2
十二月	1,580	4,627	6,207	12.7	22.8	19.0
一月計	1,488	2,754	4,220	11.8	13.6	12.9
二月計	3,766	10,978	14,432	30.3	52.6	44.1
三月計	1,079	1,575	2,654	8.7	7.8	8.1
四月計	945	1,220	2,165	7.6	6.0	6.6
五月計	982	1,029	2,011	7.9	5.1	6.1
六月計	3,006	3,824	6,830	24.2	18.8	20.9
七月計	6,760	14,502	21,262	54.5	71.4	65.0
八月計	982	871	1,853	7.9	4.3	5.7
九月計	926	792	1,718	7.5	3.9	5.3
十月計	953	785	1,738	7.7	3.9	5.3
十一月計	2,861	2,448	5,309	23.1	12.1	16.2
十二月計	9,621	16,950	26,571	77.5	83.5	81.2
小計	1,065	904	1,969	8.6	4.5	6.0
合計	895	1,027	1,922	7.2	5.1	5.9
小計	828	1,423	2,251	6.7	7.0	6.9
合計	2,788	3,354	6,142	22.5	16.5	18.8
小計	12,409	20,304	32,713	100.0	100.0	100.0

(備考) 米穀要覽(農林省農務局)。七三頁(註三)参照。

に於ける帝農調査の庭先相場が生産費を低下すること二圓七十七錢の二十圓九十六錢であつたことを思ひ合せば、一般農民が此法律の實施からさして利益を得てゐないことが容易に想倒される。

目下開會中の第六十五議會に於ても杉山元治郎氏が「米穀統制法によつて救はれるものありといへどもそれは地主の米であつて、貧農の米ではない、貧農は僅の米しか持つてゐない。しかも手續が面倒である。従つて商人に賣り結局商人を儲させてゐるだけだ」(註一)

と言つたに對し、農相は「日本の農村全體から見て米穀統制法は有效なる施設たるを疑はぬ」と一般的に抽象的答辯でお茶を濁してゐる位だ。問題は一般農村よりも生活に追はれてゐる小作農、貧農の不安により多くあるのだ。帝國農會が最近發表した米穀統制法實施下に於ける農村の實情に關する調査報告を見ても左掲の如く農民は最低價格によらずに換金急ぎ、其他のためそれよりずつと低廉な庭先相場で米を賣放つてゐる事實を物語つてゐる。(註二)結局に於てこの超弩級艦的位置にある米穀統制法すらさして農村を明るくはなし得ぬものの如くだ。勿論本米穀統制法がなかつたならば米價は相當著しい低下をまぬかれなかつたことは明かだ、其限りに於て効果は認めねばならぬとしても。

(註一)米、賣渡申込みの三分二は米穀商——農林省は二月六日の衆議院豫算分科會において米穀統制法の公定價格による賣渡申込數量は最近七百萬石を突破した景況にあるが、賣渡人を大別すると概算ではあるが實際の米穀生産者たる農業者の賣渡しは全額の約三分の一に過ぎざることを言明した。即ち右の事實に基くと残り約三分の二は所謂米穀商に屬するのであり生産者側が最低公定價格による賣渡しをなさんとしても最低申込數量たる一回百俵銘柄廿俵に制限され個々の貧農は商人側の賣叩きの實害を蒙つてゐることを如實に示しつゝあるものとして最も注目されてゐる。(二月七日讀賣)

(註二) (一) 現下に於ける最低公定價格による農家手取金と庭先相場との比較(九年一月十日現在推定)(單位圓)

縣名	差額
北海道	〇・五九
山形(庄内)	〇・三三—〇・一八
山形(村山)	〇・七五—一・〇〇
宮城	〇・五〇—〇・八〇
岩手	一・四四
千葉	一・〇四—一・〇五
石川	〇・八二
福井	〇・二〇—〇・三〇
岐阜	〇・二五—〇・六八
三重	〇・二五—〇・五〇
京都	〇・四〇—〇・六〇
廣島	〇・二〇—〇・五〇
鳥取	〇・六一
山口	〇・七五
徳島	〇・四〇—〇・八〇
高知	〇・三三—〇・七〇
大分	〇・六三—一・二三
鹿兒島	〇・三〇—〇・八〇

(二) 現下に於ける農家の米穀賣却の状況(同上)

縣名	全販賣數量(千石)	直接商人に賣却せる數量(千石)	全販賣數量に對する商人賣却數量の割合%
北海道	一、七三三	一、〇五二	六〇・〇
山形(十二月末)	五、六	四、四三	六・〇
宮城	三、五〇	二、六六	六・三
岩手	二、八〇	二、三〇	六・五
千葉	二、六〇	七〇・二	二七・〇
石川	二、〇〇	一、〇四	五・二
福井	四、八	二、六	五・〇
岐阜	三、三〇	七、三	三・五
三重	二、八〇	七、〇	二・〇
京都	一、四〇	七、〇	五・〇
廣島	一、六〇	三、〇	二五・〇
鳥取	一、一	八〇〇	七五・〇
山口	一、一	二九・五	四六・〇
高知	二、三	二、〇〇	九・〇
大分	二、三〇	六、六	五・七
鹿兒島	三、六	二、四・五	二四・五

(三) 農家が商人に賣却する原因

- 一、統制法の主旨不徹底なること(山形外十縣)
 - 二、政府買上米納入手續の繁雜なること(宮城外七縣)
 - 三、農家金融の困難 換金を急ぐこと(鳥取外十二縣)
 - 四、下級産業團體の活動不充分(廣島外四縣)
 - 五、農家の共同販賣に對する訓練の不足せること(山形)
 - 六、個人にて少量にても販賣し得、従つて隨時換金し得ること(千葉外一縣)
 - 七、政府に賣渡しをなす場合一口の數量及び等級別數量に制限ある爲め、人員の取纏め數量の取纏めに相當日數を要し、急場の場合にはざることを(佐賀)
 - 八、商人の好言に迷はざることを(佐賀)
 - 九、商人との長き取引習慣(大分)
 - 十、政府の受入検査の際、不合格となりたる場合を懸念したること(廣島外一縣)
 - 十一、商人に負債あること(北海道外一縣)
 - 十二、産業組合に負債あるものは組合をさけること(北海道)
 - 十三、暫定公定價格は時價より割安なりしこと(京都)
 - 十四、早場地方なるため(高知外一縣)
 - 十五、縣外移出數量少く地方的移動多量を占むること(高知)
 - 十六、統制法より除外されたる品種があること(高知)
 - 十七、一時阪神方面に納入米滞荷し納入に不安の状態にありたること(廣島)
- (註三) 本調査は各道府縣に於て自大正十三年至昭和三年五ヶ年間に於ける中庸の年柄の状態に付調査したる資料を基礎とす。小作米とは地主が小作米として取得したる米、小作米以外とは生産者(自作及小作)の手取米。

二、負債の重壓と負債整理組合法の試練

(A) 農村負債の意味

(イ) 小農制下の農村負債——農業恐慌は現象的には農産品の價格の下落、農村負債の増加となつて現はれる。就中農村負債は堆積され、且つ慢性化され、而して或一轉機を劃して極度に深化した(例へば金解禁後の如き) 農業恐慌の総合的な且つ集約的な表現であると云つてよい。救農議會を前にして行はれた「農村救済請願運動」に負債のモラトリアム實施が中心的題目に取り上げられてゐたことを

第二節 當面せる重要農村問題の本質と見透

見ても理解出來やう。

従つて、農村負債總額の多寡、或は増減の步調は農業恐慌深化の程度如何、又其速度如何を知るシンボルである。殊に我國の如き資本主義の發展過程下にあつた農村、及其發展過程によつて可成りに制約された特種的組織（零細農制）をもつ農村の負債は多面的にして、且つ特に重要な意義をもつものだ。

即ち封建時代から資本主義への發展途上にあつては『町人階級自ら資本主義的生産を強力に展開しうるだけの資本の原始的蓄積を持つてゐなかつた。その故に明治政府は極度の保護政策をとつて工業の育成に努めた。その資金は一に農村から收奪せられたのである。收奪は地租の形に於てなされた。即ち當時の地租は、實に歳入の八割近くを占め、其の農民に對する負擔は前代の封建的物納地代と實質上大差なかつたのである』（註一）又小農制といふ組織上の特質は近代的金融機關の對象となり得ぬ場合多く、又なり得ても其地方金利は比較的高い。ここに小農制と個人的高利貸付業者が結び付く必然の絲がある。

斯くて我國に於てもマルクスの言ふ如く『高利貸付業と租税制度とは到るところで此の土地所有（小所有）を衰退せしめねばならぬ』こととなつた。此衰退こそ農村負債の重積といふ形となつて現れたのである。

（ロ）農村の商品經濟化と負債——併し我々は上述した二つの基本的原因のみで今日六十億或は七十億と云はれてゐる農村負債が生れたものと見る者ではない。我々はいま一つの主要原因として上述の如き基礎の上に大戰後急激に發展した農村の商品經濟化を見逃してはならぬ。云ふまでもなく資本主義は商品社會化の擴大といふ形をもつて發展し、其基調を社會的分業に求めるものである。従つて農村の商品經濟化は小農から自然經濟的諸加工業務を奪ひ、農産物の販賣を通じて、自己に工業製品の購買市場と農産品の販賣市場といふ二種の着物をまとはせるのだ。ここに缺狀價格の問題が生じ、これが昭和五年以降農村負債の増加に有力に作用したのだ。

即ち昭和五年以降急激に深化した恐慌裡にあつて諸工業は國家の援助による合理化政策の逐行で獨占の過程を強化して、製産品の下落に對抗したにも拘らず、農民は自己の販賣農産品價格下落に何等の手段も盡し得なかつた。吾々が『玉菜五十が敷島一つ』の言葉が暗示する農村の窮迫化に接したのも此時である。

農村負債増加の有力な原因として農村の商品經濟への轉入を見たが、然らば現在其傾向は如何なる段階にあるかといふに、既に吾々は本年報第二輯に於て養蠶、蔬菜、果實類等の商品農産物の作付面

積及生産高の増加、及び自給農産物（大麥、粟、玉蜀黍其他食用農産物）の作付面積の減少を通して、就中それが大戰以後急激に進行した跡を見た。そして『この過程を促進させる直接的な契機となつたものは戦時乃至戦争直後迄に急速に増大した現金支出である。農家は、戦時中農産物價格の昂騰の波に乗つて、一時は異常な現金収入の増大を見、それと同時に家内工業を止めて工業生産物の購買者となり、また膨脹された公租公課の負擔者となつた。吾々はいまこれを二、三の事實について確めよう』

（註二）として、本年報九輯に於て肥料消費額及び、農村に於ける消費がその主要部分をなすと見られる綿織物の消費、及び農民が好むと好まざるとに拘らず現金の形に於て支出することを法的に強制されてゐる租税との變化に見た。そして其結論は『大戰中の高景氣期乃至直後のインフレーション期迄に農家の現金支出は異常に膨脹した。戦前に比すれば、肥料は三倍半に地方税の負擔は殆んど五倍に

(一) 各農産品の販賣される割合(%)

大麥	(二四)	甘藍	(四四)	和梨	(七八)
裸麥	(二五)	結球白菜	(四二)	甘柿	(四四)
小麥	(五六)	山葵	(八三)	温州蜜柑	(八九)
蠶豆	(二六)	筍	(五六)	ホーブル	(八〇)
豌豆	(三三)	枇杷	(七一)	鶏卵	(五四)
馬鈴薯	(三九)	櫻桃	(七二)	里芋	(三五)
甘藷	(二七)	桃子	(六七)	柿	(五〇)

増大した』(註三)といふ點であつた。

従つて吾々は農村の商品經濟へ轉入の程度を概括的に帝國農會發表の次の數字を示すにとどめやう。第一表は蔬菜、果實等各種類に互つて販賣される割合を示したものである。尙ほ表にもれてゐる二大農産品である米は農林省調査によれば五五%六は商品化され、又繭は中繭、玉繭、薄繭を除く九九%までは商品化されてをり、更に畜産品も殆んど商品化されてをると見られてゐる。

(八) 諸負擔の過重と負債——以上によつて農家負債發生の基本的原因を見た。吾々は更に第二表の農家諸負擔の内譯により、公課負擔と小作料が同様に農家經濟を壓迫してをることを見る。従つて之等も負債構成の要因と見られる。殊に自作農に於ける公課負擔の八四%、自小作及小作に於ける小作料のそれぞれ七〇%、九二%を見る時更に其感を強くするものである。公課負擔については現在重要問題化されてをり、次項に於て見るであらう。

(B) 負債の渦巻く農村

(イ) 農村負債の加速度的増加——農村負債問題はモラトリアム運動として第六

(二) 農家の諸負擔

	自作農 (七〇戸平均)	自小作農 (五六戸平均)	小作農 (五五戸平均)
子擔料計	5.542 3%5	34.000 10%0	13.581 3%0
利負擔	133.394 84%9	67.414 19%8	22.431 5%0
負債	17.904 11%6	239.314 70%3	411.967 92%0
農業公小合	156.840 100.0	340.728 100.0	447.979 100%0

十三議會を前にして政治問題化した。其總額は四十億とか、六十億とか傳へられてをる。明確な調査

(三) 明治四十四年農家負債調(大藏省理財局調査)

業種	不動産擔保		不動産以外の擔保		無擔保		合計
	人員 千人	金額 千円	人員 千人	金額 千円	人員 千人	金額 千円	
勸銀、農工、拓殖	八	六三、四八	〇	六二	四	八九	七六、六〇二
其他の銀行	一五	七三、五二	一〇五	二四、七四	一五	三九、二七	一三三、三三三
保險會社	〇	五	一	一〇	二	三	六三
産業組合、報徳社、其他の團體	三	四、一五〇	六	二、〇〇五	二	三	二二、八三三
貸金會社及組合	五	一〇〇、〇一一	一七	一四、八二二	五	一、三〇〇	一五二、一四六
實業屋	一	一	一〇	九、三六一	一	一〇	九、三八一
商業者	一	一	一	二	一	二	二、三三六
頼母子講及之に類似のもの	一	一	一	一	一	一	一、九一〇
私人	九	一五、〇四八	三	二四、一一四	一	二	二六七、九三四
其他	二	二、四四	三	三、七九〇	一	三	一、九一〇
合計	一、八四〇	三七、八五七	一、八四四	七九、一一九	二八	七、七七一	七四六、〇三三

もなく、又製作されない程複雑なものであるから立場立場によつて種々取沙汰されてをる。

農家負債の調査に關しては、吾々は古くは第一表の如き明治四十四年大藏省調のものをもつてをる。これによると總額は七億四千六百萬圓で、その中私人の貸付が三五%九を占め、次は個人金貸業者及

び貸金會社で二〇%二を占めてをり、普通銀行や其他特種農業金融機關の活動は至つて鈍かつた。従つて利率も高く、負債總額の六割五分以上が一割以上の高利であつた。これから推して多くの農民は負債そのものよりも利拂の壓迫に悩まされ且つこの高利が因となり負債の増加を促したことを想像し得る。

(四) 帝農調査農家負債
昭和4年6月末 (單位千圓)

日本勸業銀行 (1行)	個人貸付	175,406
	團體貸付	162,867
普通銀行 (317行)	小計	338,273
	個人貸付	178,281
信用組合 (1,732組合)	團體貸付	183,603
	小計	362,584
業者人講	個人貸付	114,154
	團體貸付	3,136
個人貸付業	小計	117,296
	1,557ヶ村	24,784
個人一般母	1,750ヶ村	53,499
	1,556ヶ村	70,951

其後は別にまとまつた調査はないが、大正二年には九億六千萬圓に増加し、更に同十四年には廿億となつてゐると云はれてをる。(註四)

昭和四年に帝國農會の調査が發表された。第四表の如くで

この帝農調査は部分的なため總額は知り得ないが、これを基礎として東浦庄治氏の推算によると第五表の如く四十億前後となる。

最近に於ける負債額は農村經濟更生部の集計にかゝるもので、それによれば第六表の如く農、林、漁家總計は五十五億で、中、農家の總負債は四十五億四十萬圓となつてをる。

(六) 農山漁家負債見込額

負債總額	五、四九七、六六九、九三〇	百分比	一〇〇・〇
農家の總負債見込額	四、五四六、六九二、〇二二		八二・七
林業家の總負債見込額	八三二、五四三、六〇四		一五・一
漁業家の總負債見込額	一一九、四五四、九三三		二・二

(備考) 農林省經濟更生部發表——昭和七年十二月現在の府縣の調査報告を集計せるもの。

(口) 農村負債總額六十億圓以上——以上を綜合すれば急速

に、しかも斷え間なく増加して來た農家負債の跡に驚かざるを得ない。畢竟諸外國から驚怖を以て見られた日本資本主義の發展も其背後に斯る農村の犠牲が平行的に發展してゐたのである。従つて次

(五) 昭和四年度農家負債推定額

貸付機關	金額
日本勸業銀行 (昭和4年6月末)	338,273 (千圓)
府縣農工銀行 (昭和4年末)	300,349 (〃)
北海道拓殖銀行 (〃)	75,404 (〃)
信用組合 (〃 推定)	758,291 (〃)
政府低利資金 (〃)	一億圓
普通銀行 (昭和4年末推定)	六億圓前後
貸付者 (〃)	六億圓前後
農業者 (〃)	二億圓前後
其他 (〃)	四億圓前後
計	四十億圓前後

(備考) 四年六月末帝農調査を基礎として東浦庄治氏の推算せるもの、東浦庄治著「日本農業概論」143頁參照

の如き引用文に吾々は全面的にはなくとも一應賛意を表せねばなるまい。即ち『我が經濟界の繁榮を壽ぎ得る者は都市の産業資本家だけである。農村には再び暗雲が低迷してゐる。否此の農村の疲弊困憊の上に、之を犠牲として都市の産業が繁榮してゐるのだ。』と。(註五)

だが右調査によれば昭和四年に四十億前後の負債が、七年十二月現在では四十五億となつて五億だけの増加に過ぎない。昭和四年以前の増加率と、且つ其期間に未曾有の恐慌が吹き捲つたことを聯想すれば四十五億といふ數字はむしろ少きに失する恐なしとも云へぬ。吾々は此處に今一つ調査を加へて置かう。即ち最近吾々は新潟縣農會の調査にかゝる非常に徹底した同縣の負債調査に接した。これによれば一戸平均負債額は二千五十九圓とある。それを昭和六年末の全國農家五百六十三萬四千戸の一戸當り平均とすれば負債總額百十五億となる計算である。勿論新潟縣の農家は我國でも最高に屬する負債農家であらうから、これを基礎とした推計も多額に失するが、更に山梨縣農會發表による同様の調査によれば一戸平均負債は千二百五圓で、これを六年末の全國農家平均と

(七) 農家負債の利率別見込割額

	負債額	百分比
七分未滿	410,757,751	9.814
一割未滿	1,386,037,660	33.116
一割二分未滿	1,198,103,338	28.626
一割五分未滿	930,117,909	22.223
一割五分以上	260,386,281	6.221

(備考) 農林省經濟更生部調査發表——昭和七年十二月現在府縣の調査報告を集計せるもの。本表は埼玉、福井、廣島の三縣は不詳なるにより右三縣を除きて計す。

すれば六十六億八千萬圓となる算盤だ。しかもこの多額な負債を更に増大せしめるものは第七表に明かな如き利子の割高の點である。即ち負債總額の六〇%近くが一割以上の高利である。

農村は確かに負債の渦巻きだ。そしてこの擴大は農村民の生活を極度に壓迫して直接社會不安の酵母となるのみならず、地方金融恐慌への恐るべき出發點となるのだ。

(C) 負債整理の意味と実績

以上の如き莫大な負債を整理するための負債整理組合法は八年八月一日から施行されてゐる。後藏農相は同年九月一日訓令を發して次の如く意氣込んでゐる。

『……舊債を肩替りして一時を糊塗せんとするものは異り、飽く迄も農山漁村住民の自奮更生の熱意を經とし、其産業及經濟の根本的樹て直しを緯とし之が實行を容易ならしむるために特別融通に依り負債の一部償還資金の融通して現在の負債を緩和し將來の償還を容易ならしめ以て負債の全部に互り整理を實行せんとするものなり』

だが吾々は既にこの法律の效果に就て第十二輯二三〇頁に次の如く述べて置いた。

『要するに、各市町村に負債整理組合を組織させ、これに對して政府は預金部低利資金二億圓を五ヶ年間に互つて市町村を通じて組合に貸付ける、そして融通の結果損失を受けた時は六千萬圓まで其損失を補償しよう——其内三千萬圓は政府が、残り三千萬圓は道府縣と市町村とで千五百萬圓づゝ折半する——と云ふのが、該案

の骨子なのである。そして政府は、全國一萬二千の町村數の中、三千は農村と關係なきもの、残り九千の中三千は負債整理の必要無きものとし、結局六千町村を計畫の目標として居る。とすると、融通金額は一ヶ年四千萬圓、六千町村に割當てると、一町村約六千七百圓だ。農林省調査の結果に成る四十五億圓を、假りに農業と關係ある町村數九千で除しても、一町村當り五十萬圓となる。該負債整理組合法案の效果は押して知る可きであらう。』

しかも此法律は見方によつては次の如き意圖の下に立案されたものと云はれるかも知れぬ。

即ち『地主並に金融資本の農村に於ける搾取を統一的に集中するためであり、それらの政策の實行により農民を債務奴隸に轉化し、しばり付ける政策であると』(註六)

確かに負債の重壓が今日の如き事實上モラトリアムの形にある段階では、『明日の生活が問題であり食物が問題である貧農大衆にとつては、借金の問題はむしろ第二義的な問題である。』(註七)そしてそれは一面『生活が問題ではなくて収入の減少が問題であり、またはともかくも生活するに足る収入のある人々にとつては、負債元金の償却と利子の支拂ひとが第一義的の要重性がある。』(註八)と云へる。此處に此法律の階級性がある。

さて問題は此の法律實施後の經過であるが、未だ時日も淺く、且つ具體的な活動は整理組合の設立を待つた後でなければ批判の對照となり得ぬから、其成果を見るまでには相當の日子を要するは言ふ

までもない。従つて現在問題となる點はむしろ成立した組合數の多寡といふ點であるが、それに就ての最近の報道は餘り香しくない。

農村負債整理組合意外の不成績——農林省金融課では對議會資料として九年二月廿日現在における負債整理組合の状況を調査した。その結果について明細な數字の公表は避けてゐるが、負債整理組合として目下設立中のものは四五百程度であつて、正式に許可されたものは未だ僅かに百組合にも達せず、豫期に反して極めて成績不良の模様である。負債整理組合法の實施されたのは昨年八月であつて農林省の方針としては第一年度において全國を通じて四千組合を設立し、二千萬圓の低利資金を融通する計畫であつたが、實施後五ヶ月にして早くも馬脚を現はし、此の不成績は議會において當然問題視されるものとして當局は頗る狼狽の模様である。なほ調査の結果に基き農林省では廿六日付を以て地方長官宛て府縣別低資の割當に關する通牒を發するが、二千萬圓の資金は到底消化しきれず、來年度若しくは來々年度に繰越されることにならうと見らる。(九・一・二六讀賣)

尙ほ農林省農務局では昨年三月農務時報に「農家負債整理の概要」として負債整理計畫を樹立し、其實行に着手した六十事例に基き其整理の概要を示してゐる。これは今後負債整理組合法に則り進行さるべき組合の事務的内容を示すものとして、負債整理組合が如何なる意味をもつものかを知る上に重要な參考となるものだ。

□整理後に於ける負債の内容□

(一) 利率——整理後の利率は個々の事例により又は同一の事例中に在ても高低種々あり、必ずしも一樣でない。

併し概して整理後と雖も尙相當の高利率である。即ち年利率にして三分以下(二事例)四分以下(二事例)五分以下(三事例)六分以下(十二事例)七分以下(十四事例)八分以下(四事例)九分以下(三事例)二割以下(一事例)二割二分以下(一事例)

(二) 償還期限——一樣でないが相當長期で、二十一—三十年(七事例)十一—二十年(十八事例)十年以下(十一事例)

(三) 償還方法——償還方法は殆んど凡て割賦拂方法を採用し、定期一時拂方法によるもの三事例にすぎぬ。

(四) 擔保——物的擔保を有する負債に就てのみ整理をなす事例が多く、整理實行に着手せる四十六事例中二五事例は之に屬する。而して整理せる負債額の多寡を論ぜずして全所有不動産を擔保に供せしむる事例が二ある。又物的擔保不足の時は保證或は小作權擔保を要求するものもあり、其外、物的擔保を要求せざるものには組合員全部の連帶保證を條件とせるものが多い。

(五) 償還の確保——償還確保の方法としては生産物の共同販賣、貯金の強制、農業經營及農家經濟の改善等を採用してゐるが多くは二者或は三者を併用して居る。

(イ) 生産物の共同販賣を條件とするもの最も多く三十三事例あり、此の中の大部分は販賣代金より一定金額を天引して償還の基金となすものである。又一、二事例としては農家の生産物の一部分を提供せしめ之が代金全部を償還基金に充つるものもある。

(ロ) 一定額の貯金の積立を強制する事例は二十五事例あり、尙ほこの外に漠然と貯金の獎勵をなし居れるものは凡ての事例に見られるところである。

(ハ) 農業經營及農家經濟の改善を條件とするものは凡ての事例に見られる。之生産増殖に依る收入の増加、消費生活の合理化に依る支出の減少は負債の償還を確實ならしむるに最も普遍的な方法であるからだ。

讀者は上記の圈點の部分の意味を特に味ふ必要があらう。何故なら上述の如き負債の整理によつて

生れる經濟的な現象は、少くとも一つの條件が備らぬ限り農村經濟一般に購買力削減を強行する結果とならうからだ。一つの條件とは、何等かの方法で農民の生活に直接相當の餘剰を生ぜしめる政策の存在である。然らざる限り、反つて農村全體を不活潑にする反作用を爲すからである。現行の米穀統制法や土木事業位では其効果は論ずるに足らぬ。

現在の農家經濟は年利一割の負債が八分や七分にならうとも、又は償還期限の短期が長期にならうとも決して生氣を帯びるに至るものではないからだ。

(註一) 〓 本年報第二輯七八頁。

(註二) 〓 本年報第九輯一三九頁。

(註三) 〓 同上。

(註四) 〓 大正二年、十四年の數字は七年九月號中央公論掲載稻村隆一「臨時議會は農村を救ふか」による。

(註五) 〓 文藝春秋九年一月號、本位田詳男「農村を犠牲とせる經濟界の繁榮」。

(註六) 〓 青木惠一「日本に於ける農村問題」一一六。

(註七) 〓 小野、藤井、河西、山川、河野著「日本農業恐慌研究」二二三頁。

(註八) 〓 註七に同じ。

三、農村過重負擔とその輕減對策

(A) 悲慘を物語る農村の負擔過重

内政會議の覺書は農村窮乏の重要な原因として其公租公課の過重なる點を採り上げてゐる。そして既に齋藏首相を會長とする農家負擔調査會が構成され其對策の攻究が進められてゐる。こゝから生れる對策が如何なる程度のものかは別として、餘程根本的なものでなければ意味をなさないであらうとは一般の認めるところだ。即ち八年八月二十三日の東朝は次の如き報告をしてゐる。『農林省では昨年来の農村實情調査事業を一步進めて農村の癩と稱されてゐる租稅賦課の實情及びこれ對する農民の率直な不滿を調査するため地方篤農青年一千名に囑託して報告を求めてゐたが、集計された結果は餘りにも陰鬱で絶望的なため一般世上を刺戟するを恐れて祕密にしてゐるが、概括的に見て都市生活者に比して農民の租稅負擔は比較にならないほど高額で、殊に同一農村内部にあつて商工業者の負擔に比し農民は遙に大きな諸稅を課せられてをり、これの減免が大部分を占めてゐて今更ながら農民の救ひ切れない悲惨な状態を物語つてゐる。また都市に於ける賦課基準が主として生産による収益に置かれてゐるのに對し、農村に於いては生産手段又は消費部分に偏重してゐることも判然とし、稅制の改革も余程根本的なものでなければ意味をなさないであらうと結論されてゐる。』と。

篤農青年による報告が世上を刺戟する程の絶望なものであるといふことだけで如何に農村が過重な

負擔下にあるかは容易に想像し得る。今其報告の主要點として同日發表されたゞけでもこゝに示さう。

- 一、國税に對する地方税の加重——兩者相互の比率は國税一割五分乃至二割に對し地方税は八割乃至八割五分に達してゐる。しかも國税が所得に應じて累進してゐるのに地方税はほとんど累進してゐない。
- 一、同一農村内にあつて小商工業者に對し農民は一倍半乃至三倍の租税負擔を強ひられてゐる。
- 一、徵税期は現在では農家經濟狀態を考慮してゐないが、金のない時に無理な徵税を行はれたり、出來秋に徵税して却つて賣崩しを助長するのは農村生活を破壊するから徵税期は農家生産物の販賣期を考慮に入れて適當に調整してほしい。
- 一、都市商工業者の工場、商店等は手一杯に生産に使用されてゐるが農村家屋の如きは生産手段としては不合理に無駄多く膨大に建てられてゐて、これに同一率の賃貸價格基準を適用されるのは不合理である。地方税のうちこの種の畫一的なものが多い。
- 一、荷車、リヤカー、水車、家畜等に對する雜種税が不當に高額である。
- 一、酒税その他の消費税が高きに失する。酒の密造なども農村愛用のドロクが高級酒と同一の高税率であるためである。このため自家造酒又は相當の減税を認めてほしい。
- 一、製絲、織物其他農村の副業に對し恰も副業を阻害するが如き諸税を課してゐる。これを減免してほしい。

即ち、負擔それ自身の過重が、賦課方法の不合理と相待つて農村を壓迫してゐることが理解出来る。

吾々は「百姓は飢えしむべからず、さりとて富ましむべからず」とか、或は「百姓と胡麻の油は絞

れば絞るだけとれる」といふ基調に立つた農政の下にあつて、舊幕時代の農民が如何に苛酷な收奪の對照であつたかを知らされて居る。だが封建組織から資本制に轉入してからも、それが貧弱な資源の上に立つた後進資本主義であつたために、當然其推進作用をなす工業の原始的蓄積として、過重な負擔が農村に要求されたのである。即ち國家産業や民間の幼稚産業の補助金、奨励金の多くは農村の財政的犠牲によつて生じたのだ。勿論其後幾多の改正により農民負擔は幾分軽減されない譯ではなかつたが、未だ農家經濟への強度な壓迫を認められるのみならず、殊に都市の營業者、製造業者に對する負擔との間に不平等待遇の存在が認められるのである。

先づ公課負擔が如何に農家經濟の壓迫となつてゐるかを見るに、第一ノA、B表の如くである。即ち一ノA表は兵庫縣農會の調査に依るものであるが、農業純收入に對する租税公課の割合は米作地方にあつては昭和二年に二六%七であつたものが累年昂がり六年には五〇%以上となつてゐる。又養蠶地方では一一%七であつたものが二五%以上に達してゐる。米作地方と養蠶地方には可成の相異を認められるし、これらを以て全體を推す譯には行かぬこと勿論であるが、併し租税負擔が農家經濟に大なる壓迫であることは事實だ。更にB表は自作、自小作、小作に分れてをり、自作が最も重く昭和六年には總所得の二三%に達してゐる。小作や自小作の割合はずつと低い、併し小作料が之に代るの

(一) (A) 農家收入中租税公課の割合

例一(米作地方、一町歩耕作自作農)

昭	農業純收入 円	租税公課 円	租税の割合 %
2	642.18	171.29	26.7
3	516.67	166.26	32.2
4	526.96	167.47	31.8
5	398.39	161.50	40.5
6	280.51	145.87	50.2

例二(養蠶地方、一町歩自作並小作農)

昭	農業純收入 円	租税公課 円	租税の割合 %
2	553.46	64.51	11.7
3	458.77	69.72	15.2
4	486.71	72.97	15.0
5	262.73	56.67	21.6
6	200.73	51.28	25.5

(備考) = 兵庫縣農會調査。青木惠一著「日本に於ける農業問題」32頁参照。

であつて、之を考慮すれば當然自作以上の割合となることは明かであらう。
尙ほ此二ツの表から充分窺ひ得る點は、農家の負ふ公課の多くが固定性をもつ點だ。即ち農家収入が累年減少してゐるにも拘らず、公課負擔はほとんど大した變化を示してゐない。そして此點が最近の如く農産物價格の下落で収入の減少する場合に大きな壓力となるのだ。

(B)

昭和四年	昭和五年		昭和六年		昭和四年ニ對スル割合	
	金額	租税公課の割合	金額	租税公課の割合	金額	租税公課の割合
自作 農家總所得	九〇・七一	一四・〇七	六三・〇三	二二・五	五一・四〇	六二・七
自小作 農家總所得	一四・〇七	一四・〇七	一五・六	二二・五	一一・九	九四・二
小作 農家總所得	九〇・七一	一四・〇七	四八・一五	二二・五	九四・二	五九・七
小作 租税公課	八五・五二	一四・〇七	七四・〇二	一四・九	九三・五	八六・六
小作 租税公課	五七・五九	九・四	二七・八二	一四・九	五九・九	四四・八
小作 租税公課	三三・六	五・七	二六・〇	九・七	八四・五	七五・九

(備考) || 日本農業年報第三輯一五〇頁より引用。

然らば如何なる税種を如何なる割合で負はされてゐるかを見ると第二表の如く自作、自小作、小作を通じて市町村税が最も重く、次に道府縣税である。従つて固定性のものも當然この兩種の中に含まれてゐる譯だ。そして此部分に概當するものは地租及び戸數割關係に多い。

(二) 農家一戸當負擔額 (單位圓)

昭和三年	昭和四年	昭和五年	國税 (租税總額に對する割合)		道府縣税 (租税總額に對する割合)		市町村税 (租税總額に對する割合)		其他共負擔計 (租税總額に對する割合)	
			金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
自作農	昭和三	四	二一・七六	一八・〇八	五五・八二五	三五・〇三	七二・六八一	四五・九	一八一・三三二	
自小作農	昭和三	四	二七・二七	一八・〇五	五〇・二九四	三四・〇一	六九・九三三	四七・〇四	一六九・七二五	
小作農	昭和三	四	二四・二五	一九・〇九	四三・二〇九	三四・〇七	五四・九八三	四五・〇三	一三九・三八五	
	昭和三	五	一一・五六	一四・〇九	二八・一四二	三四・〇七	三七・七二六	四八・〇七	八九・八一八	
	昭和三	四	一〇・五三	一三・〇三	二七・五三三	三四・〇七	四一・二四九	五一・〇九	九二・六六七	
	昭和三	五	一〇・六六	一六・〇一	二四・一三	三五・〇九	三二・一八二	四七・〇九	七九・四四七	
	昭和三	四	〇・七〇	二・〇七	九・九四六	三七・〇九	一五・五七四	五九・〇四	三〇・三三八	
	昭和三	五	一・二三	三・〇八	一〇・六四〇	三六・〇九	一七・〇七八	五九・〇二	三五・一〇一	
	昭和三	四	一・二四〇	五・〇一	八・六六八	三五・〇八	一四・二四〇	五八・〇九	二九・〇三〇	

(備考) 農林省經濟更生部「農家經濟調査」による。
國税 || 田租、畑租、宅地租、其他の地租、所得税其他。
道府縣税 || 地租附加税、家屋税、所得税附加税其他。
市町村税 || 地租附加税、家屋税附加税、戸數割、所得税、附加税。
其他 || 農會費、產業團體負擔。

(B) 公租、公課の偏農状態
吾々は此處で農業者に對する公租公課の過重と歩を一にして問題化されてゐる都市と農村間に於け

る負擔の不均衡状態に付いて簡單にふれて置かう。

第三表は昭和四年大藏省が田畑所有者百二十七名と營業者百六十八名につき負擔の比較をしたものである。これによると其不均衡さ加減が明白に理解出来る。中でも地方税に於て最も著しく農村の不平等待遇が現れてゐる。即ち千二百圓の所得に對する負擔を見ても田畑所有者の負擔を一〇〇とすれば都市營業者は僅か四〇・五に過ぎない。

(三) 田畑所有者に營業者の負擔比較(圓)

所得階級	A、田畑所有者負擔		B、營業者負擔		Aに對しBの百分率	
	總額	國稅	總額	國稅	總額	國稅
千二百圓	二六九・八六	六七・九〇	二〇一・九六	一三六・二八	四四・四二	八二・八六
二千圓	五九・九〇	一四・三〇	三六・六〇	二三・〇〇	八八・三〇	四三・五
三千圓	八七・九一	二五・八・九四	六四・九七	三六・三・五二	一五・九二	四一・六
五千圓	一、三九四・八五	四七五・〇二	九七・八二	七〇・〇六一	三二・五・九	五〇・二
一萬圓	三、四八四・七二	一、一七五・〇三	二、二九七・六九	一、〇六三・三三	八三・六〇	六八・五
三萬圓	一三、〇九六・七三	四、九五・五九	七、一四一・一三	六、八八・六五	三、七七・四六	五六・四
十萬圓	五、二四・九〇	一、三六・七三	三、〇五七・〇八	一、〇五七・九一	一七、八三・四一	三三・五

(備考) 田畑所有者百二十名、營業者百六十八名につき昭和四年大藏省當局の調査したもの。

尙ほ注意すべきは此表中には小作人が度外視されてゐることだ。そして田畑所有者に對する負擔の不平等或は過重は小作料を通じて小作人に壓迫となることは現制度上の原則とも見られやう。

尙ほ帝國農會では八年六月に農業者と營業者の租税公課負擔比較に關する詳細な調査を發表してをる。我々はその中左の二表だけを示して置かう。これに依つても著しい不均衡の程度が窺はれる。

(四) 所得額に對する公租公課負擔の割合(%)

所得階級別	所得額に對する公租公課負擔の割合(%)	
	農業者	營業者
三百圓程度	五・一	五・二
五百圓程度	三・四	三・九
一千圓程度	二・五	二・九
二千圓程度	一・七	二・一
三千圓程度	一・三	一・六
五千圓程度	一・一	一・四

(備考) ここに所得額とは第三種所得額を云ふ。但し一千圓程度及それ以下の所得額は實所得額による。

(五) 公租公課負擔の業別比較(%)

所得階級別	業別比較(%)	
	農業者	營業者
三百圓程度	三・九	二・五
五百圓程度	二・五	一・五
一千圓程度	一・七	一・一
二千圓程度	一・三	一・一
三千圓程度	一・一	一・〇
五千圓程度	一・〇	一・〇

(備考) 物品販賣業者の負擔額を一〇〇として算出。

(C) 諸負擔軽減對策の意味

我々は以上に於て租税公課の強度な農民經濟への壓迫に就いて、或はその都市との比較に於ける

不均衡に就いて述べた。

確かに恐慌にあへぐ農村を救ふ一策として、この租税公課における負擔輕減策は合理的な叫びであることは事實だ。

併し問題はその結果如何なる農民層が如何に潤ふかである。恐慌對策として唱へられる負擔の輕減である以上、批判の中心點はそこに歸せられねばならない。

即ち現在唱へられてゐる負擔輕減は殆んど全て直接税就中地方税の輕減を目標としてゐる。

だが『地方税の重課に最も多く苦んでゐるものは、貧農ではなくて大地主だと云はれてゐる。現に大地主の間には、農村に重い地方税の負擔を免かれるために、都會に移住するものが多い。無産農民よりも所有農民の方が、小所有農民よりも大地主の方が地方税の重課に悩んでゐることは事實である。けれどもこれは必ずしも、負擔能力と相對的に、大地主の方が租税を負擔してゐるといふ意味ではない。大地主になればなるほど、租税負擔の過重といふことは、そのために食へるか食はれぬかの問題から遠ざかり、たゞその収入に影響するところの絶對額が容易ならざる金額だといふことになる。そして地方税の輕減によつて最も多くの金額を節約する階級はこれらの階級なのである。』(註一)だから負擔輕減策が眞に救農的な意味をもつためには單に直接税たる地方税輕減だけに止るべきで

はないのだ。それは同時に當然小作料の輕減の方向をとらねばならぬであらう。事實『無産農民の直接税負擔額の少ないことは、間接税によつてバランスされてゐるばかりでなく、地主が負擔する「過重な」租税負擔以上に過重な小作料の負擔によつて、二倍にも償はれてゐることを看過することは出来ない。』(註二)トロッキ氏も日本の小作料の過重な點を次の如く指適してゐる。『日本の小作農は地主に對し一年約七億七千萬圓、平價換算で三億七千五百萬弗の小作料を支拂ふ。然るに帝政ロシアの農民は數に於て二倍半に及んだに拘らず、地主に對する小作料納入額は一年五億ルーブル即ち二億千萬弗以下であつた。然し此小作料に憤激してロシアの農民は世界最大の農村××を起したのだ』と(註三)トロッキ氏の斯の如き數字の根據は直ちに信じ得るか否かは別としても小作料の過重な點は想像し得やう、だから農村と都市間に於ける負擔の不均衡問題も帝國農會あたりの主張の如くたゞ漠然と不均衡の點のみ強調する限り、それは地主の利益を代表した聲でしかなく、救農對策としては限られた意義しかもち得ぬ。總じて直接税の輕減しか問題にし得ぬ負擔輕減策は眞の救農策とは云ひ得ない。

(註一) 日本農業恐慌研究山川均「農村救濟策の批判」 二四〇頁

(註二) 〃 二四三頁

(註三) = Will Japan Commit Suicide? — By Leon Trotsky. 邦譯雜誌セルバン九年一月號より。

四、蠶絲恐慌は新展開か

(A) 八年産繭界の好轉

沼津に於ける春繭初相場(五月廿五日)の著騰で開けた八年度の産繭界は久方振りの好轉であつた。

先づ相場を見ると第一表の如く春繭平均相場は六圓廿五錢で七年に比し六割四分の昂騰である。だが、其後は米財界の影響を受けつゝ漸次沈み勝であつたが、それでも夏繭は四圓四十三錢で前年より四割二分の高位にあつた。

併し秋繭になるとも早や春の面影はすっかり消滅して前年より低下するに至つた。即ち相場は四圓七錢で前年の四圓四十五錢より三十八錢を下廻つてゐる。そして一應繭商景氣も挫折した形をとつた。

併し既に春繭と夏繭ですつと好轉してゐたために收繭量も増

年別場	春繭		夏繭		表秋繭	
	相場 円	掛目 掛	相場 円	掛目 掛	相場 円	掛目 掛
昭和1年	9.03	80	7.82	75	6.86	70
2	7.01	62	4.00	44	3.66	40
3	6.60	58	4.69	47	5.07	52
4	7.41	65	5.50	55	6.04	59
5	3.98	24.5	2.09	20.8	2.11	20.7
6	3.07	25.6	3.02	28.9	2.90	25.6
7	2.52	21.1	3.11	28.8	4.45	40.9
8	6.25	50.3	4.43	39.8	4.07	37.2

「備考」相場は黄繭平均。

加した。即ち第二表の如く八年の春繭收高は五十萬二千貫、價額にして二億九千八百萬圓で、前年より各々八分、十六割五分の増加であり、又夏秋繭に於ても收繭量は五千百十四萬九千貫、價額にして二億百萬圓で、之も前年に比しそれぐ一割八分、八分の増加を示した。従つて總額に於て實に二億三百七十萬圓の増加である。養蠶家一戸當り収入額を見ると二百三十九圓三十六錢となり、未だ昭和四年の二百九十五圓には及ばない

昭和一年	春繭		夏秋繭		合計	
	量 千貫	價額 百方円	量 千貫	價額 百方円	量 千貫	價額 百方円
昭和一年	44,556	3,112	28,022	1,676	72,578	4,788
二年	46,339	3,082	28,634	1,899	74,973	4,981
三年	49,552	3,046	27,711	1,849	77,263	4,895
四年	50,555	3,547	30,033	1,993	80,588	5,540
五年	55,103	2,204	29,811	1,664	84,914	3,868
六年	53,637	1,548	23,077	1,073	76,714	2,621
七年	46,380	1,119	18,499	895	64,879	2,014
八年	50,103	2,988	21,171	1,251	71,274	4,239

和四年の二百九十五圓には及ばないが、七年の百四十三圓、六年の百二十九圓をはるかに上廻つてゐる。

更に此繭高景氣を生産費と相場の關係から検討して見ると、第三表の如く、最近に於て相場が生産費を上廻はつたのは七年の夏秋蠶からであ

る。即ち昭和五年から急激に襲つた生絲恐慌で春蠶繭にせよ夏秋蠶繭にせよ殆んど採算割れの慘狀を續けて來たが、七年の夏秋繭に於てはじめて相場が生産費を一圓十九錢方の上廻りを示した。更に八年の春繭に於てはアメリカのインフレ景氣に刺戟されて相場は約二圓三十九錢方の上廻りを示した。三

年振りの好轉で農村が愁眉を開いたのも宜くなる哉である。だが此好轉はそのまゝ夏秋蠶に受け繼がれなかつた。勿論夏秋蠶に於ても採算割は示さなかつたが相場と生産費の開きは僅か四十七錢で、前年の一圓十九錢に料し五割以上の縮少を示してゐる。

(三) 累年蠶價額及生産費(円)

年次	春 蠶 繭		夏 秋 蠶 繭	
	價額	生産費	價額	生産費
昭和四年	七・七七	六・九一	六・五二	六・五七
五年	四・〇〇	五・六八	二・〇四	四・七六
六年	三・〇八	三・七四	二・五九	三・五二
七年	二・五五	三・四七	四・六九	三・五〇
八年	六・三二	三・八〇	四・三三	三・七〇

備考 一、價格は農林省調査。
二、生産費は蠶業同業組合調査のもの、但し昭和七、八年は全國養蠶業組合聯合會調査による。

三、(一)は差損を示す。

以上の如く八年度の産繭界は珍らしく好況を示し、その限りに於て農村もうるほつた譯だ。勿論このために借金催促の追及が高まつたり、時局匡救事業費の遞減が行はれたが農村購買力も幾分増加したことは事實である。

しかし果して今後この傾向を維持

持或は強化されて行くか否かは一に生絲景氣の推移にかゝつてゐる。

若しこの繭高景氣にして一時の線香花火的なものとして解消すれば、農村の暗い氣流は再び濃く激しく動き出すことは必然だ。

(B) 前途不安な生絲及繭

八年度の繭高景氣は云ふまでもなく生絲の値上りが直接の原因であつた。従つて其今後の推移も生絲の動きと歩を一にするは當然である。今生絲相場の推移を見ると第四表の如く昨年四月頃から上げて遂に六、七月は最高一千圓を突破するに至つたが、別に需供の實體の好轉が基礎となつてゐなかつたため、すぐ崩れ十一月には五百圓臺に落ちてしまつた。

以上の如き狀勢に善處すべく、先づ長野縣製絲業者は十二月一日より三月末迄の操短を決議すると共に、他方全國製絲業組合聯合會の生絲更生特別委員會に對して全國

(四) 横濱市場生絲現物相場(円)
(標準格百斤建)

	最高	最低	平均
昭和 2年	1.480	1.250	1.342
3年	1.420	1.220	1.333
4年	1.350	1.010	1.252
5年	820	510	652
6年	685	415	587
7年	1.110	390	759
8年 1月	925	685	770
2月	720	660	694
3月	690	630	655
4月	820	645	728
5月	860	760	796
6月	1.094	850	970
7月	1.005	840	954
8月	890	815	857
9月	900	790	851
10月	795	645	713
11月	640	520	586

「備考」 年度=事業年度六一五月。

的な操短を提案するに至つた。

この提案は直ちに關東側製絲家の賛成を得て、俄然全國的操短問題が喧すしくなつたが、十二月十九日の全國製絲業組合聯合會の定時總會で關西側の反對に遭つて否決され、單なる地方自治的任意操

短が決議されたにとどまつた。

然るに關東側製絲家は更に十二月廿二、三日に開催された日本中央蠶絲會總會に輸出生絲の出荷三割制限案を提出するに至つた。勿論これに對しても關西側製絲家の反對論は強硬で、小委員會を設けて審議した程であつたが、遂に附帶決議付で九年二月一日から九月末日までの八ヶ月間に互る次の如き輸出生絲出荷制限の實施が採決され、農林省も之に認可を與へることになつた。

輸出生絲出荷制限實施要綱

- 一、昭和九年二月一日ヨリ九月三十日迄、輸出生絲ノ出荷制限ヲ實行スルコト
- 二、制限ノ基準ハ昭和八年ノ各月ニ於ケル、各製絲業者ノ生絲検査處ノ検査ヲ受ケタル數量ヲ以テスルコト。但シ基準トスベキ數字ヲ得難キモノハ出荷制限委員會ノ裁量ニ依ルモノトス。
- 三、各製絲業者ノ昭和八年中ノ各月受檢數量ハ、横、神兩國問屋業組合ニ於テ調査シ、之ヲ日本中央蠶絲會ニ報告スルモノトス。
- 四、出荷制限委員會ハ前項ノ報告ニ基キ各製絲業者ノ各月ノ出荷數量ヲ査定ス。
- 五、各製絲業者ノ出荷シ得ベキ數量ハ第二項ノ基準ヨリ、三割ヲ減シタルモノトス。
- 六、出荷シ得ベキ生絲ニハ一俵毎ニ日本中央蠶絲會所定ノ傳票ヲ附スベキモノトス。
- 七、日本中央蠶絲會ハ各府縣聯合ニ對シ毎月二十日迄ニ翌月ノ各府縣出荷分ニ相當スル傳票ヲ送付シ組合ハ其ノ組合員ニ配布スルモノトス。

八、毎月生絲検査所ニ於テ検査ヲ受ケタル數量ハ出荷制限委員會ニ於テ各製絲業者別ニ調査シ萬一制限數量以上ノ出荷アリタル者ニハ右受檢ニ相當スル傳票ヲ其ノ事實ヲ認メタル直後ニ配布スル傳票中ヨリ差引クモノトス。

附帶決議

- 一、絲價安定ノ根本策ヲ樹立スルハ焦眉ノ急ナリ依テ蠶絲業者ハ總動員ヲ以テ急速ニ之ガ實現ニ努力スルコト
- 二、明年度蠶繭處理ニ對シ繭價ガ絲價ニ伴ハザルコトナキ様政府並ニ製絲業者ヲシテ之ガ對策ヲ實施セシムルコト。

上述の如くにして生絲の出荷制限は具體化した但其效果に就ては依然悲觀的な空氣が濃厚である。即ち製絲業が群小資本の對立状態にあるといふ組織的な缺陷から來る悲觀的な現象をはじめとして、種々なる技術的な缺陷が次の如く報ぜられてゐる。

(一) 製糸家の無統制—出荷制限に違反の行爲續出す

去る一日より實施せられつゝある生糸の三割出荷制限については、製糸家が糸價崩落の應急的對策として提唱して置きながら、いざ實施となるや出荷證票の賣買慣例による休業中の能力も出荷基準に算入せんとする要求、自治的操短の破棄等々自ら出荷統制の効果を減殺する如き行爲に出でゐることは製糸家の無統制を暴露するものとの非難を買つてゐる。殊に出荷證票の請求に當つては出來るだけ多くを獲得するため虚偽の數量を申請するものがかなりあつて事務員を手古ざらせてゐる。即ち長野縣岡谷においては出荷の權利を獲得しても事實上出荷し得ざる國用製糸業者と輸出製糸業者との間に早くも出荷證票の賣買が公然と行はれ出荷統制の違反

者が續出するに至つてゐる。中央蠶糸會としてはこれらの違反者に對しては検査を拒絶し翌月より證票を交付せず、嚴罰を以て臨む方針であるが、果して十分これらの脱法行爲を取締り得るか、前途に暗影を投ずるものとされてゐる。(東朝二月六日)

(二) 早くも撤廢論—先づ熊本縣に擧る

二月五日熊本縣製糸業組合から日本中央蠶糸會及び各蠶糸團體に向つて左の如き趣旨の下に出荷制限の撤廢を陳情して來た。

三割出荷制限は日本中央蠶糸會の決議となり農林省は製糸業者の總意と見てこれに認可を與へたが、製糸業者は必ずしも一致これに賛成するものでない。出荷制限は糸價維持が目的といふもその眞意は糸價のつり上げにある。徒らに糸價をつり上げ人絹の進出に機會を與へるに過ぎない、出荷制限の結果は、昭和九年度の産繭の過剰を來し、かくの如き人爲策は結局繭糸業の將來に禍根を残すものであるから宜しく出荷制限はこれを撤廢すべし。この出荷制限撤廢の主張は單に熊本縣のみならず、當初から出荷制限に反對であつた群是の地盤たる關西方面にも見受けられ、糸價が今後回復すればする程その勢力を増して行くものと見られてゐる。(東朝二月六日)

更に三割制限案は出荷裁量方針が(一)長野縣下の如く昨年申合せに基く操業短縮を爲したものは完全操業を行つた一昨年の輸出生産數量を基準として本年度の出荷數量を算定してをり、(二)國用向製糸業者に三割の出荷制限除外例を認めた等のために全く骨抜のものとなつたと報ぜられてゐる。しかも出荷制限實行委員會が發表した第一次出荷推定量は一萬二千俵で、之を昨年二月中の生絲検査所

受檢數量一萬六千百俵の三割減と比較すれば八千俵も多く、裁量方針の結果が既に出荷制限の効果を殺減せしめつゝあるといふ。

だが問題は出荷制限によつて生ずる過剰能力を國用生絲に振向けることによつて大製糸家が國用製糸を主とする中小製糸を壓迫して行く點であり、且つ出荷制限から必然に生ずる過剰繭、及びそれより導かれる本年度の繭價慘落への不安である。

『昭和八年度産繭額は前年の一割三分一厘増と發表されてゐる。昭和八事業年度の横神兩市場への入荷能力も七年度の五四四、四〇五俵に對し同率の増加を來たすとすれば六十一萬五千七百廿二俵と見積られる。従つて端境までの入荷は六一十二月三七一、三五〇半俵、一月見込四五、〇〇〇俵、二—五月見込九六、七七二俵、合計五一三、一二半俵を差引いた約十萬二千俵は絲として、より多くの場合繭として新年度へ持越される算盤通りに行つてなほ且つ残る内外七萬五千俵の絲と十萬俵の持越繭の前に、目腐れ金で行はれる繭價對策にどれ程の救果が期待出來ようか。新繭安は今や必至の形勢である。』と(註)

全國養蠶業組合聯合會でも春蠶の暴落を恐れて二月二日實行委員會を開き次の如き要項を政府に陳情してゐる。即ち(イ)繭價が異常に低落を生じたる場合は政府に於て産繭の買上げ、(ロ)繭共同保管奨勵助成費の増額(總額五百圓とす)(ハ)養蠶應急低利資金五千萬圓の融通(共同乾繭組合製糸、竝に委託製糸の各々に對して)(ニ)製糸業者に購繭資金五千萬圓融通等である。そして政府に於ても二月十

日の閣僚會議では應急對策として乾繭共同保管助成費を増額して現在の保管乾繭可能量七百萬貫を千六百萬貫にまで増加する大綱を決定したと傳へられてゐる。其他農林省では養蠶家應急低利資金の融通製絲家購繭資金の融通等も決定され、恒久策としては原蠶種國家管理法案の議會提出が確定されてゐる。これ等の對策が如何なる効果を示すかは今後の興味ある問題であるが、すくなくとも半年の消費を充し得る程多量な米國に於ける生絲在荷の壓迫を考慮すれば、春繭相場には期待を持ち得ないと見るが妥當であらう。

殊に三割制限が既に實施されてをり、新繭安が巷間に傳へられてをる現状でも、農家は産繭制限どころか、其増加を計つて収入減に對抗する如き矛盾も生ずる危険すら存在してゐると見られてゐる。何故なら別に生産統制等夢にも考へられぬし、他に収入の道が閉されてゐる状態では、さうした矛盾の行動に出ることは經濟的鐵則と云つてよいからだ。

斯くて製絲家が一時を糊塗しやうとして取つた出荷制限策は養蠶農民や中小製絲業者の極度な犠牲を通して更に其後に來る矛盾の擴大に貢獻する結果となる危険性を多分に包藏してをるかに見える。そして若しそうであるなら今後に擴大される矛盾は養蠶農民の經濟的困窮に著しい拍車をかけること必然であらう。(註)「經濟」改造臨時増刊一三五七頁。

第三節 恐慌期の農家收支及び小作爭議

一、農家の收支状態

(A) 農産物價格と農家の收入

我國の農村が如何なる程度に商品經濟へ轉入してゐるかは、各農民層によつて其程度を異にしてゐることは勿論だ。今一例を農家經營費中の現金現物

	(一) 經營費中現金現物別(圓)		計
	現金 支出額	現物 支出額	
自作	四二七	三六七	八〇四
自小作	(四八)	(四二)	(九〇)
小作	三五〇	四五六	八〇六
平均	(四〇)	(五三)	(九三)
	三〇七	五六七	八七四
	(三三)	(六〇)	(九三)
	三六六	四五〇	八一六
	(四一)	(五二)	(九三)

備考「農家經濟調査」による。昭和五年全國平均を示す。括弧内は百分比。

別に見れば第一表の如く自作、自小作、小作によつて其現金現物支出の間に幾分かの相異はまぬかれぬが、平均して農家經營費中四〇%—五〇%が貨幣經濟に依存してゐることが解る。

而してこの現金支出中の主なるものは、肥料や生活必需品や諸負擔の如きもので、相當の經濟的或は生活的打撃なしには容易に減額されないものであ

る。従つて農産物價格の高低は農家の收支状態を根底的に左右するものである。

今農家収入の基本要素である主要農産物の生産價額を見ると、最近では昭和六年を底として凡て七、八年と好轉してゐる。即ち米は六年の九億千三百萬圓から七年には十二億三千五百萬、八年には十三億圓近くへ、又繭は六年の二億七千五百萬圓から七年は二億九千六百萬圓、八年は更に五億を突破してゐる。麥類にしても六年の一億五千五百萬圓から八年には一億八千萬圓に増加してゐる。そしてほと同様の傾向は食用農産物をはじめ園藝、工藝農産物に就いても存在すると云へるであらう。

斯くて三大農産物の合計を見ると八年度では約十九億五千萬圓に上り、前年の十六億八千萬圓に比較すれば約一割五分の増加となつた譯だ。

しかし農産物の生産價格の増加は直接同増加率を以つて農家經濟の好轉、即ち購買力の増加となつて反映するものではない。

即ち三大農産物を例にとつても繭を除く外の米、麥類の商品化部分が如何程あるかが問題となるのみならず、農業外収入や租税公課、農家生計費、農業經營費の増減状態も當然問題となつて来る。

今三大農産物に就いて農家の金錢收入を見ると第二表の如く、繭、米、麥全て六年を底として増加に轉じ、八年度では七年度の二割四分を増加してゐる。この限り農村は一時的に潤つたと見られもす

るが、五、六年の恐慌最激化時代と比較しての好轉——しかも幾分の——である以上、農村に蘇生の氣分を味はせたと云ふ程度には行かぬであらう。

(二)米・繭・麥金錢收入(百萬圓)

昭和四年	春夏秋繭計		麥類	合計
	商品化される米	米作米 小作米以外		
四年	六五・〇	三四・八	六六・五	一、六四・七
五年	三〇・二	三九・一	七〇・二	九六・三
六年	二七・五	一八・二	三六・〇	八二・九
七年	二九・八	二五・七	四六・五	一、〇三・〇
八年	五〇・五	二六・五	八七・八	一、二九・二

(備考) Ⅱ 麥類は帝農調査の商品化率大麥(二四%)裸麥(二五%)小麥(五六%)に従ひ計算す。米の八年度は六五、九六三千石を帝農調査八年庭先相場二〇圓九六錢で換算、農林省調査の商品化率五五%一を用ひて計算す。

關係は變らず八年六月末には非農産品一〇〇に對し農産品は九一・六といふ最近の最低位地を示した。併し、その後の農産品物價は米價高を中心に昂騰し、非農産品は保合つたので非農産品に對する農産品物價は漸次昂騰して、八年十一月末には兩者殆んど同位地を示すに至つた。

だが米價は年末に昂つたとは云ふものの農村人口の大多數を占める自小作、貧農の收入を左右する

(三) 貿易品及國內品物價指數(6年11月末=100)

年. 月末	總平均	貿易品		國內品	
		(平均)	(輸入品)	(平均)	(農產品)
6. 11	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
12	107.7	114.2	114.1	103.2	100.2
7. 1	112.2	115.3	113.7	106.9	102.1
2	115.9	121.1	120.7	105.9	103.3
3	110.9	115.2	114.9	103.2	98.8
4	107.7	110.6	111.6	101.9	98.7
5	105.0	109.4	110.3	98.5	92.2
6	105.5	108.9	109.2	98.9	94.0
7	107.2	112.7	112.2	99.1	94.8
8	121.6	136.7	132.0	103.0	97.9
9	124.2	142.3	139.7	105.2	102.4
10	128.3	148.9	145.7	107.2	104.0
11	134.6	157.4	153.7	111.3	107.3
12	138.6	162.7	158.2	115.0	111.8
8. 1	136.7	159.2	158.6	115.2	119.4
2	134.2	155.3	156.5	112.7	115.5
3	131.3	151.1	153.3	111.1	111.7
4	131.0	151.1	152.2	110.4	111.1
5	133.3	155.4	156.6	111.4	109.5
6	137.0	164.4	164.1	112.2	108.8
7	137.7	166.3	167.6	112.9	110.2
8	136.4	164.8	165.4	112.5	110.4
9	139.6	168.9	169.6	114.8	115.7
10	139.1	166.5	168.8	115.2	117.5
11	137.1	161.3	165.3	115.5	118.1
12	134.4	156.2	159.9	114.2	119.6

(備考) 東洋經濟調の大正2年1月基準指數に付分類平均したるものにして、總て單純算術平均法に依り、而して平均せる結果を昭和6年11月=100に換算した。

庭先相場は第四表の如く帝農調査に依れば依然低く生産費の二十三圓七十三錢を下廻ることを二圓七十七錢にも達してゐる位だ。以上を綜合すれば我々の結論

昭和	米生産費と庭先相場(円)	
	一石當り生産費	庭先相場
1年	33.67	34.32
2年	29.44	30.48
3年	28.41	27.87
4年	26.38	27.12
5年	26.12	17.80
6年	22.99	16.07
7年	21.83	19.08
8年	23.73	20.96

は至つて悲觀的である。忍従に力強く慣らされた農民が大舉東上したり、五・一五事件で慢性化した農村恐慌の苦煩を爆發的に訴へた農村である。雀の涙に等しい救農事業や線香花火的な米・繭の値上り位で生氣を帯びる筈がない。

(B) 最近に於ける農家の收支狀況
吾々は更に進んで農家収入状態を簡單に見やう。

第五表は最近四ヶ年の農家收支状態であるが、この表の源は比較的優良農家(自作九、自小作六、小作九)の收支状態であるため、これを以て一般農家の状態と見られぬことは勿論である。たゞこれを基礎としての推察や、傾向は理解出来やう。

即ち昭和四年を一〇〇とした収入は五年には六三%三へ、六年には五三%五へ殆んど半額に近い低落を示し、七年には幾分上昇して五八%四となつてゐる。之に對し支出は昭和四年を一〇〇として累年低下してゐる。

即ち五年には七二%二、六年には六五%三、そして七年には——収入の増加に反し——更に六三%四に低下してゐる。ために收支計算では六年の僅か十一圓の収入超過に比し、七年は九〇圓となつた。

(五) 農家一戸當現金收入(農林省調)

収入	四年				五年				六年				七年			
	計	農業外収入	農業經營費	農業外支出	計	農業外収入	農業經營費	農業外支出	計	農業外収入	農業經營費	農業外支出	計	農業外収入	農業經營費	農業外支出
計	一、三三、五五	二、三三、〇〇	三、七、八〇	二、〇〇、〇〇	一、三三、五五	二、三三、〇〇	三、七、八〇	二、〇〇、〇〇	一、三三、五五	二、三三、〇〇	三、七、八〇	二、〇〇、〇〇	一、三三、五五	二、三三、〇〇	三、七、八〇	二、〇〇、〇〇
農業外収入	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
農業經營費	三、七、八〇	二、〇〇、〇〇	(57.7%)	三、七、八〇	三、七、八〇	二、〇〇、〇〇	(57.7%)	三、七、八〇	三、七、八〇	二、〇〇、〇〇	(57.7%)	三、七、八〇	三、七、八〇	二、〇〇、〇〇	(57.7%)	三、七、八〇
農業外支出	三、三、七〇	三、三、七〇	(98.1%)	三、三、七〇	三、三、七〇	三、三、七〇	(98.1%)	三、三、七〇	三、三、七〇	三、三、七〇	(98.1%)	三、三、七〇	三、三、七〇	三、三、七〇	(98.1%)	三、三、七〇
家計費	五、六、〇二	三、三、〇二	(58.9%)	五、六、〇二	五、六、〇二	三、三、〇二	(58.9%)	五、六、〇二	五、六、〇二	三、三、〇二	(58.9%)	五、六、〇二	五、六、〇二	三、三、〇二	(58.9%)	五、六、〇二
公租公課	八、三、八二	七、六、六六	(91.2%)	八、三、八二	八、三、八二	七、六、六六	(91.2%)	八、三、八二	八、三、八二	七、六、六六	(91.2%)	八、三、八二	八、三、八二	七、六、六六	(91.2%)	八、三、八二
計	九、四、三九	七、七、四九	(83.1%)	九、四、三九	九、四、三九	七、七、四九	(83.1%)	九、四、三九	九、四、三九	七、七、四九	(83.1%)	九、四、三九	九、四、三九	七、七、四九	(83.1%)	九、四、三九
過不足	二、三九、一七	六、三、六二	(26.6%)	二、三九、一七	六、三、六二	(26.6%)	二、三九、一七	六、三、六二	二、三九、一七	六、三、六二	(26.6%)	二、三九、一七	六、三、六二	二、三九、一七	(26.6%)	二、三九、一七

(備考) 比較的優良農家(自作九、自小作六、小作九)の調査。七年分は十一月より二月迄の收支金額から推算。

此數字は備考にもある如く七年十一月から二月までの收支から推算してあるため、此期間の經濟状態が比較的良好であつたことを考慮に入れて、割引して考へる可きであらう。

更に此期間に於ける調査戸數二十四の中差引不足を生じた戸數を見れば第六表の如く、自作、小作を通じて四年度は三戸であつたものが五、六年度は各十戸に増加したが、七年度は四戸にまで減少してをる。

以上が前述の如く比較的優良農家の收支状態とすれば、それ以下の多數の農家經濟は推して知るべきのみである。

さて八年度の農家收支状態であるが、之については六、七年度と繼續して作られた表がない

(六) 各年收支差引不足を生ぜし戸數

調査戸數	四年	五年	六年	七年
自作	九	二	四	二
自小作	六	一	三	四
小作	九	三	三	二
計	二四	三	一〇	一〇

ため、七、八年度の變化状態は理解出來ないが、去る一月廿八日の衆議院豫算總會で政友會代議士砂田重政氏の示した數字によれば第七表の如く八億五千萬圓の赤字となつてゐる。

砂田氏は此表に基き次の如く言明してをる。

『昨年一ヶ年の全國農家の赤字が八億餘圓といへば内政會議

(七) 砂田重政氏調査の八年度農家收入(單位千圓)

収入	砂田重政氏調査の八年度農家收入(單位千圓)			
	米	麥	其他	計
農耕收入	六、九四、一七二	一、三三、〇〇八	五、〇〇、六二二	一三、二七、八〇二
其他	三、二二、五三六	二、六、〇〇〇	一、四、七三九	七、〇一、二七五
計	一〇、一六、六〇八	一、三九、〇〇七	六、四五、三六一	一八、〇〇、九七六
支出	二、七〇、二五九	二、七〇、二五九	二、七〇、二五九	八、一〇、七七七
計	二、七〇、二五九	二、七〇、二五九	二、七〇、二五九	八、一〇、七七七
支出超過	二、七〇、二五九	二、七〇、二五九	二、七〇、二五九	八、一〇、七七七

提案の救農案を全部實行してもなほ及ばない。よつて米、藪その他農産物價の全國的釣上げが必要で

ある。』と。確かに、少くとも現制度を維持しつつ、現在の如く尖鋭化した農業恐慌を緩和するためには、其位置に於て、又其繼續の點からも相當徹底した農産物價格の引上より外に有力な手段はないのだ。

二、注目すべき小作争議の様相

恐慌の深化と農民運動の沈滞と混濁した非常時的景園氣が統一されて小作争議の様相に新らしい特徴を發展させてゐる。

いま八年十月十日までに到着した數字に基いて八年一月—九月の争議件數を見ると第一表の如く二、六九〇件を數へ、前年同期に比し五八七件の増加を示してゐる。

(一) 小作争議數		(二) 小作争議の範圍	
昭和五年	2,478	均地主數	一争議平均
昭和六年	3,419	均小作人數	一争議平均
昭和七年	2,414	均地主數	一争議平均
昭和七年1-9月	2,103	均小作人數	一争議平均
昭和八年1-9月	2,690	均地主數	一争議平均
		均小作人數	一争議平均

一争議當りにして見ると第二表の如くである。

次に争議發生の原因別に見ると第三表の如く小作權關係又は小作地引上が絶對多數で、割合にして六三%で數にして一、六九七である。之に次いで風水病、害蟲其他の不作によるものが一三%六を占めてゐる。小作故關係又は小作地引上原因による争議の増加は結局地主の積極的な攻勢によるもので、更に内容的な表現をすれば地主の逆乏による逆襲と見られるのである。

(三) 争議原因別 (%)

(四) 争議要求別 (%)

昭和四年	二九・九	昭和三四年	五・六	昭和三四年	五・二	昭和三四年	二五・六
昭和五年	四〇・四	昭和五年	三三・九	昭和五年	四三・〇	昭和五年	三四・九
昭和六年	三二・二	昭和六年	四三・三	昭和六年	四七・二	昭和六年	三三・七
昭和七年	四四・五	昭和七年	三二・〇	昭和七年	三三・二	昭和七年	四〇・〇
昭和七年1-9月	三三・五	昭和七年1-9月	二六・二	昭和七年1-9月	三三・五	昭和七年1-9月	四六・〇
昭和八年1-9月	三三・一	昭和八年1-9月	一三・六	昭和八年1-9月	三三・六	昭和八年1-9月	五・七

從つて争議を要求項目別に見れば第四表の如く小作契約繼續要求が五八%七と絶對多數を示してゐる。之に反して嘗つて五五%とか四二%を示してゐた一時的的小作料減額要求は僅か二二%六となり、前年同期の三二%五より一〇%も減少してゐる。

これ等の理由として左記の如き長野縣當局の發表せるものは十分參考に値しやう。

一、不況に依る經濟的窮迫の結果小作人の態度が哀願的となりし爲と、地主又不況の際なるを以て速に解決して小作料の納入を受くるを賢明なりとし、相當減免を認めたること。
 二、全農全國會議派系の農民運動者が思想的取締激化のため自由なる活動をなし得ず、又小作人が農民組合の應援を受くるは地主の感情を害し、現實問題の解決には不利なりとして之が介入を避くる傾向ありしこと。
 三、滿洲事變突發に依り、縣下より多くの出征兵士を出したる爲め、農村に於て相當非常時的雰圍氣を醸し居ること。(註)

土地問題に絡んだ小作爭議の増加は既に二、三年前から目立つて來たが、此傾向は更に高度な發展を示さうとしてゐる。小作爭議から見た農民の困窮も依然深刻なものがある。

註 社會政策時報—九年一月號、三一七頁參照。

結 語

以上で我々は農村に於ける主要問題の性質と其現段階的意義を通して恐慌の様相を見て來た。そし

て其處から得た結論はたゞ「悲慘」の一語でつぎると言へやう。しかも此の「悲慘」は單なる「悲慘」ではなく現在支配者が考へ得る諸對策では「どうにもならぬ悲慘」であつて、それは同時にこのまゝでは農村の窮乏は深化するばかりであることを意味してゐる。

恐慌裡にある繁榮のオアシス等と呼ばれても、農村から見れば、そんな言葉に値する國は何處かと反問したくなる程だ。

既に二月九日の東日誌上には「農民苦悶の訴へ——議會に陳情洪水……」の見出しで休會開けの一月廿三日から二月八日まで大阪、福岡方面から七萬通の陳情書が到達してをり、この外にも愛知、山梨、群馬、茨城、東北六縣の各縣内でそれ／＼數萬通取纏められてをるから、それを持つて委員が上京すれば議會は農村問題の陳情書で洪水になるだらうと、又「みじめな姿——血のにじむ願ひ——福島から代表百名」として農民の動靜の一端を報じてをる。更に又我々は啞然として次の如き記事を讀まされてゐる。

不況に堪へかね——全部落民が泥棒遠征——廣島縣三原署では縣下世羅郡廣定村松尾勝太郎を首魁とする十數名から成る窃盜團を逮捕、同時に甲山署は廣定村の本據を襲ひ一味と氣脈を通じてゐた者を片つ端しから引致して取調べを開始したが、一部落の者が殆ど窃盜團に關係してゐる形跡がある。農村不況にやり切れず廣島、山

口兩縣をはじめ九州各地に遠征して空巢を専門に稼ぎ廻り贓品は密に郷里に送り、廣定村山林内の洞窟に隠し寄盜係の他販賣係を設け賣捌くなど組織的に犯行を繼續してゐたもので、舊正月も間近に迫り郷里に引揚げたところを逮捕された。總被害額約二萬圓に上つてゐる。——(東日二月九日)

この十九世紀的な、地中海沿岸の海賊横行時代を髣髴させる記事の中にも窮乏し行く農村民生活の一端を讀みとることが出来る。

農村は確かにシュツルム・ウント・ドラク時代である。だが我々の理論によれば問題の發生及び其發展は既に其中に解決への傾向と、力を暗示し、それを明確に押し擴げつゝあるといふことだ。農産物價格昂騰への努力はこの過程に於て輝かしきレーゾン・デートルを持つてをるのだ。そして我々が絶えず注視せねばならぬ點はこの混沌期を通じて擴大される社會經濟的な鐵則である。即ち中小農業者の貧農化、農村に於ける階級對立の尖鋭化である。蓋し斯る傾向はファツシヨ運動の發展に油を注ぐ結果とならう。

第三部 米國新通貨政策の目標と其展開

序

荒れ狂ふ暴風雨の中に敢然として振ひ立つた救世主！ 一九三三年三月四日、米國全土の衆望はおろか、全世界の期待を荷つて、第十三代米國大統領の地位に就いた、フランクリン・デュー・ローズヴェルト氏の姿は、方にこれを髣髴せしむるものであつた。時宛かも、米國金融恐慌の嵐は、其の頂點に達した。慘澹たる災害は全米經濟の恐怖から最後の言句さへ奪つた。資本主義王國に於ける最大官殿、米國金本位の崩壊を眼のあたりにした全世界經濟人はノアの大洪水にも似たる世界恐慌への氾濫擴大を豫感し、驚愕に戰のく心魂を凍結せしめた。さればこそ、颯爽たる新大統領の頭上に榮光を認めめたのは、あながち、迷へる經濟人の錯覺とのみ、蔑視去る譯にも行かぬであらう。

果然、ローズヴェルト大統領は實にも素晴らしき名國手であつた。彼の處置は敏活で而かも適當だつた。即刻、モラトリアム斷行、金兌換停止、そして非常時議會の臨時召集だ。彼は、此の議會に於いて汎ゆる治療法を矢繼早やに提出し、舉國一致化した議會をして、殆ど悉くそれを承認させた。

が、此の主治醫は、手術後、治療方法に就いて、若干の然し重大なる變革を試みた様だ。最初彼は自由金本位制度の骨格を其の儘に、米國經濟の甦生を企圖したのだが、手術の結果、其の病源の悪性と深刻とは、其の骨格の完全なる維持を許さぬ程度にまで進行してゐる症狀を發見したのだ。止むを得ない、彼は一先づ自由金本位骨格の存置を斷念した。そして新たなる骨格—商品弗に基く通貨制度を鍛へ上げ、之に依る米國經濟の健康回復を決意したのだ。

以上の決意は、一九三三年四月廿日、金本位廢棄の確定並に通貨増發法案の議會提出に依つて、明瞭にされたが、同五月三日、同法の成立に依つて、其の實行を、全米から承認された。蓋し、彼は、右通貨増發法に基き、骨格—通貨制度の決定、運用に關する獨裁權を獲得したのである。即ち、米國新通貨政策の基礎、初めて茲に樹立さる、といふわけだ。されば、吾々の本輯に於ける報告は、先づ此處から出發せねばならない。所で、ドクター・ローズヴェルトの築き上げた骨格は、一九三四年一月卅一日、所謂弗價改訂に依つて、略ぼ輪廓だけ明らかにされた。ロ氏の手前味噲をそのままに謂へば、ローズヴェルト創製一九三四年型金地金本位制度が之だ。だから吾々の報告は、こゝまで續かねばならない。

第一節 米國經濟復興運動に於ける通貨政策の役割

米國經濟復興運動の第一次的乃至直接の目標は、國內物價水準を吊上げて一九二六年當時の位地にまで回復せしめ、且つ之を其の位地に於いて安定せしむることに在る。蓋し、物價の回復を導火線とし、之に依つて經濟組織に有效なる蘇活力を焚き付け、以て其の全面的甦生を刺激して一般的好景氣の状態を招来しやうといふのだ。而して物價の吊上に關しては、局部的には、或は商品生産の側に於いて、或は通貨の側に於いて、如何様の手段が執られ得るとしても、窮極に於いては、流通貨幣の數量と其の速度に於ける増加—インフレーション現象の伴はぬ限り、一般物價水準の上騰を現出せしむることは不可能である。従つて、米國經濟復興運動をリードする所謂ニュー・デイル(新規政策)も必然的に、幾多のインフレーション政策を、其の中に、包攝せねばならなかつた。而も、其等インフレーション政策は其の質に於いて、將た量に於いて、ニュー・デイルの殆ど大半を占めるが故に、更にまた、其のインフレーション計畫が一定の目標に對して方向附けられてをるが故に、ニュー・デイルは、實に一個の統制インフレーション政策とも呼ばれてをる。(第十三輯第三部二節、第十四輯第三部三節參照)

扱然らば、尨大未曾有約百十億弗と稱せられる統制インフレーションは如何に其の遂行を計畫されたか？ 而して其の遂行は如何に指導されたか？ 即ち米國に於ける通貨政策の問題は、米國經濟復興運動の進展を注視する者にとつて、蓋し第一に起る疑問であらう。

事實、復興運動開始以來、全世界は、其の計畫の、突飛にさへ見える尨大な規模と新奇なる方策とに對して、驚異の眼を見張つたと同時に、其の遂行の可能性乃至成功の度合に就いては、頗る危惧の念を以て批判し、且つ期待して居る。而も、運動の現實は、ローズヴェルト大統領の華々しき大見得に必ずしも副はず、豫期の結果を抄々しくは呈示しない。従つて時には運動の行詰り、失敗をさへ感ぜしむるものが尨くない状態だ。勿論、現下の如く極端に行詰つた世界經濟並に米國經濟の情勢裡に於いては、其の運動を成功せしむることは、容易ならぬ困難を伴ふのは當然だが、此等の事實は、一面から觀れば、其の運動の根幹を成す統制インフレーションの遂行が如何に困難なる事業なるかを物語る證左と謂ひ得やう。語を換へて繰返せば、現在の情勢に於いては、米國復興運動の成否は、實に其の通貨政策の適否如何に依存すると同時に、其の適當なる通貨政策の遂行が如何に難事たるかを認めねばならぬのである。此の意味に於て、吾々は、第三部に於いて、米國の通貨政策を検討する理由を充分に持ち得るであらう。

第二節 米國通貨政策の目標と特殊性

一、米國通貨政策の本質

米國の通貨政策は、其の具體的發現としては、一九三三年三月初に於ける金本位停止から、一九三四年一月末に於ける弗價改訂に至るまで、一見異様にさへ見ゆる發展的様相を呈示してをる。が然し夫等の具體的なる政策は、常に、當面的には、物價の吊上を目的とし、且つ窮極的には其の高物價の安定を目標とする點に於いて、儼然たる聯關を保持するものだ。換言すれば、物價の吊上及び安定なる指導概念に依つて、各具體的なる政策を統制した一個の體系こそ、米國の通貨政策と認むべきものであらう。

此の點に就いて、世の多くの批判は反對の見解を持つるものゝ如くだ。ローズヴェルトの各具體的なる通貨政策を、其の間に何等の關聯性無き、『手を代へ、品を代へ』る爲めに出さるゝ新規なる實驗と看、従つて其の故にまた、ローズヴェルトの政策を非難するものだが、畢竟するに、此等の批判はローズヴェルトの所謂實驗政策なる色彩の多彩さに眩惑せられ、其の間に如上の如き重大なる關聯の

存在することを看過した、一個の象を手探る群盲の諸説たるに外ならない。

X

X

X

X

X

米國經濟復興の運動は、其の全面的なる具體的特徴を、劃期的にとれば、金本位廢棄—N・R・A運動—金買上政策—弗價改訂の四段に分たれ得る。第一段の時期に於いては、金本位廢棄を前提とするインフレーションが、農業地方を中心として期待されたが、實際には効果あるインフレーションは實施されなかつた。ローズヴェルト大統領は、急激なるインフレーションに由つて、通貨の安定、通貨の信頼を破壊することを恐れたかに見える。そこで彼は、通貨政策としては、主として聯邦準備銀行に依る公債買上政策、手形再割引政策、低金利政策等に依つて、漸徐的にインフレーション的效果を擧げんとした。所謂健全通貨政策の時期とも謂はれる段階だ。同時に他方、A・A・Aを中心し農産品價格の吊上を以て主要政策とした。が然し、購買力を培はぬ其の政策は豫期の如くには物價騰貴を招來しなかつた。そこで第二段として、如上の缺陷を補正する意味に於いて、N・R・Aの政策が採られた。即ち商品の生産側よりする直接的物價吊上政策だ。然るに此の政策にも、また、諸種の矛盾と難關が認められた。従つて實施前から、此の政策の壓迫を見越して投機的なる生産活動の膨脹が現れ、一般には數年の景氣上昇の連續を俟つて初めて可能なるべき程度の物價回復を數ヶ月で成し遂げたが、結局、眞に

一般購買力が伴つて増加せぬ以上、その位地は長く保てなかつた。即ち八月に入るや忽ち反落の憂目をみるに至つた。そこで第三段目に、金買上政策が通貨の側よりする物價吊上政策として登場せしめられた。然し之も、物價吊上の効果は殆ど齎さず、僅かに其の下落を阻止し得たのみであつた。而も他方に於いては、必然的に國際爲替市場の混亂を醸成し、其れに基く弗價の不安定はやがて、國內市場をも動搖せしむるの危惧を孕む情勢となつた。かくては、何よりも弗價の安定が急務とならざるを得ない。即ち第四段の政策として弗價改訂が實行された所以である。

X

X

X

X

ローズヴェルトは、猫の眼の變るが如くに變化する政策を以て、全米人を實驗臺上の豚にした、と非難する者は、右の如き變轉極り無きが如く見ゆる點を、其の攻撃の論據とする。つまり、或時は健全通貨論者の如く、或時はインフレーションの如く、大統領の政策が徹底して一定に見えぬ點が、論者の氣に入らぬ譯なのだ。が然し、大統領は、米國內に於ける相反對する二つの傾向、即ち通貨の安定を望む金融資本を中心とする健全通貨論と即時且つ強度のインフレーションを希ふ農村を中心とするインフレーションニストとの中道を行くものゝ如くだ。彼は可成り急速な物價騰貴への希望を表明する點に於て、後者を抑制し、弗貨の信頼と尊重を宣明することに依つて前者を制約してゐる様である。

蓋し、彼は兩極端の中庸を採らんとするものであらう。が然し勿論、結局、物價水準の吊上を主要目的とする限り、彼は立派なインフレーションニストたることを失はない。唯それが、一定の目標乃至限度の下に企圖されるが故に、統制的なる形容詞を冠する必要があるだけだ。

要するに、物價吊上と其の安定を目的とする米國の通貨政策の基礎は、金本位廢棄と共に確立され通貨増發法に依つて其の精神を明文化せられた。(第三節一及び二參照)

次に更に、將來建設すべき通貨制度の理想に就いては、ローズヴェルト大統領は二回宣言してをる。一は世界經濟會議に於いて爲替協定を蹴つた際に、自國の立場を宣明した教書の中に、他は金買上政策の聲明の中に於いてだ。後者に就いては後で述べる。(第四節參照)前者を掲げれば次の如くである。

◇倫敦世界經濟會議に於ける米國主席代表ハル國務長官の、金本位共同宣言拒否に基く、米國の通貨政策の提議に關する聲明の一節 『予は今朝(一九三三年七月三日)、米國大統領より、國際通貨政策の提議に關する自國政府の立場を宣明した、以下の如き、通達を接受した。……』

予をして卒直に言はしむれば、アメリカは、今後一時代後に於いても尙ほ、アメリカが近き將來に於いて實現せんと期してをるドル貨の價値と同一の、購買力並に債務支拂能力を有するが如き種類のドル貨を、求めてゐるのである。……』

吾々の廣汎な目的は、一切の國家の通貨の永久的安定に在る。金乃至金銀は、通貨の背後に於ける金屬準備として、依然其の任務を盡し得るであらう。……』

二、米國通貨政策の特質二側面

理論的に分析するならば、通貨政策には本質的に異つた二側面が認められる。即ち、専ら現實の通貨制度内に於いて、通貨數量の増減乃至通貨價値の騰落を以て其の操作の對象とする所の所謂通貨調節政策の一面と、更に通貨調節の目的から現實の通貨制度自體の適否を批判し、適當なる通貨制度の樹立を對象とする通貨制度政策乃至本位政策と呼ばれる一面とである。而して前者の目標は、主として、國內物價を以て表現される通貨の對内價値及び外國爲替相場に依つて表現せられる通貨の對外價値を、或は騰貴せしめ、或は下落せしめることに在るに對し、後者の夫は通貨の價値安定に基礎を與へることに其の意味を持つてをる。

茲にローズヴェルト大統領が恐慌切抜策として、三月以來採り來つた米國の通貨政策は、明らかに右の二面を具有するものだ。之は其の政策が、一方、物價吊上を企圖すると共に、他方に於いて、一定限度に吊上げられた物價を其の地位に於いて安定せしむることをも考慮する點に、着目すれば容易に認識し得る處である。

次に其の二側面を、各具體的な政策に就いて、其の特殊性として把握してみやう。

第二節 米國通貨政策の目標と特殊性

(A) 通貨調節政策としての米國通貨政策

通貨調節政策としての米國通貨政策は、其の目的が物價の吊上にある以上、必然的に、如何にして貨幣の流通數量並に其の速度を増加せしむるか政策となる。従つて、實際には、通貨増發政策即ちインフレーション政策と言ひ直すのが妥當であらう。而して現實に採られた具體的政策の殆ど全部は、此の色彩を以て彩られてをる。

先づ金本位停止に就いて謂へば、それは金流出に因る金本位崩壞の防止策から通貨膨脹の前提策へと轉換した。此の認識の妥當性は、米國の金本位廢棄が、單に金の輸出禁止、金兌換の停止、金支拂約款の廢棄を内容とするに止まらず、更に進んで金の個人的所有を禁止するに至つた事情に依つても、立證し得られる。且つ通貨増發法が同時に成立した點からも明かに窺へる。次に聯邦準備組織に對して、三十億弗を限度とし、公開市場に於いて政府公債の買入を行ふ權限を賦與したことは、中央銀行乃至預金部の公債引受發行制度無き米國としては、明瞭に、之と同一機能の制度を設定したものと認めねばならない。即ち形式は、マーケット・バイイング・オペレーションだが、其の實質はまさに、政府公債の引受と同一機能を果すものであり、之に依つて、公債買上を通じてのインフレーションの簡易なる途を開設したものである。手形再割引政策も同様の意味に理解されねばならない。更に中央銀行的

機能を果す聯邦準備銀行の公定割引歩合引下を中心として行はれた低金利政策も亦、信用を通じてのインフレーションを容易ならしむる方策に過ぎない。

最後に金買上政策は、其の目的及び效果に就いて、兎角の論難はあるにもせよ、本位政策に屬すべき平價改訂の前提としての意義を有する外に、通貨の價值低落の效果を一應は招來し、依つて以てインフレーション的效果を期待して、實施されたことは事實である。尙ほ、インフレーション政策とは謂ひ難いが、通貨調節政策の一として、爲替安定基金の設定も亦見逃すことを得まい。

以上の如く、通貨調節政策としての米國通貨政策は、諸種の手段を通じて、物價の吊上を目的とする點に於いて、夫れは一の景氣回復政策たるの意味を有する。

(B) 通貨制度政策としての米國通貨政策

通貨制度の改革は、それがインフレーションの前提として行はれる場合と、及び通貨價值の混亂を防止し、或は其の安定の目的を以て行はれる場合とを、區別して觀念することが出來得やう。米國が金本位を離脱したのは、當初、通貨價值の混亂を防止する意味を以て實施されたが、結局はインフレーションへの前提たる目的を色濃く表示するに至つた。而して、其の結果低落せしめられた通貨價值の安定策として、第二段的に、統制通貨制度の確立が企圖された。農村救濟並に通貨増發法第三部は

此の趣旨を形式的に公定した點に於いて、甚だ重要な意味を示すものだ。平價改訂に依る一九三四年型金地金本位制度の樹立は理想的通貨制度への第一歩である。金の國有は、金を基礎とする通貨の統制を計らんとするを第一要義とし、且つ弗價改訂に因る國家的利益を擴大する手段として採られた。

かくて、通貨制度政策としての米國通貨政策は、主として通貨價值の安定を目標とする點に於いて、其の特殊性を認め得べく、従つて此の點に於いて、インフレーション的通貨政策は一定の統制を與へられるが故に、米國の通貨政策は、無制限、無統制なるインフレーション政策に對比せしめる意味を以て、統制インフレーション政策と稱呼されねばならない。

が然し勿論此の意味に於ける通貨政策は、結局に於いて新しき通貨制度の樹立をも、其の目的の中に包含するが故に、それは單なる景氣維持政策と謂はんよりも、むしろ一步進んで、具體的には通貨制度なる經濟組織の改變をも其の目的とする、一の經濟機構變革政策と謂はねばならぬものであらう。

第三節 米國通貨政策の發展的様相と其效果

米國の通貨政策は、昨年春の金本位廢棄の確定を以て、其の第一歩を踏み出したが、爾來、種々な

る具體的方策の繼續的出現に依つて、其の體系的外貌を明かにし來つた。其の實施の效果は、各具體的方策に於いては、必ずしも、所期の效果を齎さなかつた。が然し、其等多様の具體的様相は、物價の吊上てふ確乎たる指導目標の下に統一せられ、一個の體系を表現し來たことは勿論である。次に其等各具體的なる様相を、金本位廢棄から平價改訂に至るまでの一連の發展的過程に於いて、一瞥しやう。が其の中、金買上政策及び弗價改訂に就いては、其の問題が、通貨政策上に於いて占むる地位の重大なるだけに、國內及び世界經濟に及ぼした影響も甚大であつたと同時に、それ等は一九三三年第四四半期以後に起つた現象として報告未了の事柄に屬する。他方、金本位廢棄から金買上政策實施前までの狀況に就いては、既に本年報第十二、十三及び第十四輯に於いて、其の報告を終了してをる。従つて本節に於いては、金買上政策以前の事實に就いては、既述報告の補正程度に其の叙述を止めると同時に、金買上政策以後の情勢に就いては、節を改めて比較的詳細に吟味することにし度い。

一、金本位廢棄の確定と其意味

一九三三年に於ける米國の金本位廢棄は二個の段階を経て確定された。

第一の段階は、金本位崩壊を防止する消極的意味に於いて實踐されたもので、従つて、情勢に應じて

金本位の回復を企圖する意味が尙ほ残されてゐたのである。此の意味に於いて實施された金本位の廢棄は、先づ金兌換停止次いで金輸出禁止の形式に於いて、一九三三年三月五日、一九一七年の對敵取引禁止令に基き銀行恐慌應急策として發布せられた大統領の緊急布告に於いて、之を認め得られる。之に依つて、大統領は、銀行恐慌に端を發した金の海外流出及び金の國內死藏を防止する目的を以て、三月六―九日の四日間、金銀の兌換を停止し、同時に死藏金に對して自由引出を禁止した。之が金本位崩壊を防止する爲めに、議會閉會中に採られた應急對策であつた。三月九日、議會は、大統領の敎書に基き可決した緊急銀行法に於いて、右手段を認めると共に、更に其の對策延長竝に金輸出禁止の權限を大統領に與へた。大統領は、従つて、右禁止を期限無しに延長し、他方、金本位回復に腐心したが、其の努力は結局無駄だつた。かくて第二段階が採られねばならなかつた。

第二段階は、金本位復歸を斷念し、確定的に金本位を離脱し、以て積極的にインフレーション政策の基調たらしむるの意味を以て採られた。それは四月五日の金貨、金塊竝に金證券の死藏を禁止せる大統領令及び四月二十日の外國爲替竝に金貨又は金塊若しくは通貨のイアーマーク竝に輸出に關する大統領令の二個の命令を以て明確に規整された。而かもそれは、五月廿六日、世界經濟會議の開催を直前に控へて、金支拂約款廢棄緊急決議案として議會に提出され、六月五日成立した所謂金本位廢

棄法に依つて法律化されたのである。而して、また此の金本位廢棄の第二段階の意味は、先づ、右大統領發布の二日前、四月十八日に於いて、既に議員達の手に依つて議會に提出せられてゐた諸インフレーション法案の撤回をなさしめた事實に依つても、充分に窺知し得る所だが、更に翌十九日の大統領の金本位廢棄の聲明及び右大統領發布の日に政府側より議會に通貨増發法が提案されたことに依つて、愈々具體的に表明された譯だ。四月十九日の聲明に於いて、大統領は金本位廢棄の結果に就いて、かう述べてをる。「弗相場が今後國際爲替市場に於いて軟化しても、それを平調に取戻す爲めの金現送は一切行はない。右の結果、國內物價の騰貴を惹起することあらば、寧ろ國內經濟政策上望ましいこととして、其のまゝ放任する。」と。以て、右第二段階の決意が明瞭に把握し得るであらう。かくて、インフレーション通貨政策は確立され、インフレーション見越の生産活動の回復、従つてまた物價騰貴の趨勢が勃然として起つた。吾々は夫等に就いて、詳細に検討せねばならぬが、其の前に、其の検討をより意味深くする爲めに、通貨増發法成立の意味乃至目的を知る必要があらう。

二、大統領の通貨獨裁權獲得と其内容

金本位廢棄がインフレーションの前提として確定された其の意味は、通貨増發法が右廢棄令發布と

日を同じうして議會に提案されことに依つても、之を察知し得られたことは前項に於いて述べたが、同法が此の論斷の根據となり得る理由は、蓋し、同法が、大統領に對し、インフレーション操作に關する獨裁權を賦與した内容を持つからに外ならない。

通貨増發法の内容を要約すれば、先づ聯邦準備銀行をして現在保有高以外に、三十億弗を限度として政府公債を一般公開市場に於いて買入れしめる爲め、之に關する協議權を大統領に與へた。而して、此の協議が調はぬか或は買入政策が不適當と認めらるゝ場合に於いては、(A)三十億弗の政府公債を發行するか、(B)弗價を最高限度五割の範圍内に於いて切下げるか、(C)向ふ六ヶ月間、二億弗を限度とし、一オンス五〇仙以下の割合で、對米戰債國よりの銀に依る支拂を受領し、之を基礎にして銀紙幣を發行するか、の何れかを選択する權限を大統領に與へたのである。

次に其等の權限の實行に就いて一瞥しやう。

五月廿三日、聯邦準備銀行は、愈々一般公開市場に於ける政府公債買入に乗出した。三十億弗の通貨膨脹の幕は、かくして、先づ切つて落された譯だ。其の詳細は次款三に於いて詳しく述べる。

六月十日、米國政府は、英國政府から戰債一部の支拂を銀で引渡す旨の通告を受けたが、同十四日、之を承諾し、同十五日、ボムベイに於いて、銀塊二千萬オンスの引渡を受けた。そして之を基礎とし

て、七月末に於いて、一千萬弗の銀證券を準備した。

平價改訂の權限は、一九三三年十月末の金買上政策及び一九三四年一月末の平價改訂に至るまでは、實質的にも形成的にも、何等實行せられなかつた。

三、米國通貨政策の確立並に實施の現實的效果

(A) 米國通貨政策の確立に基く投機的物價騰貴の顯現

インフレーション政策への決意を表現した金本位の廢棄が確定すると同時に、弗價は、インフレーション實施を見越して、對內的にも對外的にも急落を示現した。物價は五月に入るや急騰を示し、一舉に一九三一年秋當時に迄回復した。即ち、一九三一年一月を一〇〇とする指數を以て説明すれば、四月の位地は七三・八で、最低の二月の位地から稍々回復を示し、三二年秋の程度まで反騰を現はしてゐたが、それが五月には、一舉に一點を上げて、八四・八を示すに至つた。之は丁度三一年秋の位地に匹敵するものだ。

一方、爲替相場への影響をみるに、對佛爲替は、三月に於いて既に平價を上廻つてゐたが、四月から五月にかけて、遂に四仙臺を突破しての急騰を示した。對英爲替に於いては、英國側に於ける爲替平

(一) 米國物價、爲替相場及び株式相場表

一九三三年	物價指數	米・英	米・佛	紐育株式相場
三月	六九・一	三・四三	三・九三	五七・八
四月	七三・八	三・五九	四・二〇	六四・九
五月	八四・八	三・九三	四・五九	八二・六
六月	八六・一	四・一四	四・八〇	九四・一
七月	八六・二	四・六五	五・四四	一〇〇・三
八月	八五・一	四・五〇	五・三七	九六・四
九月	八五・七	四・六六	五・七七	一〇〇・三

〔備考〕 物價指數は Bradstreet社米國卸賣物價指數を、東洋經濟新報社に於いて一九一三年一月一〇〇として換算したるもの。紐育株式相場は工業株式平均の月平均相場。替爲相場は月初引値。

衡資金の活動等の爲め、對佛に於けるが如き急騰は現はさなかつたが、それでも、一月以來漸騰の氣配にあつたのが、五月に入ると同時に、一躍約四十仙高の三弗九十仙臺に上り、六月には、英國金本位停止以來の新高値四弗一四仙を示現した。株價も、物價及び爲替相場の騰貴に伴ひ、奔騰に轉じたことは勿論だ。以上の狀況を第一表に依つて仔細に検討せられ度。

(B) 具體的インフレーション政策の實施と投機的物價騰貴の昂進

金本位廢棄確定と通貨増發法に基き、インフレーション政策は矢繼早に實施された。銀紙幣一千萬弗の發行に就いては前款二に於いて述べた。其他の政策は左の如く實施された。

(イ) 聯邦準備銀行のオープン・マーケット・バイイング・オペレーションの開始

聯邦準備銀行は、通貨増發法に基き、大統領と協議の結果、五月廿三日から、公開市場に於いて、政府公債を、當分は毎週二千五百萬弗の割合で、三十億弗を限度として、買入れることに着手した。

此の公債買入は、公債市場の氣配を考慮して、或はN・R・A實施に依るインフレーション政策の中止等に依つて、時には毎週の買上額に消長があつたが、爾來繼續され、準銀の政府公債手持高は第二表に示す如く、急激に増加した。それだけ、此の手段に依つて、通貨が増發されたことを示すものだ。

(ロ) 低金利の進展

インフレーションの實施並に効果を促進する爲めに、低金利政策は必要不可欠の手段だが、中央銀行的機能を果す聯邦準備銀行殊に紐育準備銀行を中心として、金利は急速に低下せしめられた。即ち其の公定割引歩合は四月二日に、三分半から三分に引下げられてゐたが、更に五月廿五日には二分半に下げられた。(而して之は後に、十月十九日二分に三四年二月一日に一分半に引下げられてゐる。)が、之をきつかけに、各準備銀行の利下が行はれた。例へば、シカゴ準銀は五月廿六日、ボストン準銀は五月卅一日に、夫々三分から二分半に利下をし、又フィラデルフィア及びクリーヴ

一九三三年	手形	政府證券	其他證券	合計
五月廿四日	四三	一、八六二	二、三三三	二、三三三
六月十四日	二〇	一、九三三	二、一〇〇	二、一〇〇
廿八日	八	一、九七五	二、一七七	二、一七七
七月十二日	一三	二、〇〇七	二、一八〇	二、一八〇
廿六日	一〇	二、〇七七	二、二三〇	二、二三〇
八月十六日	七	二、〇五九	二、二三四	二、二三四
卅日	七	二、一六	二、二九一	二、二九一
九月十三日	七	二、一〇三	二、三四五	二、三四五
廿七日	七	二、二七四	二、四二六	二、四二六
十月十八日	七	二、三三五	二、四九六	二、四九六

ランドの準備も、六月七日、三分半から三分に利下げして、之に追隨した。一方民間に於いても、準備銀行の利下に引づられて、例へば紐育組合銀行では、六月初、當座預金利子を五厘から二厘五毛に、定期預金利子を七厘五毛から五厘に引下げた。尙ほ其の當時の民間金利を表示すれば第三表の如くだ。

然らば、斯の如き低金利は銀行預金及び銀行貸付並に投資に對して何の程度の影響を與へたか。第

(三) 紐育市場金利表(%)

一九三三年各月	一流銀行	引受手形	株式市場	定期貸		コールロ	
				90日	90日	新規	繼續
1	1 $\frac{1}{4}$ -1 $\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$ - $\frac{3}{8}$		$\frac{1}{2}$	1.00	1.00	1.00
2	1 $\frac{1}{4}$ -1 $\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$ - $\frac{5}{8}$		$\frac{1}{2}$ -1 $\frac{1}{4}$	1.00	1.00	1.00
3	1 $\frac{1}{2}$ -4 $\frac{1}{2}$	1 $\frac{1}{8}$ -3 $\frac{5}{8}$	2 $\frac{1}{2}$ -3 $\frac{1}{2}$		3.27	3.32	
4	2-3 $\frac{1}{4}$	$\frac{1}{2}$ -1 $\frac{1}{4}$		1-1 $\frac{1}{2}$	1.29	1.37	
5	2-2 $\frac{1}{4}$	$\frac{1}{2}$		1-1 $\frac{1}{4}$	1.00	1.00	
6	1 $\frac{1}{2}$ -2	$\frac{3}{8}$	$\frac{3}{4}$ -1		1.00	1.00	
7	1 $\frac{1}{2}$ -1 $\frac{3}{4}$	$\frac{3}{8}$ - $\frac{1}{2}$	$\frac{3}{4}$ -1 $\frac{1}{2}$		1.00	1.00	
8		$\frac{3}{8}$ - $\frac{1}{2}$	1-1 $\frac{1}{4}$.98	.98	
9	1 $\frac{1}{4}$ -1 $\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{2}$ - $\frac{3}{4}$.75	.75	
10	1 $\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{5}{8}$ - $\frac{3}{4}$.75	.75	
11	1 $\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$ - $\frac{1}{2}$	$\frac{5}{8}$ -1		.75	.75	

(備考) The Federal Reserve Bulletin に據る

も亦、實勢を伴はぬ投機的物價騰貴の砂上樓閣的運命を暗示する要因が見出される。

四表は、米國聯邦準備組織加盟銀行の綜合勘定表だが、之に依れば、銀行恐慌鎮靜後の第一週たる五月十七日から六、七月頃までに於いて、貸付額は精々一億弗程度しか増してをらぬと共に、投資額も同様の増加を示したゞけである。ところが、之に對して、預金の方は、當座も定期も、可成りの増加を現はしてゐる。つまり、異常な低金利の出現にも拘はらず、資金は大して産業活動へ流れて行かなかつたわけだ。茲に

(四) 米國聯邦準備加盟銀行綜合勘定表 (百萬弗)

月日	貸付	投資	準備金	現金	當座預金	定期預金	政府預金	他店貸	他店借
5.17	8,421	7,925	1,557	199	10,681	4,271	218	1,328	2,762
24	8,352	7,977	1,635	198	10,725	4,278	219	1,317	2,751
6.14	8,559	7,962	1,709	198	11,207	4,263	158	1,531	3,079
28	8,452	8,213	1,697	196	10,741	4,406	633	1,295	2,574
7.12	8,642	8,082	1,637	201	10,709	4,521	581	1,276	2,771
26	8,561	8,101	1,674	188	10,598	4,538	560	1,114	2,564
8.16	8,583	8,101	1,710	183	10,363	4,524	882	1,128	2,480
30	8,533	8,125	1,784	199	10,427	4,508	865	1,139	2,459
9.13	8,596	8,074	1,876	193	10,558	4,484	865	1,227	2,589
27	8,540	7,984	1,936	205	10,505	4,501	863	1,171	2,531
10.18	8,643	7,949	1,955	208	10,700	4,476	780	1,239	2,724

(備考) The Commercial and Financial Chronicle に據る。

(ハ) 通貨膨脹の實狀

インフレーション通貨政策樹立の初期に於ける物價の騰貴は、投機的なるインフレーション實施見越の夫であつたことは、當時に於ける通貨流通高の變化を吟味することによつても、之を知り得られる。事實、三月に始つたデフレーションの傾向は、インフレーション政策の實施にも拘はらず、一向其の落勢を弱めなかつた。而かもそれは、八月まで續いて漸く底を衝いた有様だ。斯様に通貨の膨脹が伴はなかつた以上、投機的な物價騰貴は他の要因からは兎に角、少なくとも、購買力の缺如といふ點から崩落すべき運命にあつたのである。

第五表に依り、流通貨幣の内容をみれば、四月の合計六十億弗餘は、六月には五十七億弗に、八月には五十六億弗に、減少してをる。其の原因は、主として、金貨、金證券

(五) 米國通貨流通高 (百萬弗)

33年	合計	金貨	金證券	銀貨	銀證券	1890年大補助小額合衆國聯邦準備國立	1890年大補助小額合衆國聯邦準備國立	1890年大補助小額合衆國聯邦準備國立	1890年大補助小額合衆國聯邦準備國立	1890年大補助小額合衆國聯邦準備國立	1890年大補助小額合衆國聯邦準備國立	
1月	5,645	479	591	28	350	1	250	111	287	2,707	3	836
2月	6,545	571	649	28	362	1	252	111	301	3,405	3	861
3月	6,320	367	393	28	376	1	258	112	266	3,621	17	879
4月	6,003	335	323	28	360	1	255	112	261	3,362	50	915
5月	5,812	324	280	28	359	1	256	112	265	3,167	99	922
6月	5,721	321	265	28	361	1	257	113	269	3,061	125	920
7月	5,630	320	252	28	365	1	258	113	275	2,974	129	914
8月	5,612	319	242	28	372	1	261	114	277	2,952	133	911
9月	5,650	312	232	28	385	1	265	115	280	2,966	156	909
10月	5,635	312	225	29	387	1	267	116	277	2,930	189	903
11月	5,743	311	217	29	394	1	269	117	285	2,998	206	913

(備考) The Federal Reserve Bulletin に據る。

等の引揚、死藏の聯邦準備券等の還流に在る様だ。即ち、金貨、金證券其他の通貨の死藏、イアーマークが禁止せられたので、夫等が還流したことに依つて、通貨流通高が減少したものだ。従つて、表面上、通貨は收縮したものゝ、實際は死藏通貨の還流だから、之に依つて銀行不安は著しく解消したものと見てよい。斯くして、物價指數は第一表にみた如く、六月には八八・一に昇騰したが、七月には、九五・二にまで回復を示した。之は一九三一年秋の位地に匹敵するもので、二ヶ年も要して下落した幅を僅か數ヶ月にして取戻した譯である。株價は、五月末、素晴しき急騰を示し、スチール株の如きは、一時、三二年九月來の新高値をさへ現はした。かくて、六月から七月に入つては、遂に百弗臺を突破する繁榮振りをみせた。此の間弗價は著しく下落した。即ち、對英爲替は、六月に入つて四弗臺に乗り、次いで七月

(六) 米國農村物價及び購買力指數

指數	6月	7月	8月	9月	10月	11月
農産品價格	64	76	72	70	70	71
内 棉	69	84	71	69	71	76
穀 物	63	94	81	78	61	74
果實・野菜	72	103	120	101	86	81
食用家畜	66	66	63	62	63	59
乳製品	65	71	72	76	78	78
家禽製品	55	67	63	77	94	105
農業者購入品價格	103	105	112	116	116	117
農業者購買力	62	72	64	60	60	61

(備考) Bureau of Agricultural Economics 調査。各月央指數。農産品價格は農産品賣上に對し農業者が受取つた代價で、1909年8月—1914年7月=100。農業者購入品價格は必需品購入に對し農業者が支拂つた代價で、1910—1914年=100。農業者購買力は後者の前者に對する比率。

には平價四弗八六仙に逼るに至つた。對佛爲替は益々平價を振り離して七月には到頭、五弗臺を突破して了つた。が然し、實勢を伴はぬ物價昂騰が何時までも續き得る筈はない。夫れは恰かも、吾國金再禁止直後の犬養景氣の如きもので、實勢を創造すべき通貨の膨脹が、更に進展されなかつた結果に外ならぬ。かくて、次に來つたN・R・Aの登場は景氣挫折に恰好のモメントを供するに至つた。

(C) N・R・Aの實施とインフレーション見越の挫折

實際には、投機的物價騰貴は、インフレーション實施を見越したと同時に、一方、N・R・Aの實施に依る生産側の重壓を見越した、二重の意味の思惑に基くものであつた。が、兎に角、インフレーション政策の第一目標たる農産品價格の吊上も、六月から七月にかけては、表面上は可成り順調な有様を呈した。即ち第六表の如くだ。そこで、次は一般産業に於けるN・R・Aの實施に依つて、一般購買力を増進する手段が選ばれた。然し、結局此の政策は失敗であつた。

といふのは、此の計畫遂行の結果は、生産費の膨脹を來し、爲めに産業界への信用供與が減殺され、銀行信用の流動性は阻止せられ、産業界は漸く萎靡の状況を示さんとするに立ち到つたからだ。而かも一方、政府は、N・R・Aの効果を測定する爲めと稱し、八月三日、目下進行中のN・R・Aの實施効果が判明する迄は、現在以上に、インフレーションの歩を進めぬと發表した。之はインフレーション政策實施後第四週目の事だ。聯邦準備銀行の低金利政策は制限され、又政府公債の買入額も、毎週の二千五百萬弗から一千萬弗に減少した。

インフレーション政策實施中止の理由は、準銀當局の聲明に依れば、『労働時間短縮と賃銀引上に依り、一般の購買力が増大せんとしてゐる折柄、此の傾向を助長する爲めに』弗價低落を招來することを避けんとするにあつた。が然し一方に於いて、當時、大藏省は産業復興公債と國庫證券の公募に依り、約十五億弗の手持資金を獲得し、而かも、其の吐出口たる公共事業は餘り進捗してをらず、資金の過剰を持て餘してゐたことも事實であらう。

かくて、物價は第四半期に入るや一轉して、反落の傾向に陥り、生産活動は萎縮して、一般購買力の増進も茲に停頓するに至つた。そこで再び、通貨側に於ける物價吊上策への轉換が行はれた。此度はN・R・Aが退場して、金買上政策登場の番が來たのだ。

第四節 金買上政策の實施と其效果

一、金買上政策の登場

一九三三年十月廿二日、ローズヴェルト大統領は、世人の豫期した如く、新たなる通貨政策即ち所謂金政策乃至金買上政策なるものを、ラヂオを通じて、全米に發表した。其の要旨次の如くだ。

- 一、米國政策の物價水準回復の方針即ち失業者に職を與へ、公私債務の支拂が債務發生當時の物價水準近くに於いてなされるが如き程度にまで、物價を回復する方針は依然として變らない。
- 一、先づ物價水準の回復を先にし、然る後に、弗價の安定を計らんとする方針なることを再確言する。
- 一、國內及び海外の情勢を觀るに物價水準回復の爲めには、弗貨の統制を確實にし、其の動搖を防止する必要があるに認められる。
- 一、物價吊上の一手段として、國內に政府の金市場を設置する。即ち復興金融會社に對して、國內新産金を、大統領及び大藏長官の協議の結果隨時決定さるべき價格を以て、買入るべき權限を賦與する。

一、更に弗價の動搖に依つて物價回復の妨げらるゝことを防止する爲めに、必要ある場合に於いては、弗貨の統制を確保する手段として、政府は、海外市場に於いても、金の賣買を行ふ。

一、右手段は一時的應急措置に非ずして、繼續して行はるべき政府の根本方針であり、之に依つて漸次、統制通貨(物價回復後に於いて購買力及び負債辨済能力の一定した弗)の實現を計るものである。

一、政府は、健全通貨政策の遂行は、必ずや、米國物價水準の上昇を來すべきことを信ずる。

以上の如く、大統領の演説は、多くの點に於いて、世界經濟會議に對して送られた六月五日の宣言即ちハル代表の聲明と同一であり、唯最後に金の買上政策が附加されたに過ぎない。

然らば金買上政策の理論的根據如何。目的、目的達成の手段及び効果は如何。此等を次に吟味しやう。

二、金買上政策の目的と其理論的根據

(A) 金買上政策の目的

金買上政策の目的は、國內物價の吊上、更に其の高物價を維持するに在る。即ちそれは、第一の目的に於いては、物價吊上に依る一個の景氣回復策として、所謂通貨調節政策たる特質を示現すると同時に、他面、第二の目的に於いては、高物價水準の安定を確保する新通貨制度の建設を目指すところ

の經濟組織變革策として、通貨制度政策乃至本位政策たるの特性をも、共に具有するものである。而して其の政策遂行の手段は金の買上に在る。蓋し、此の物價吊上政策が、金買上政策と一般に呼ばれる所以のものは、實に其の手段の特殊性に着目しての立言に外ならない。

従つて、其の論理的意圖は、先づ國內市場に於ける金相場の上昇に依つて國內物價を吊上げると共に、他方に於いて、外國市場に於ける金買入に依つて爲替相場の統制權を獲得し、以て爲替相場變動に基く國內物價の變動特に其の下落を防止せんとするところに存する。而して更に、其の一定目標まで引上げられた物價水準は、之を、所謂商品ドルの新通貨制度の下に、安定せしめんとするものである。では、金の買上と物價の吊上との間には、一體如何なる理論的因果關係が見出し得るのか。

(B) 金買上政策の理論的根據

金買上政策は、ローズヴェルト・ブレイン・トラストの一人、コーネル大學農業經濟學教授、デヨウチ・フレデリック・ワレン氏の立案だと謂はれる。而してまた、彼が所謂補正ドルの主唱者、アーヴン・グ・フィッツシャー教授の弟子たる事實と、竝に彼の著書に現はれた思想は補整ドルの夫である等の點から、金買上政策の理論的根據は、まさに、補整ドル乃至商品ドルの理論に置かれたものだ、と認められてをる。

補整ドルの理論は要するに、商品ドルを金に翻譯して實行せんとするものと解される。其の商品ドル案は、多くの重要商品の合成噸 (Composite Ton) 又は合成包 (Composite Package) を通貨單位とすることに依つて、通貨と商品とを結び付け、以て、物價變動現象を除去し得るといふ理想的通貨制度だ。そこで此の合成噸を、同格の金地金を以て代位せしめて、商品ドルの効果をそのまま採らんとするのが、即ち補整ドル案である。此の案に於いては、通貨單位の價值と物價とは、常に一定の比率を以て、安定の状態を保持されねばならぬが故に、物價の騰落に應じて、通貨單位の含有する金の量を増減する。換言すれば弗の含有する金の量目を、物價騰落と反比例する割合に於いて増減することに依つて、常に、弗の購買力を安定に置かんとするのだ。だから一定せられるものは、弗貨の有する購買力であつて、他の金本位制度に於けるが如くに、弗の含有する金の量ではない。これが、補整ドルの特徴であるが、同時に、論評の基礎も亦、茲に求められねばなるまい。

が、兎に角、此の補整ドル理論の、弗の含有金量の増減に依つて物價の騰落を制約し得る、といふ所から出發して、金買上政策の理論が展開されたものと見られ得る。かくて金買上政策は、金本位廢棄下に於いてといふ前提の下に、次の如く、物價吊上の論理を發展させる。先づ第一に、金の買上に依つて金の相場を引上げる。第二に、金の相場が騰貴すれば、弗の金に對する價值はそれに相應して低

落する。第三に、弗の金價值が低落すれば、弗の購買力はそれに従つて減少する。第四に弗の購買力が減少すれば、それだけ、物價の騰貴となつて反映される。第五に、そこで騰貴した物價の安定を計る爲めに補正ドル制度を樹立しやう。とかういふ譯だ。

然らば、此の如き論理は、果して、貨幣理論乃至物價理論として眞理なのか、それとも誤謬を包藏するののか。之が次の問題となるが、茲では、此の政策の發表と同時に、朝野を擧げて賛否兩論が沸騰し、時ならぬ華やかな通貨論争、金論争の幕が開かれ、遂にはウツデイン藏相、スプレーグ顧問等の政府内に於ける健全通貨論者の辭職まで惹起したことを指摘するに止めてをかう。吾々は、その理論闘争に参加するよりも、先づ、其の政策が如何に實施され、且つ如何なる現實的效果を生んだかを検討しなければならぬ。

三、金買上政策の實施狀況

一九三三年八月末以來、米國政府は、國內産金の外國への賣却を、紐育準備銀行をして取扱はしめてゐたが、十月廿四日、即ち金買上政策の聲明後二日目に、最後の金賣却値段を二九弗八〇仙と發表し、同時に、翌廿五日より、同準備銀行の金賣却取扱方を廢止し、復興金融會社をして産金の買上を取

扱はしむべき旨の新産金買上要項なるものを發表した。

十月廿五日、金の買上価格は純金一オンスに付三一弗三六仙とし、買上金に對しては復興金融會社の九十日拂社債(準銀の割引率年%)を引渡すべき旨發表された。因みに右買上値段は、倫敦に於ける世界的金市場價格よりも、二七仙方上廻つたものであつた。尙ほ右發表と共に新産金買上に關し、天然の鑛床より採掘せられたる金に關する大統領令が發布された。

更に、十月廿六日には、復興金融會社は、前記要項に従ひ、一九三四年二月一日を満期日とする短期債券を發行し、之を以て、純金一オンスに付三一弗五四仙の割合にて新産金の買上申込を受理すべき旨を發表し、同時に、右買上資金として、五千萬弗の特別短期債券の發行を政府から許容された。因みに、右買上申込手續は、復興金融會社の財務代理人たる聯邦準備銀行を通じて行はれ、且つ該債券は、準備制度加盟銀行に於いて、現金に引換へられ、又買上げられたる金は、準備銀行若しくは造幣局に於いて、復興金融會社勘定として保管さるべきものとされた。

かくて、國內産金の買上は、漸く、實施されるに至つたが、十月廿九日に至るや、ローズヴェルト大統領は、財務顧問等を招集し、協議の結果、政府は、復興金融會社の手を通じて、海外市場に於いて、金を買入るべき準備に着手すべきことに決定した旨を發表した。と同時に、政府當局は、宛かも、英米戰債交渉の爲め米國に滯留中の英國政府金融顧問サー・フレデリック・リス・ロスに對し、外國市場に於ける金の買上は、専ら國內物價

の回復を目的として行はれるものであり、従つて、外貨と弗貨との引下競争を誘致し、依つて以て國際金融市場を攪亂するが如き意圖は毛頭無き旨を申述べ、米國の政策に就いて、豫め英國の諒解を求めた。又更に同様の諒解を、佛蘭西銀行當局にも求めたと噂された。兎に角、外國市場に於いて金の買入をなすに就いては、弗價の引下政策と看らるゝ點を顧慮し、相當外國筋の諒解を求めたのは、事實であらう。

十一月一日には、復興金融會社々長ジョーンズ氏は、政府よりの授權に基き、紐育準備銀行に對し、同社債券を處分し、十一月一日以後、外國より輸入されたる金を受取るべき權限を、與へたと發表した。かくの如くして、遂に、米國政府の外國市場に於ける金買入も開始されるに至つたが、其の市場、買上日時、買上金額等に就いては、思惑防止の爲めに、當初は一切發表されなかつた。

右の如く國內及び海外に於ける金の買入は開始された。金の買上値段は連日徐々に引上げられ、三四年一月末迄に三五弗となつた。又買上額は相當額に上り、十一月十日、即ち買上開始後二週間に於いて、買上高は、二一三、〇〇〇オンス、價額約六百萬弗と報ぜられ、十二月十八日頃には、國內産金買入高千五百六十萬弗、海外市場に於ける買上高約三千五百萬弗と推算される程度で進んだ。が、遂に一九三四年一月八日には、買上總額七千五百萬弗、内、國內新産金買上高二千八十八萬七千弗と發表され又、一月十八日には、十一月初以來一月十五日迄の買上額を、一億二千萬弗、内、海外金買入高九千萬弗以上と公表された。勿論其の間買上資金も増加され、十二月十五日に二千五百萬弗の追加を

受け、更に、廿一日に至つて一億弗に増額された。以て金買上の趨勢の一端を窺ひ得るであらう。然らば、斯の如き金買上は、現實に如何なる効果を齎し得たか。

四、金買上政策の現實的效果

(A) 金相場引上の物價に對する影響

復興金融會社の金買上價格は、買上開始第一日の十月廿五日に於いて、前日の準備銀行の賣却價格二九弗八〇仙から一舉に一弗五六仙を上げて、三一弗三六仙と發表されたが、爾來、グングンと高められる一方で、二十日を経ざる十一月八日には、早くも、三三弗臺に乗せられた。十二月初には三四弗臺を突破し、遂に一九三四年一月末に至つて、三五弗に達した。而して此の價格は、金一オンスの法定價格二〇弗六六仙餘に比して、約一四弗三四仙即ち六割九分餘の騰貴に當る。其の間、價格吊上の趨勢を観るに、其の日々の價格は、常に、世界金市場を代表する倫敦金市場の相場を上廻る様に定められた。それは、勿論、理論的に言つても、弗價統制の目的の爲めには、國內の金相場を何時も世界市場の夫より高い位地に置き、世界金相場を牽制して行かねばならぬ事は當然だ。

然らば、金買上價格の吊上は何の程度に、國內的に、弗價を統制して物價を吊上げ得たか。先づ第一に、弗價統制の點から検討を始めれば、次掲第七表第四欄に依つても明らかなる如くに、金買上價格は、法定價格に對して、一九三三年十月廿五日には五一%四、十月末には五五%四、十一月末には六四%一、十二月末には六四%八、三四年一月末には六九%三の騰貴を、夫々示してゐる。従つて、之を弗價の減少に引直してみれば、同表第五欄の如くに、一九三三年十月廿五日に三四%、十月末に三五%六、十一月末に三九%一、十二月末に三九%三、三四年一月末に四〇%九と、各減價を現はしてゐることになる。従つて若し、金買上價格の吊上が弗貨の減價を招來し、其れを反映して物價が騰貴するといふ理論が成立するとすれば、右に述べた如き減價の割合を以て、物價は騰貴を示さねばならない。

即ち一九二六年當時に於いては、金價格と物價とは釣合つてゐたと假定して、金本位停止直前たる一九三三年三月に於ける金價格と物價との變化をみるに、金價格は、法定價格で縛り付けてある以上、依然として同一だが、之に反して、物價は約半分に近く低落を示してをる。従つて物價を一九二六年當時に戻す爲めには、金買上政策の理論から謂へば、金の價格を物價低落の割合に反比例する比率に於いて騰貴せしむればよい、といふ譯だ。此の理論から出發して金は法定價格の二〇弗六六仙餘から、一九三四年一月末までに三五弗、約六割九分三厘方引上げられたのだ。故に、勿論他に種々物價決定の

要因が存在するとしても、米國の現實に於いては少なくとも騰貴現象が起らねばならぬ筈なのである。そこで、第二に物價の位地を見、金買上價格引上の影響を検討する。ブラッドストリート社の米國卸賣物價指數を、東洋經濟新報社に於いて、一九一三年一月を二〇〇として、換算したものに依れば、第七表第六欄に示す如く、一九三三年三月末は六九・一、十月末は九三・五、十一月末は九三・二、十二月末は九三・四、三四年一月末は九五・三を現はしてをる。従つて十月以來の騰貴率は、同表第七欄の如くに、一九三三年三月を基準とすれば、十月は三五%、十一月は三四%、十二月は三五%、三四年一月は三八%の騰貴を夫々示す譯だ。然るに一方、金の買上價格は、此の間に於いて何の程度に上つたかとみれば、第四欄の示す如く、舊法定價格を基準にして、一九三三年十月末に五五%、十一月末に六四%、十二月末に六五、三四年一月に六九%を、夫々上げてをる。従つて假りに、金買上價格の吊上が、一ヶ月後に於いて物價に反映されるものと考へても、右二者の騰貴率を比較する限りに於いては、金價格の引上は物價吊上に對して殆ど何等の效力を示さぬ。即ち金價格の引上は、其の引上の割合に應じて、物價を吊上げなかつたのみならず、金價格引上自體が既に物價吊上に對して殆ど効果を現はさなかつたと認めねばならない。如何となれば、十日以降に於ける物價の位地は、既に金買上政策實施以前に上つてゐたものであるからだ。唯強ひていへば、其の頃に於いてひどかつた物價の落

勢を阻止する消極的な効果は多少あつたものと認め得る。而して此の事は、金買上價格の引上に依る弗貨の減價率からみても同様に言ひ得やう。唯、金價格吊上が産金業者等の購買力を増すことから、多少の物價騰貴への效力も認めることは出来やうが、大勢には大して影響もないであらう。

1933年 9月末	(1) 金相場	(2) 同騰貴指數	(七) 米國金買上價格、物價指數及び米英爲替相場			(7) 同騰貴指數	(8) 同下對一九二九年率 (%)	(9) 同吊上對一九二九年地 (%)	(10) 米英相爲相場 (弗)	(11) 同騰貴指數	(12) 同騰對差平價額 (弗)
			(3) 金騰相貴相場 (弗)	(4) 同率 (%)	(5) 金弗減價率 (%)						
9月末	29.80	—	—	—	—	—	—	—	4.665	—	→0.202
10月24日	—	—	—	—	—	—	—	—	4.770	—	→0.097
10月25日	31.36	100	10.69	51.4	34.0	—	—	—	4.733	100	→0.134
10月末	32.12	102	11.45	55.4	35.6	93.5	31.5	46.0	4.775	101	→0.092
11月末	33.93	108	13.26	64.1	39.1	93.2	31.7	46.5	5.174	109	→0.307
12月末	34.06	109	13.39	64.8	39.3	93.4	31.6	46.1	5.156	108	→0.289
1934年 1月末	35.00	111	14.33	69.3	40.9	95.3	30.2	43.2	5.035	106	→0.168

(備考) (4) = $\frac{20.67 \text{弗} (= \text{法定金價格})}{136.5 - (6)}$ 。 (5) = $\frac{(3)}{(1)}$ 。 (8) = $\frac{136.5 - (6)}{136.5 (= 1926 \text{年平均指數})}$ 。
 (9) = $\frac{136.5 - (6)}{(6)}$ 。 (2) 及び (11) は 10月25日 = 100 とした指數。 (7) は 1933年3月末 = 100 とした指數。
 (6) は 1913年1月 = 100、Bradstreet 米國卸賣物價指數を東洋經濟新報社に於いて換算。

(B) 金相場引上の爲替相場に對する影響

それでは、金買上價格引上は、弗貨の對外價值の引下、換言すれば紐育の對外爲替相場の引上には成功したのか。次に、金買上價格の變化と米英爲替の夫とを對照してみやう。が、茲に、米英爲替を選んだ理由を附加しておく。本來ならば、對金本位國爲替相場との比較の方がより正確である意味に於いて、米佛爲替が選ばれるべき筈だが、フラン貨は短期資金の浮動其他の材料で其の素地は頗る軟弱を極め、米國の金買上政策の爲めに辛うじて其の位地を保ち得た狀況にあつたが故に、より確りした爲替相場との比較の方が未だしも正確である意味に於いて、米英爲替との比較がなされる次第である。

前述した所に依り明かなる如く、金買上價格は、十月廿五日以來十一月十二日まで引上の一途を辿つた。一方、米英爲替も亦之を反映して、十月廿五日、金買上開始第一日に、一七仙方の急騰を示した外、時々の暴騰を交へつゝ、殆ど連日、騰勢を逐ふたかの如くだ。尤も時には、反落を示したが、之は恐らく、弗の急騰氣配を制約する爲めに、磅側に於ける爲替平衡資金が、弗買ひか又は磅賣りで、立向つたものと思はれる。が然し、かゝる場合には、更に幅を大きくして金買上價格が引上げられるので、結局其の反騰はより大幅なものとならざるを得なかつた。かくて十一月六日には四弗九八仙を實現して、遂に平價四弗八六仙を上廻つて了つた。然かも、十一月中旬からの、金買上價格の屢次の置据

にも拘はらず、爲替相場はグン／＼伸して、五弗臺に乗つたまま、推移を續けた。

以上の比較の限りに於いては、金買上政策は、爲替相場の吊上には、成功したかに見える。其の率を月別に見ると、第七表の第二欄と第十一欄の如くなる。つまり大體に於いて、金相場の騰貴率と米英爲替の騰貴率とは、相併行してをる様だ。尤も一月は相當の開きを現はしてをるが、之は弗價改訂の氣配を移して、弗貨が安定化を示すと同時に、英國爲替平衡資金が多分に動いたのもあらう。殊に此の點は、米國金本位停止前たる三月一日と弗價改訂第一日たる二月一日とを比較すれば、尙ほ明瞭に判る。即ち第八表の示す如くだが、米佛爲替は大體に於いて金相場の騰貴に引づられてゐるが、米英爲替は左程にひどくは左右されて居らない様だ。

(八) 米國金相場と爲替相場

紐育	米	佛	米	英
金相場	爲	替	爲	替
金本位停止前	二〇・七	三・九八	三・四〇九	
一九三四年二月初	三五・〇〇	六・三九五	四・九六五	
騰貴率(%)	六九・四	三二・〇	四六・二	
弗下落率(%)	四〇・九	三三・二	三三・六	

が然し、爲替相場の騰貴に就いては、次款(C)にも述べるが如くに、金相場の引上が直接反映した外に、弗價不安に基いて増加した、國內資金の莫大なる海外流出が其の騰勢を一層煽つたことは勿論であらう。

(C) 金買上政策の失敗から弗價改訂への轉換

以上の如く、金買上政策は結局に於いて、國內物價の吊上には成功せず、徒らに弗價に對する不安を

醸成したに過ぎぬの觀を呈した。國內に於いては、公債相場が暴落し、又從來よりの莫大な資金の海外逃避傾向を更に一層強めた。海外に於いては、弗安に對抗する爲めに、關稅障壁の引上、爲替平衡資金の増大等諸種の對米爲替戰の準備がなされるに至つた。故に弗安に基く輸出増加も左程起らなかつた。政府は、之が對策として、一時調子を下ろしてゐたオープン・マーケット・バイイング・オペレーションを再び活潑にし、公債相場下落の防止を試みた。以て財政政策の危機を切抜けねばならぬのと、幾分でもインフレーションを促進せんとする目的の爲めだが、國內情勢は、既に、そんな程度の對策では満足しなかつた。健全通貨論者は弗の不安を指摘して永久的金本位に復歸せよと叫び、インフレーションニストは物價の下落を取り上げて即時グリーンバックでも銀紙幣でも増發せよと喚き、共に政府への攻撃を開始した。弗價の安定と物價の吊上と、此の、現實には相矛盾する、二つの要望を、如何かして満足せしめねば、政府の信用は地に墜ちなければならない。搗て、加へて一月初旬議會は開かれる。事態茲に至つては、金買上政策發表に際して、當分は平價切下の舉に出でずと言明したローズヴェルト大統領も、政治的意味に於いて、將又財政經濟的意味に於いて、遂に兜を剝いで、弗價改訂へ手を染めねばならなくなつた。それは實に、金融資本を代表する健全通貨論者と農村大衆を代表するインフレーションニストへの妥協策に外ならないからだ。

第五節 平價切下への前進

一、弗價改訂の準備と其實施

(A) 弗價改訂教書の發表から弗價改訂法の成立まで

一九三四年一月三日、第七十三議會第二會期開院式に於いて、ローズヴェルト大統領は、一般教書を朗讀し、其の中で、通貨政策問題に觸れ、通貨安定は未だ尙ほ其の時機に非ずと述べた。が然し一週間の中に四圍の情勢は急激に進展した。一月十一日から、彼は、大藏次官其他財務顧問等と共に、或は上下兩院の銀行委員會と協議の結果、果然、弗價改訂の實施を聲明するに至つた。

(イ) 弗價改訂教書の發表

ローズヴェルト氏は、一月十五日、米國議會に對し、弗貨の金價改訂に關する特別教書を發し、主として左の三點に關する新立法を議會に勸告した。

一、弗貨の金價値を、現行法定價値の六割乃至五割の限度内に於て改價すること(revaluation)、即ち弗貨の平價を、四割乃至五割の範圍内に於いて、切下げること(devaluation)。

- 一、國內に於ける貨幣用金を一切政府の保有に移すこと。
- 三、右手段に依つて生ずる利益金を以て、二十億弗の爲替安定基金を設定すること。

同時に、現在直ちに弗價を嚴密に一定する事及び四割以下の切下は公共の利益に反すると附言した。次いで大藏長官は三個の行政命令を發布した。即ち第一に、米國貨幣の輸出を含む外國爲替取引は大藏省の特許ある場合の外、特許銀行は從來の如く勿論、個人をも、それに従事することを禁じた。第二に、通常の商業業務の必要、旅行及び其他の個人的費用に對する單純なる信用移轉の場合を除き、外國爲替取引に従事する者に對する許可制を公表した。第三に造幣局竝に分析所に對し、從來の金死藏禁止命令に違反せずして金を所有せる者より、大藏省に對する販賣委託の爲めに、金を受領する權限を與へた。要するに、金の海外逃避を防止する目的を有する處置であつた。

次いで、死藏金の還付強化の爲めに新金死藏禁止令が發布され、一月十七日までに死藏金貨又は金證券を政府に還付せざる者は、其の死藏金を沒收さるゝものとされた。また銀の輸出が禁止された。更に一方、大統領は、政府の新産金買上機關を復興金融會社から、紐育準備銀行に変更した。

(ロ)弗價改訂法の成立

ローズヴェルト大統領の弗價改訂教書に基き立案された弗價改訂法案は、一月十五日、上院通貨銀

行委員會委員長フレッツチャー氏に依つて發表されたが、十八日、下院に提出され、鑄貨委員會の修正の上、本會議に上程され、二十日に可決、上院に廻付された。一方上院に於いては、十七日以来、通貨銀行委員會に於いて該法案を審議中であつたが、其の修正を経て、二十七日上院本會議を通過した。かくて、更に上院の修正承認の爲め、下院に廻付され、二十九日、下院の可決を得た。依つてローズヴェルト大統領は、彼の記念すべき誕生日、一月三十日に右法案に署名し、茲に弗價改訂法は漸く成立をみるに至つた。本法は即日公布、實施されたが、其の内容を概括するに次の如くである。

◇米國弗價改訂法の内容(括弧内は修正條項)

- 一、聯邦準備組織の保有金の所有權は一切政府に移り聯邦準備組織は同額のドル・クレディットを賦與する。
- 一、大藏長官に對し、金の保有、獲得、運搬、イアーマーク又は使用の條件を規定する權限を賦與する。
- 一、非合法金は、政府の沒收に屬し、其の所有者は保有額の倍額に達する罰金を徴收さる。
- 一、一切の金は流通より引上げられ、金の鑄造は中止さる。
- 一、如何なる通貨も金に兌換せず。但し聯邦準備銀行所有の金券は、大藏長官が一切の種類通貨の均等なる購買力を維持するに必要と看做す額迄、金兌換を許す。
- 一、大藏長官は大統領の承認を得て、國の内外に於いて、その額の如何を問はず、金を買上げることを得。
- 一、大藏長官は一ヶ年を超えざる期間内に於いて、豫め公債の利子を支拂ふことを得。且つ國の内外に於いて金を賣る權限を賦與さる。
- 一、大藏長官は爲替の安定を圖る爲め、内外爲替手形、小切手、有價證券其他債務證書の賣買乃至割引を爲すこ

とを得。『但し弗貨の外國爲替價值の安定を圖るに必要な品目に限る。』(下院の修正條項)

一、大藏長官をして政府の直接債務買上其他弗貨の爲替價值安定を圖らしむる爲め廿億弗の基金を設定す。

一、『大藏長官は爲替安定基金の運用實狀を大統領に報告す。』(下院の修正條項)

一、大藏長官は汎ゆる種類の政府證券を、一切の政府證券を以て、買上げることを得。且つ公募に依らず、個人的に(プライベートリー)證券を賣出し或は發行することを得。

一、大統領は五割を限度として、弗貨の金純分を變更することを得。但し如何なる場合に於いても、現行純分の六割以上に定むることを得ず。『大統領はその裁量に依り、倫敦銀協定に基き、國內生産者より銀を買上げ、其の代償として銀券を發行することを得。』(上院の修正條項)

一、『爲替安定基金の運用竝に弗價切下に關する大統領の權限は、其の有効期間を二ケ年とす。但し大統領が二ケ年以内に右權限を終結せしめ得ざる場合には、その裁量に基き、右期限を更に一ケ年延長することを得。』(上院の修正條項)

一方、金買上價格も十五日以來三四弗四五仙に据置かれた。即ち弗價六割の改訂に相當する割合だ。

(B) 弗價改訂の實施

一月三十一日、ローズヴェルト大統領は、前日成立した弗價改訂法に基き、弗價改訂實施に關する大統領令を發布、即日實施した。之に依り弗の新平價の全重量は、舊金貨の純分千分ノ九百、二五・八グレインから、純分千分ノ九百、一五グレイン二十一分ノ五に改訂された。而して其の含有純金量は一三・七一四グレイン強となつた。従つて切下率は四〇%九四に當り、新平價は舊平價の五九仙〇六に該當

する譯である。而して此の割合は、同日、大藏長官に依つて、二月一日以後當分は据置きと發表された金買上價格の三五弗に、其の基礎を置いたものであると、大統領は説明を與へてをる。

又聯邦準備組織の保有金收用令が發布され、其等金が政府に收用されると共に、之に對して、政府が必要と認める以外にも拂渡しをせぬ金塊の預託證書たる金證券を發行することとなつた。

而して政府は此の收用金の再評價に依つて約二十九億弗の利益金を儲けたと稱せられる。此の利益金の中から二十億弗の爲替安定基金が設定せられた。

尙ほ又、大藏當局は、政府の行ふ金の賣買に關して、『米國政府が輸出の爲めに金を賣却するのは、弗爲替の變動如何に依ること、即ち若し、弗爲替相場が、對外支拂をなす上に於いて、外國爲替を買入れるよりは、金の現送を行つた方が安い點にまで達した場合は、金の賣却を行ふ。従つて其の反對の場合には、金の買入を行ふものである。』と公表した。即ち國際貸借尻の決濟其他大藏省が認めた特定の場合に於いては、特定人に對して、金の兌換及び輸出が許可されるわけである。

扨然らば、大統領は、何故に、既に通貨増發法に依つて五割を限度とする弗價改訂の權能を保有するにも拘らず、以上の如き煩雜なる手續を採つたのか。又此の弗價改訂は、現實に、如何なる意味を有ち、其の目的は奈邊にあつたか。

二、弗價改訂の意味と其目標

(A) 弗價改訂の二面的意味

金買上政策の失敗を揚棄する意味に於いて採用された弗價改訂の政策は、其の採られた根據から言つても必然的に、二面の機能を有たねばならぬ。即ち一面に於いて、物價吊上に効果を與へねばならぬと同時に、他面に於いては、通貨價值に對する不安を解消せしめ、それを安定せしむる要素をも含まなければならぬ。次に此の二つの機能の存在を、弗價改訂が有する通貨政策としての二面的意味を檢討することに依つて、窺ひ知らう。

弗價改訂は、其の通貨政策としての意味を、二つの角度から觀察し得られる。第一は通貨調節政策としての意味であり、第二は通貨制度政策乃至本位政策としての夫である。従つて第一の觀點からは弗價改訂がインフレーション政策として如何なる意味を現はしたか、を檢討せねばならぬ。之に對し第二の視野に於いては、弗價改訂の結果、本位制度は如何に變革を享けたか、其の型態如何の問題が論點となり得るであらう。かくて前者に於いては、弗價改訂の物價吊上策としての意味が、又後者に於いては、弗價安定策としての夫が、鮮明にせられねばならぬ。

(イ) インフレーション政策としての弗價改訂

弗價改訂が、通貨調節政策として持つ意味に就いては、更に二つに區別する必要がある。一つは、弗價改訂それ自體が如何なるインフレーション的效果を有するかであり、も一つは、弗價改訂が結果した新本位制度下に於ける通貨調節政策の意味である。が、後者は新本位制度に隨伴すべき政策の故を以て、次項(ロ)に譲り、茲には前者の意味のみを取り上げることとする。

インフレーション政策としての弗價改訂の意味は唯だ一事に盡きる。改訂の手續に依つて政府が、國內の金を全部收用し、それを切下の割合を以て再評價することに依り、約二十九億弗の利益金を獲得した點之である。之が直接には如何なる目的の爲めに實行せられたにもせよ、政府は、此の利益金をインフレーションの基礎として使用することは勿論だ。此の事は殊に、次款(B)に於いて、弗價改訂が實施された目的を識ることに依つて、更に一層瞭りとしやう。

が又、改訂の基礎を金買上價格三五弗に置いた點も一個の意味を有し得る。即ち、此の程度に基準を定めることに依つて、弗價の下落限度を示し得た外に、物價を一九二六年當時までは吊上げる大統領の決意を明確に表示したのである。といふのは、三五弗は舊法定金價格の六割九分三厘餘の騰貴に該當するが、此の騰貴率は一九二六年當時への物價水準回復率と大體に一致するからだ。

尙ほ、之は通貨政策に於ける意味とは少しく異なるが、切下率を四割乃至五割と定め、而かも四割程度に暫定的に決定した點は、更に別に重要な意義がある。如何となれば、何れ近き將來に於いて、必ず問題となり得べき、英米等との爲替協定交渉に於いて、右の暫定的割合が最後の切札的役割を勤め、現在程度の位地に於いて協定を成立せしめる威嚇的武器となり得るからである。

(ロ) 一九三四年型金地金本位制度の創設

弗價改訂は、他面に於いて、從來の本位制度に對する變革を齎した。然しそれは、單純なる金本位制度への復歸ではなかつた。

弗價改訂の結果創設された米國の本位制度は、モルゲンソー大藏長官の語を藉りて謂へば、一九三四年型金地金本位(a 1934 model gold bullion standard)の夫である。先づ米國に於ける這般の弗價改訂は、從來の平價切下史上に於いて平價切下の隨伴現象として殆ど例外なく採用された、自由なる金輸出解禁乃至金兌換回復を伴はぬ點に、夫は頗る異色あるものと認めねばならぬ。従つて、其の招來した本位制度は、嚴格なる意味に於いて、金本位制度即ち所謂自由なる金本位制度に非ざることは勿論だ。が然し一方、紙幣に對して兌換せらるべき金貨の準備こそなければ、其の背後には、依然として金地金準備が存在し、以て紙幣と金とを結び付けてをる點に於いて、及び、前述せる如く特定の場合

に於いては金の現送即ち兌換竝に輸出を許可する點に於いて、それは矢張り、一種の金本位と云へば言ひ得るのである。従つて此等の特質に着眼して、新制度の型態を制限的金本位制復歸とか、或は一九三四年型金地金本位制度とか呼ぶのは、強ち附會に過ぎた表現とは謂ひ得ぬであらう。

次に、此の新しき金本位制度は、更に重要な特質を具へてをる。即ち、弗貨の金重量を、永久に且つ最終的に一定したものでない點だ。換言すれば弗貨の金重量は、現在、舊法定量の五九%〇六に改訂せられたが、尙ほ未だ、將來必要があれば、何時でも、舊法定量の五〇%までの間に於いて、自由に変革をなし得ること、即ち暫定的弗價決定なる點之である。此の仕組こそは正しく、統制通貨の思想を具現するものであり、ローズヴェルト大統領の理想とする商品ドルへ一步前進したることを物語るものと認めねばなるまい。(第四節二(B)参照)

然らば、斯の如き本位制度の創設は、貨幣經濟上如何なる機能的効果を持ち得るか。いふまでもなく、それは、假令一定不動に非ずして、一定の範圍内に於ける彈力的なものである事が初めから豫定されては居るが、先づ暫定的に新平價の點に於いて對外的價值を安定せしめる。而して其の手段としては、二十億弗爲替安定基金と金現送許可制の二個の武器が具へられて居る譯だ。かくて、弗安定見越の爲めに海外より弗の歸還があらうとも、一應、弗の對外價值安定の根據を與へられたと看るべきで

あらう。従つて此の結果、弗貨に對する信頼が回復せられたことは申すまでもない。

(B) 弗價改訂の目的

先づ、通貨増發法に基き、既に五割まで弗價切下権限を有する大統領が、何故に教書發表から改訂法成立までの煩雜なる手續を踐んだかの點だが、之は恐らく、目前急を要するところの、切下に因る再評價利益金の計上並に爲替安定基金の設定には、議會の協賛を必要としたからに外なるまい。

では、次に、何が故に、屢次の大統領の否定的聲明にも拘はらず、斯くも急速に弗價改訂は實施されたか。此の點は、改訂實施の動機乃至目的を鮮明にすることに依つて、自ら氷解するであらう。

ローズヴェルト大統領の弗價改訂斷行の動機乃至目的は前節末に於いて述べた如く、金買上政策の行詰りを打開する爲めに採られた點から推しても、之を察知し得る様に、

第一、それは、相對立する健全通貨論者とインフレーションニストとの、何れにも對する妥協策の表現である。即ち弗價改訂が通貨價值の安定を招來し得る効果を有つ點に於いて、前者の要望を充し、改訂に伴ふ利益金がインフレーションの合理的な基礎たり得る點に於いて、後者の要求を、一應、抑制し得るわけだ。而かも、此の意味は、右の如き經濟的意味を有するに止まらず、實に之に依つて議會に於ける金融資本及び農村地方兩部門の代表者達を抑へることが出来る、といふ政治的意味をも、

充分に含んでゐると謂はねばならない。

第二には、而かも之が最も根本的な意味でもあるが、夫は財政難の切抜策として實施された。即ち一月四日、議會で發表したローズヴェルト大統領の豫算教書に依れば、一九三三—三四年及び三四—三五年の兩年度間に於いて、歳入補填、借替等の爲め、約百億弗の公債發行が必要なのである。そこで先づ何よりも公債發行を容易ならしむる方策が緊要だつた。弗價改訂を行へば、弗價は安定し、従つて金融資本を満足せしめることに依つて、公債に對する信頼を確保することが出来る。更にそれより重要な意味としては、切下に因つて生ずる莫大な再評價利益金を以て、財政上の赤字を埋めることが出来るのだ。即ち一月卅一日末現在國庫現計は十九億二千三百萬弗の赤字を示してゐるが、之を再評價利益金二十九億弗餘を以て埋めるとせば、右の老なる赤字は一夜にして埋め盡され、而かも約十億弗の黒字を残す勘定である。尤も政府當局は、斯の如き再評價利益金の使ひ方をせぬと言明してはをるが、何れにしても、より一層強度なる公債インフレーションを實施し得る基礎が獲得出來たことは事實であらう。又他面に於いて、此の利益金を以て、弗價安定手段として直ちに必要なる二十億弗爲替安定基金の設定も容易に賄へるのである。之が弗價改訂實施の第二の目的或は動機だ。

然らば如上の意味乃至目的を以て實施された弗價改訂は、果して所期の効果を招來したであらうか。

三、弗價改訂の現實的效果

弗價改訂の效果は抽象的には、一方に弗價の安定を獲ち得たと共に、他方インフレーションへの見越を強化したことにある。之は弗價改訂が、既に述べた如き意味を有する限り當然の歸結だ。然らば其の效果は、現實には、如何に表現されたか。物價、株價及び爲替相場に就いて、其の具體的なる程度をみやう。

弗價改訂の物價、株價及び爲替相場に對する影響を、二期に區別して検討する。第一期は弗價改訂敎書が發表された一月十五日を中心とし、第二期は弗價改訂の實施された一月卅一日を中心とするものだ。先づ第九表を参照せられ度い。

第一期に於いては、十五日を境にして、爲替相場は米英、米佛ともに、大體、急騰を現はしてをる。蓋し、弗價改訂に基く弗價の安定を見越して、弗が買はれた事を示して居る。が、其の後の氣配は漸徐として軟調を帯びて進んだ。他方、物價は俄然騰貴した。株價に至つては、其の騰勢は更に著しう。つまり、インフレーションに對する見越を強く現はしてゐるものといつてもよからう。

次に第二期の氣配をみると、卅一日を中心とすれば、米英爲替は一時反騰に轉じたが、直ぐ戻した。

(九) 米國爲替相場、物價及び株價指數表

日	米英爲替	米佛爲替	物價指數	工業株價
一月十三日	五・八〇	六・一四五	一二九・七	九八・六
十四日	五・一五	六・三九五	一三三・七	一〇三・一九
十五日	五・〇七五	六・二八〇	一三三・〇	一〇三・四〇
十六日	五・〇四二	六・三三二	一三三・七	一〇三・五〇
十七日	四・九五七	六・二四五	一三三・一	一〇三・三〇
十八日	五・〇二五	六・二七五	一三三・九	一〇五・六〇
十九日	五・〇〇〇	六・二四〇	一三三・九	一〇五・五
廿日	五・〇〇〇	六・二九五	一三六・〇	一〇八・九
廿一日	五・〇三五	六・三六〇	一三五・六	一〇七・三
二月一日	四・九五	六・三九五	一三五・四	一〇八・五

〔備考〕 物價指數はムーディー社米國日々物價指數、一九三一年十二月卅一日

而もその落勢は騰勢以上のものを現はしてゐる。然るに、米佛爲替に於いては、反騰と共に其の勢を弛めない。此の反騰の傾向は、恐らく、三月の恐慌以來海外に逃避してゐた十億乃至二十億弗と稱せられる資金が、弗價の安定をみて、非常な勢で歸還しつゝあることを示すものであらう。唯だ米英爲替の場合に於いては、米佛爲替の場合に於けるが如く、金本位の下に於いて自由に任せてあるものとは異なり、爲替平衡資金の活動に依つて防戦が行はれた爲めに、直ちに平靜に向ひ得たものと見るべきではあるまいか。一方、物價と株價とは益々高くなつた。

之を要するに、弗價改訂は、國內的にはインフレーション見越景氣を招來し、對外的には、爲替の安定を一應實現したものと、如くである。

結 語

——米國通貨政策の歸趨とインフレーションの前途——

弗價改訂に因る新金本位制——一九三四年型金地金制度の創設に依つて、從來の不安動搖せる通貨政策は茲に一應の落着きをみせ、更に理想的なる商品ドルの實現に其の一步が進められた。爲めに、弗貨の信頼は回復し、資金の流通も大いに其の圓滑性を恢復した。また政府の財政基礎も確立したから、財政インフレーションが合理的基礎に於いて強化せられたことは申すまでもない。かく見來たるときは、米國インフレーションの前途は頗る明るいものと謂はねばならぬ。

唯然し、弗價安定に基く資金の國際的移動は、看過を許さぬ一個の問題として尙ほ残るであらう。米國が二十億弗爲替安定基金の活用、準銀の利下を中心とする低金利障壁等々を以て、資金流入を防衛せんとしても、他に安住の地なき限り、其の大勢を阻止するに由もない。かくては佛蘭西を中心とする金本位諸國の没落を醸成することは避け得られぬが如くだ。さればこそ、米英佛間に何等か、爲替協定が成立せねばならぬ秋が來たと言ひ得やう。而して其の成否こそは、今後の世界經濟の動向を握る最も重要な鍵であらねばならない。

第四部 各經濟部面の分析と見透

第一節 第四四半期の日本經濟一般

一、わが紙幣物價と弗物價

わが國の景氣は、軍事支出を中心とする財政インフレーションと、爲替の下落に依る輸出の殷盛と云ふ二つの大きな基本的事實に依つて、動いて居るものである。尤も、海外の經濟的變化や、金融指導者の政策（それは通貨膨脹の抑制政策である）は、わが景氣に變動を與へつゝあるが、それは、基本的事實に改變を加ふる程のものではなく、若し夫等が無かつたならば奔放であるだらう所の景氣の動きに、若干の修正を添へるに過ぎぬ底のものだ。

いま、昭和八年第四々半期の日本の景氣一般を觀するに、前叙の基本的事實の進行に變りはない。その各部分に就ては第三節以下の項に於て述べる所である。

併し、細かく見れば幾分の起伏を認め得る。例へば、わが國の物價は昭和八年々初以來下落氣味でこれが四月迄續いた。然るに五月以來騰貴に變じて九月に至つて一六一・八(第一表参照)を示した。

(一) 東京卸賣物價指數 (東洋經濟新報社調)

(大正三年二月二〇)

月 末	總平均	穀物	其他		織物及 同原料	金屬	燃料	雜品			
			食料品	織物及 同原料				建築 材料	工業 用品	肥料	印刷 用品
七年十二月	一六〇・七	一五〇・七	一五九・八	一七三・二	二四・八	一六九・三	二〇八・〇	二五五・一	二一〇・〇	一四九・二	一九六・二
八年一月	一五八・四	一四六・一	一六二・三	一五九・八	二四・一	一八三・六	二五・四	二五二・四	一〇七・一	一五九・一	二〇〇・八
二月	一五五・五	一四二・六	一五七・七	一四七・七	一三〇・七	一八三・四	二四・一	二四八・三	一〇三・三	一六〇・二	一九八・八
三月	一五三・二	一三〇・〇	一五七・七	一四九・九	二九・九	一八二・九	二五・五	二三四・九	九七・二	一六〇・二	一九四・七
四月	一五〇・八	一四〇・五	一五四・七	一四三・〇	二六・四	一八一・一	二〇五・九	二四六・三	九八・八	一六〇・二	一九四・六
五月	一五四・五	一四〇・〇	一五七・七	一五〇・五	二七・八	一八一・三	一九九・六	二五四・六	九五・四	一六〇・二	一九四・四
六月	一五八・八	一三八・一	一六〇・一	一六二・一	三三・一	一八〇・三	二〇一・五	二六八・二	一〇一・九	一六〇・二	一九九・四
七月	一五九・六	一四〇・五	一六〇・八	一六〇・二	三三・三	一七九・九	一九六・四	二九七・九	九六・一	一六〇・二	二〇五・一
八月	一五八・一	一三三・五	一五九・九	一六四・二	三三・〇	一八二・六	一九九・三	二八三・四	九一・一	一六〇・二	二〇一・九
九月	一六二・八	一三八・六	一六三・〇	一七〇・〇	三三・六	一七五・八	二〇五・五	二八七・六	九四・九	一六〇・二	二〇四・〇
十月	一六二・二	一三八・一	一六四・三	一六五・七	三三・四	一七三・二	二〇四・三	二九一・八	九五・五	一六二・三	二〇四・三
十一月	一五九・九	一三九・〇	一六五・六	一五九・九	二八・五	一七四・三	二〇〇・一	二八八・八	九七・六	一六二・三	二〇三・七
十二月	一五五・九	一三八・九	一六七・一	一五〇・二	二五・一	一七四・三	一九七・三	二七六・四	九六・三	一六二・三	一九八・二
九年一月	一五七・五	一四二・一	一六四・二	一五二・二	二六・六	一七三・六	一九五・七	二五二・二	九五・九	一六二・三	二〇一・六

ところが十月から十二月までは、弱い程度の下落を現し、期待された程の所謂秋景氣なるものを生じなかつた。

この物價下落の内容が何であるかを見るに、『織物及同原料』、『金屬』、『工業用品』、『雜品』等に於て稍々他に比して強い反落があつた爲である。

だが、まづ昭和八年を通じて、最も高い物價指數が一六一・八(九月)、最も低いのが一五一・八(四月)で其差は一〇點である。激しい騰貴も無ければ、狼狽する程の下落もない。まづ稍物價は安定して居つたと云つて差支へない。

更に、わが國の右の紙幣物價を英國、米國の物價に比較して何うかと云へば、昭和八年を平均し

(二) 日・米・英弗物價指數比較

(大正二年一月二〇)

	④日本	⑤米國	英國	⑥弗
昭和五年平均	一三九・八	二二・七	二四・七	二五・一
同 六年平均	一二七・三	九・〇	九・七	二六・九
同 七年平均	七三・七	七四・二	六六・六	九三・三
同 八年平均	八一・三	八四・九	八〇・九	九五・七
同 八年末	九三・八	九三・四	九二・二	一〇三・五
同 九年一月	九三・六	一〇〇・六	九三・三	

て、或は昭和八年末をとつて、弗物價の基礎に於て比較すると、第二表の通り、八年中の平均は日本は米國より低く英國より稍高い。尙八年末は米國より高く、英國より低いと云ふ事になる。が何れにせよ、大した開きでなく、之等三國の物價は大體近似したと大觀してよい。昭和五年、同六年の日本の物價が驚く可く高かつたに想到せよ。斯の如

き日本の國際物價では、到底其頃に於ける貿易の殷盛など思ひもよらなかつた理由と、現今の貿易繁榮の譯が明瞭である。

二、對米爲替の騰貴

對米爲替は第四々半期に入つて、著しい騰貴を呈した。十月の平均二十七弗臺から十二月には平均三〇弗七五五に飛んだのである。上掲第三表の如くこの八年十二月平均對米爲替相場は之を前

(三) 本邦對外爲替相場
東京市場對米爲替

月平均	昭和6年 弗	昭和7年 弗	昭和8年 弗
1月	49.429	36.005	20.734
2月	49.375	34.271	20.769
3月	49.310	32.204	21.134
4月	49.375	32.905	21.852
5月	49.375	31.990	23.994
6月	49.375	30.469	25.668
7月	49.375	27.433	28.567
8月	49.375	24.037	26.880
9月	49.375	23.555	26.343
10月	49.294	23.088	27.710
11月	49.293	20.591	30.115
12月	44.393	20.297	30.755

年の十二月平均と比較して見ると約五〇%の騰貴に當る。即ち二十弗臺から一ケ年の間に三十弗臺に恢復したものであつて、尠からぬ動きと云ふ可く對米債務者は餘程の負擔軽減を見た譯である。蓋し、米國の弗が低落したものであつて、圓自體に騰貴すべき原因が備つて居たからではない。殊に、金の高價買上政策は弗の低落を促して、對米爲替を頗る強めた。併し吾々は對米爲替の騰貴は、米國物價の騰貴を伴ふであらうか

ら、わが國としては惡影響は大體無いと屢々述べた。事實、ブラッドストリート誌の物價指數は一九三二年十二月の六弗七九〇六から三三年十二月には八弗八三二九へ、三〇%強を騰げた。けれ共、對米爲替の騰貴には遙かに及ばなかつた。米國が金の高價買上政策に熱中し、弗の對外價値は、比較的早く且つ殆んど金の價格騰貴に近い割合で、低落はしたけれ共、弗の對内價値は上らなかつたからである。そこで、對米爲替相場の騰貴は、殊に第四々半

期の日本の物價を、幾分弱める作用を働いたと云つてよい。前述のわが物價指數内容に於て、纖維品や金屬が下落して居る點は以上の關係が多いと云つてよい。

三、産業活況の表はれ

東洋經濟調の事業活動指數に依ると八年第四々半期の動きは、九月九八・六、十月九八・三、十一月九八・五、十二月九八・八となつて大體順調である。而して、昨年の年平均の活動指數は九六・九を示し、昭和五年以來

(四) 本邦事業活動指數 (東洋經濟調)
(ノーマル=100)

月次	昭和3年	昭和4年	昭和5年	昭和6年	昭和7年	昭和8年
1月	105.7	106.9	104.7	86.7	90.0	94.3
2月	106.4	108.3	102.7	86.3	90.8	95.7
3月	105.4	107.9	100.7	85.6	90.6	95.2
4月	105.2	107.4	98.7	85.1	91.1	95.1
5月	104.6	107.7	97.1	85.9	90.8	96.3
6月	105.0	106.8	96.1	86.5	90.9	96.3
7月	105.5	107.1	93.1	88.1	89.5	97.3
8月	106.5	107.2	90.6	88.9	89.7	98.9
9月	107.5	107.8	89.7	89.7	89.8	98.6
10月	108.2	107.3	89.6	89.0	91.0	98.3
11月	106.3	107.6	88.2	88.5	92.3	98.5
12月	106.4	106.5	87.2	88.9	93.9	98.8
平均	106.1	107.4	94.1	87.4	90.1	96.9

(五) 動力指數(昭和3年) (下掲は石炭石油電力の各消費量指
数を加重平均せるものであつてウ
エイトは石炭2,石油1,電力1の割合)

月次	昭和1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年
1月	80.6	88.7	95.6	107.6	107.8	104.0	117.0	125.1
2月	80.7	89.7	100.3	108.8	109.9	106.8	120.3	128.8
3月	81.9	90.0	95.6	106.3	103.7	103.8	120.1	129.4
4月	83.6	89.8	95.9	106.8	109.0	103.4	122.4	128.2
5月	82.7	90.3	98.7	108.3	107.6	107.3	123.2	131.0
6月	83.1	93.9	99.9	106.0	106.6	108.7	127.9	138.5
7月	85.8	94.5	100.1	107.0	104.8	109.6	123.2	140.7
8月	85.5	93.5	102.4	109.8	104.3	110.0	123.2	142.3
9月	84.8	96.2	102.7	109.8	106.2	111.7	120.0	136.6
10月	84.1	94.7	103.9	111.5	108.0	109.8	125.9	137.3
11月	90.2	95.7	100.9	111.0	99.9	112.9	127.9	141.3
12月	89.4	95.5	104.3	109.3	100.6	118.0	131.2	141.6
年平均	84.4	92.7	100.0	108.5	105.7	108.8	123.5	135.1

の活況だ。これは頼もしき經濟活動を表示する指標と云つてよい。

欲に、最近東洋經濟新報社が作製した動力指數を掲げて、産業活動の根底からわが國の經濟界を窺はう。

第五表は夫れであつて、(作製の方法は、東洋經濟新報九年二月十七日號参照) 季節的變化を除いた指數の年平均は昭和八年が一三五・一で、七年は一三三・五、六年は一〇八・八を示して居る。動力と云ふのは、石油、石炭、電力等が、事業活動には大なり小なり、この内何れかの動力を使用せぬものは無いから、興味ある指標と云はねばならぬ。昨年(昭和四年)の第四半期に於ては、表示の通り、十月一三七・三、十一月一四一・三、十二月一四一・六を現し、まづ大體可

良である。電力事業などは、水力電氣ならば開發に三年は見ねばならぬから、今年位から開發に着手せねば二三年後には或は大正十年十一年の如く電力にプレミアムが附く様な始末になりはせぬかとさへ懸念されるに至つた。電力過剰と云ふのがつい最近までのお定まりの繰り言だつたが、いま、斯様な變化を見て、その激しい變り方に驚く次第である。それは、第五表の綜合指數でも判るが、別に電力だ

(六) 電力消費高指數(昭和三年月平均=100)

三年平均	四年平均	五年平均	六年平均	七年平均	八年平均
100.0	108.7	111.0	113.5	114.7	115.8

素晴らしい消費増加が表はれて居る。

急に電氣事業當局が、今まで仕舞ひ込んで居た發電所建設の調査書類を、探し出して、狼狽し初めたのは無理もない。

四、貿易は良好である

センセーショナルな言葉を用ひて動搖し易い無邪氣な人の頭を刺戟する惡趣味が流行する。色んな『危機』説が夫れだが、『貿易危機』などもそれに屬する。貿易悲觀論が一部で唱へられた様だが、事實は危機などで無く、非常に貿易は良好だ。まづ第七表を見よ。

(七) 帝國對外貿易價額(千円)

年	輸出	輸入	入超
昭和三年	二、〇六、〇五五	二、三三、九九三	三、三三、九〇四
同 四年	二、二七、六五八	二、三六、九一七	一、〇九、二五九
同 五年	一、五八、六二四	一、六八〇、二九四	一、〇九一、六八〇
同 六年	一、二九、二二一	一、三九、四〇九	一、一〇〇、一八七
同 七年	一、四七、二六六	一、五四、五五九	一、〇七、二九三
同 八年	一、九二、四八五	二、〇七、〇六四	一、一四五、五八四

(備考)内地、朝鮮、臺灣の合計、八年は概算。

昭和六年の輸出十一億七千九百萬圓は、七年に十四億五千七百萬圓に増し更に八年には十九億三千百萬圓に飛んでゐるではないか。しかも昭和八年は外國の關稅引上だの、輸入割當だの、ブロックだのと騒々しい裡に於けるわが貿易の輸出増進である。敵が防禦工事を築くと見ると、もう味方は負けて仕舞ふかの様に、息切れのする聲で喚き立てる様だが、事實は、日本商品の進出はそんなに根據薄弱なるものではないのである。九年一月の貿易も輸出は概算一億二千八百萬圓で、前年一月の一億七百萬圓に較べるとずつと多い。輸入は棉花が這入らなかつた關係で一億四千四百萬圓と前年一月より約三千萬圓も尠い。

更に正金銀行調の貿易數量指數で見ると、第八表の如く、昭和八年は輸出一三七・一、輸入一〇四・一、合計二二〇・一を示し、六年七年と比較にならぬ程良い。

前途も亦、大觀して良好であると思つて差支へない。其譯は前輯まで屢々述べた所だが、端的に云へば良くて安い日本品

(八) 貿易數量指數(正金銀行調)

(昭和三年=100)

年	輸出	輸入	合計
昭和六年	一〇五・八	一〇三・二	二〇九・〇
同 七年	一四四・六	六七・七	二一二・三
同 八年	一七三・一	一〇四・一	二七七・二

(備考)八年は十一月迄の平均。

の流れは、如何なる防禦工事と雖も突破するからだ。

(九) 五大都市倉庫貨物輸出入高

月	入庫 (千個)		出庫 (千個)	
	八年	七年	八年	七年
一月	四、六〇九	五、〇三六	三、四〇三	三、四八七
二月	四、一五三	四、五九一	三、四七七	三、六七四
三月	五、一三三	四、七六八	四、〇四七	四、一六七
四月	六、三三二	四、三三〇	三、七一九	三、二九九
五月	四、四七七	五、八五六	四、四六四	四、一〇五
六月	四、一七四	四、〇一五	四、八七〇	四、一八八
七月	四、一〇一	三、〇六六	五、〇四八	四、二〇六
八月	四、二二三	二、六六二	五、〇四二	四、七〇六
九月	三、八四四	三、〇〇九	五、五〇七	四、四三三
十月	三、三三四	二、三九五	四、八九七	四、〇八七
十一月	三、七四五	三、三四九	四、三九三	三、八一四
十二月	八、八五三	四、五六八	四、八八四	四、三九九

(備考)東京、横濱、大阪、神戸、關門名古屋の四十一倉庫。但、昭和八年十二月分は四十二倉庫。

五、内地に於ける商品の流れ

商品は内地でどう動いて居るか。内地で生産され、若くは輸入された商品は一應倉庫に入る(大量貨物は別である)そして、取引に従つて流れ出る。尤も倉庫證券で賣買されて、商品は現實に動かぬ場合もあるが、未だ夫れが非常に多い程景氣は良くはないから、現在は、賣買、若くは利用價值を高めらるゝために商品が移動する場合は遙かに多いであらう。

いま、五大都市の倉庫貨物出入高個數をみると、第九表の如くで、八年の入庫は一、二、五月の三箇月を除き他の月は何れも前年に比し増加して居り、特に六月以降引續いての入庫増は甚だしい。出庫の方も四月以降前年に比し増加を續けてゐるが入庫の増加に及ばぬ。殊に昨年十二月には一昨年に